

平成30年3月2日開会

平成30年3月16日閉会

平成30年第1回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

平成30年第1回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 3月2日(金) から3月16日(金) までの15日間
2. 日程

| 日程 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-------|----|------|---|
| 第1日 | 3月 2日 | 金 | 午前9時 | 本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告、施政方針 6 委員会の閉会中の調査研究結果の報告 7 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 8 議案の上程、説明(補正予算、条例等、一般会計[当初]) |
| 第2日 | 3月 3日 | 土 | | 休 会 |
| 第3日 | 3月 4日 | 日 | | 休 会 |
| 第4日 | 3月 5日 | 月 | 午前9時 | 本 会 議 1 開 議 2 議案の上程、説明(特別会計[当初]、その他) 議会全員協議会 本会議終了後 |
| 第5日 | 3月 6日 | 火 | | 休 会 |
| 第6日 | 3月 7日 | 水 | 午前9時 | 本 会 議 1 開 議 2 議案質疑、委員会付託 3 請願の上程、説明、質疑、委員会付託 |
| 第7日 | 3月 8日 | 木 | 午前9時 | 休 会(本会議) 現地視察 総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会 ごみ処理施設整備事業特別委員会 |
| 第8日 | 3月 9日 | 金 | 午前9時 | 休 会(本会議) 特別委員会(ごみ・温泉・学校) 午前9時～ |
| 第9日 | 3月10日 | 土 | | 休 会 |
| 第10日 | 3月11日 | 日 | | 休 会 |
| 第11日 | 3月12日 | 月 | 午後1時 | 休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午後1時～ |
| 第12日 | 3月13日 | 火 | 午後1時 | 休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午後1時～ |

| 日 程 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-------|----|------|--|
| 第13日 | 3月14日 | 水 | 午前9時 | 本 会 議 1 開 議 2 一般質問 |
| 第14日 | 3月15日 | 木 | | 休 会 |
| 第15日 | 3月16日 | 金 | 午後1時 | 本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会 |

平成30年第1回和気町議会定例会目次

| | | | |
|-------|----------|-------|-----|
| ◎第1日 | 3月2日(金) | | 1 |
| ◎第4日 | 3月5日(月) | | 23 |
| ◎第6日 | 3月7日(水) | | 31 |
| ◎第13日 | 3月14日(水) | | 75 |
| ◎第15日 | 3月16日(金) | | 109 |

平成30年第1回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 平成30年3月2日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成30年3月2日 午前9時00分開会 午後4時04分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
3番 山本 稔 4番 居 樹 豊 5番 万代 哲 央
6番 山本 泰 正 7番 尾 崎 忠 信 8番 西 中 純 一
9番 広 瀬 正 男 10番 安 東 哲 矢 12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 11番 柴 田 淑 子
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 税 務 課 長 桑 野 昌 紀
民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明 生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克
健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹 介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之
産 業 建 設 部 長 南 博 史 産 業 振 興 課 長 万 代 明
上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治 地 域 審 議 監 大 石 浩 一
事 業 課 長 岡 本 康 彦 教 育 次 長 今 田 好 泰
学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明 社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|-------|--|---------------------|
| 日程第 1 | 議席の変更について | 変更 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名について | 10番 安東哲矢 3番 山本 稔 |
| 日程第 3 | 会期の決定について | 15日間 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 | 議長、町長 |
| 日程第 5 | 議員報告第 1 号 厚生産業常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告について | 厚生産業常任委員長 報告 |
| 日程第 6 | 選挙第 1 号 田原用水組合議会議員の選挙について | 推選 |
| 日程第 7 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について | 適任 |
| | 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について | 適任 |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 和気町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について | 説明 |
| | 議案第 2 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について | 説明 |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 平成 29 年度和気町一般会計補正予算（第 9 号）について | 説明 |
| | 議案第 4 号 平成 29 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について | 説明 |
| | 議案第 5 号 平成 29 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について | 説明 |
| | 議案第 6 号 平成 29 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について | 説明 |
| | 議案第 7 号 平成 29 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について | 説明 |
| | 議案第 8 号 平成 29 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 説明 |
| | 議案第 9 号 平成 29 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 説明 |
| | 議案第 10 号 平成 29 年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 説明 |
| | 議案第 11 号 平成 29 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について | 説明 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|-------|--|-----|
| | 議案第12号 平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について | 説明 |
| | 議案第13号 平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）について | 説明 |
| | 議案第14号 平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第2号）について | 説明 |
| | 議案第15号 平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について | 説明 |
| | 議案第16号 平成29年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について | 説明 |
| | 議案第17号 平成29年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について | 説明 |
| 日程第10 | 議案第18号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第19号 和気町公民館条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第20号 和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第21号 和気町立体育館条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第22号 和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第23号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第24号 和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について | 説明 |
| | 議案第25号 和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 説明 |
| | 議案第26号 和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について | 説明 |
| | 議案第27号 和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について | 説明 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|---------|-------------------------------------|-----|
| 日程第 1 1 | 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度和気町一般会計予算について | 説明 |

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、9名、欠席1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回和気町議会定例会を開会します。

なお、野津地方創生課長が体調不良のため欠席しておりますので、ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議席の変更についてを議題とします。

草加信義君から議員の辞職願が提出され、本年2月28日をもって辞職の許可を行っています。これにより議員2名の欠員を生じております。

また、4月には議会議員の補欠選挙が執行予定のため、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたします。

1番 山本 稔君の議席を3番に、2番 居樹 豊君の議席を4番に、3番 万代哲央君の議席を5番に、4番 山本泰正君の議席を6番に、5番 尾崎忠信君の議席を7番に、6番 西中純一君の議席を8番に、7番 広瀬正男君の議席を9番に、9番 安東哲矢君の議席を10番に、10番 柴田淑子君の議席を11番に、11番 私、当瀬万享の議席を12番にそれぞれ変更します。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時02分 休憩

午前9時03分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番 安東哲矢君及び3番 山本 稔君を指名します。

(日程第3)

○議長(当瀬万享君) 日程第3、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る2月22日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る2月22日午前9時から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。委員会には、議会運営委員全員、町長、副町長、関係部・課長出席のもと、平成30年第1回和気町議会定例会の会期、日程、案件等を協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期であります。3月2日、本日金曜日から3月16日金曜日までの15日間でございます。

日程であります。第1日、3月2日金曜日午前9時、本日でございますが、本会議、議事日程の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、施政方針、委員会の閉会中の調査研究結果の報告、諮問の上程、

説明、質疑、討論、採決、議案の上程、説明。本日は、29年度の補正予算、条例改正、30年度の一般会計当初予算であります。本会議終了後、議会運営委員会を予定いたしております。なお、一般質問の通告期限は本日午後1時であります。

第2日、3月3日土曜日、第3日、3月4日日曜日は、休会でございます。

第4日、3月5日月曜日午前9時、本会議開催で、議案の上程、説明、30年度の特別会計、当初予算及びその他でございます。なお、本会議終了後、議会全員協議会を予定いたしております。ご存じかと思いますが、尾水尾池改修工事の件でございますので、よろしく願いいたします。

第5日、3月6日火曜日、休会でございます。

第6日、3月7日水曜日午前9時から本会議で、議案の質疑、委員会付託でございます。請願の上程、説明、質疑、委員会付託を終了後行います。

第7日、3月8日木曜日午前9時、本会議は休会ございまして、委員会の現地視察を予定いたしております。総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、各委員会ごとに現地視察を行い、昼食後ごみ処理施設整備事業特別委員会でごみ処理施設の視察を予定いたしております。

第8日、3月9日金曜日、本会議は休会で、特別委員会を予定いたしております。午前9時からごみ、温泉、学校の順でございます。

第9日、3月10日土曜日、第10日、3月11日日曜日は、いずれも休会でございます。

第11日目、3月12日月曜日、本会議は休会ございまして、午後1時から総務文教常任委員会を予定いたしております。

第12日、3月13日火曜日、本会議は休会ございまして、午後1時から厚生産業常任委員会を予定いたしております。

第13日、3月14日水曜日午前9時、本会議で一般質問でございます。本会議終了後、議会運営委員会及び議会広報編集委員会を予定いたしております。

第14日、3月15日木曜日午後1時から一般質問の予備日に充てております。

第15日、3月16日金曜日午後1時、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決で閉会の予定でございます。
○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月16日までの15日間に決定しました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

次に、町長から諸般の報告とあわせて、平成30年度町政執行に当たり施政方針演説がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、皆さんおはようございます。

諸般の報告をさせていただきます。

本日ここに、平成30年第1回和気町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては早速ご参集賜りまことにありがとうございます。

それでは、ここで平成29年第9回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、1月4日に、和気武道館において50名の参加のもと鏡開き式が行われました。寒さを吹き飛ばす稽古初めの後、各スポーツ少年団代表と中学校柔道部の代表により誓いの言葉が述べられました。

次に、1月7日、学び館サエスタにおいて平成30年和気町成人式が盛大に開催されました。今回の対象者は132人のうち104人が出席し、同級生や恩師との久しぶりの再会で楽しいひとときを過ごすとともに、決意を新たに大人への第一歩を踏み出しました。

次に、1月11日、文部科学省、厚生労働省、経済産業省主催で開催される平成29年度キャリア教育推進連携シンポジウムで和気閑谷高等学校を中心とした産官学が連携したキャリア教育の取り組み、「和気閑谷高校魅力化プロジェクト」が「第7回キャリア教育推進連携表彰」最優秀賞を受賞しました。これは、文部科学省、経済産業省が共同で実施する表彰で、全国のキャリア教育の取り組みの中から日本一に選ばれたということです。今回の受賞は、町が高校に派遣する地域おこし協力隊による総合的な学習の時間、「閑谷學」をコーディネートするほか、商工会でのインターンシップ及び商品開発等、町ぐるみで生徒の生きる力を育む取り組みが評価されたことによるものであります。シンポジウムの中で和気閑谷高校の生徒による事例発表も行われました。今後、和気閑谷高校と連携し、「教育のまち和気」の取り組みが人材育成の拠点として和気町発展の柱になることを期待しているところでございます。

次に、友好都市であります中国上海市嘉定区との交流についてですが、今年度は交流開始から30周年、友好都市縁組から25周年、嘉定藤公園開園から20周年の節目を迎え、嘉定外事弁公室の顧春華副主任が1月10日から14日まで和気町に滞在され、藤公園の管理について研修されました。12日には歓迎会を行い、交流を深めたところでございます。

次に、1月21日、和気町体育館において第21回和気町長杯小学生バレーボール大会が町内4チーム、町外10チームの参加により開催され、熱戦が繰り広げられました。

次に、1月24日、B&G全国サミットが笹川記念館で開催され、出席をいたしました。本町は、利用者の増、インストラクターの充実等が認められ、平成28年度の評価は最高評価である特Aに昇格し、今後小さいながらも施設の活用をより充実し、人材育成の場とすべく今後の努力に期待しているところであります。

次に、1月28日、百間川河川敷で第7回「晴れの国岡山」 駅伝競走大会が開催され、本町は中学生から社会人の15名でチーム編成をし、これまで練習に励んできました。当日、インフルエンザ等の影響もあり、総合15位で、町村ではトップの奈義町と同タイムで2位という成績でありました。

次に、1月31日、平成29年度第1回岡山都市圏連携協議会が開催されました。平成29年度の主な取り組みの報告や平成30年度の取り組み概要案、連携協約の変更等について協議をいたしました。平成30年度の取り組みとしては、移住相談窓口であるおかやまぐらし移住の窓口の相談体制の充実や図書館の相互利用の拡充などが承認され、圏域全体の発展に向けた事業の加速化を確認したところであります。なお、沿線で山陽本線岡山姫路間の活性化と利便性の向上が今後の課題であり、関係機関でJRに対し沿線地域の活性化を要請してまいることになっております。

次に、2月3日、学び館サエスタにおいて平成29年度和気町青少年健全育成推進大会を開催しました。町内小・中学生の明るい家庭づくり作文、ポスター、善行児童・生徒の表彰が行われ、県入賞者の作文発表が行われ、参加者一同今後の活動と補導員等関係者がなお一層努力し、青少年の健全育成に努めるよう誓ったところであります。

次に、2月5日、超高密度気象観測システム、「ポテカ」情報共有の協定に係る調印式を行いました。東京に本社があります株式会社千代田組が気象情報を計測し、全国のサーキット関係者に情報提供するため設置しているものですが、このたび一般へも供用されることとなりました。これにより、細かい地域での気象情報が把握されることとなります。本荘小学校、佐伯小学校、旧石生小学校、旧日笠小学校、旧山田小学校の5カ所に計測器を設置しており、スマートフォンやパソコンから簡単に閲覧ができることから、町民に対してもお知らせすることとしています。

次に、2月11日に、町内の独身者に対して出会いの場を提供するなど、若者の定住及び人口増を目的に、赤磐市と合同でカップリングパーティーを開催しました。当日は、和気鶴飼谷温泉に男性19名、女性17名の計36名が参加いたしました。めでたく成立したカップルは6組で、そのうち和気町在住、在勤の男性が2名でした。

次に、2月13日、備前警察署長から平成29年中の犯罪及び交通事故の発生状況について説明がありました。刑法犯の発生状況については、備前署管内で対前年度比マイナス61件の223件と、減少傾向にあります。和気町内では対前年比マイナス35件の56件でありました。しかし、和気駅前交番管内での発生は減少傾向にあるものの、備前警察署管内では最多の39件という状況であります。また、交通事故の発生状況につきましては、備前警察署管内の人身事故は昨年123件発生しております。そのうち本町では33件が発生しているという状況で、特に本荘地区で多く発生しておる状況でございます。

次に、2月18日、鶴飼谷温泉多目的ホールのオープニングイベントを開催いたしました。町内外から5団体の出演によるバンド演奏を行い、多くの方でにぎわいました。演奏活動やダンス等にも利用できることから、温泉施設利用の相乗効果を期待し、多くの方に利用していただけるようPRしてまいりたいと考えているところであります。

次に、2月25日、第6回和気町長杯少年軟式野球大会が開催され、町内外から16チームが本荘小学校へ集合し、開会し、町内3カ所に分散し熱戦が繰り広げられました。

次に、2月26日、和気町地域見守り・支え合いネットワーク推進事業に関する協定第2回締結式を行いました。日常業務の中で気づいた高齢者のちょっとした異変などを地域包括支援センターに連絡していただく緩やかな見守り事業で賛同いただいたシルバー人材センターや町内理容店、タクシー事業者など、16の協力事業者との間で今回協定を締結いたしました。前回、平成28年8月5日の協定と合わせて27事業所となりました。

次に、2月28日、和気交番の開所式に出席いたしました。これまでの和気駅前交番が福富地内国道374号線沿いに移転するもので、交番機能は2月26日から移転しております。和気町の安全・安心な社会のために更なる機能の充実と、更に町民にとって身近な存在であるよう期待しているところであります。なお、町民に対しては、広報紙、告知放送等で周知を行っております。

次に、吉井川流域DMOの一般社団法人化は、来年度早期の設立に向け準備を進めているところでございますが、事務局長の採用について公募いたしましたところ、全国から7名の応募があり、1次の書類審査で4名にまで絞り、2月13日に採用面接を行った結果、赤磐市在住の方に決定いたしました。DMOの設立並びに運営管理、今後の取り組みとしてインバウンドを中心としたマーケティング・プロモーションの推進、地域の特性を活かした体験メニューや特産品の開発に期待しているところでございます。

次に、農業共済組合の1県1組合化についてであります。1月26日に第4回目の団体長会が開催され、平成31年4月を目途に1県1組合化を目指し、本格協議を開始することで合意しました。今後は、農業共済組合設立準備会を発足し、東備農業共済事務組合での全員協議会を踏まえて検討しながら進めてまいりたいと考えております。事務組合での方向が決まり次第、随時和気町議会において状況報告をしていく方向で検討させていただきます。

次に、日笠上地内にあります尾水尾池についてであります。昨年末から堤体改修工事を実施してまいりましたが、1月31日に堤体のグラウト工事を実施していたところ、突然32メートルにわたり堤体が崩落しました。原因は調査中ですが、漏水箇所が多く見受けられるため、堤体の土質が想定以上に不安定であったことが原因ではないかと考えております。なお、このことについて去る2月2日に厚生産業常任委員会を開催し、報告を行ったところであります。また、今後の予定でございますが、地元水利組合は全面改修を要望されていることから、町としても早急に岡山県等関係機関と協議を進め、そして予算を確保するとともに、議会へ補正予算を上程し、早期の工事発注に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというように思います。なお、今議会中に全員協議会で状況報告をすべく日程調整をしているところでございます。

次に、国民健康保険についてであります。平成30年度から県が財政運営の責任主体として市町村とともに国保の運営を担うことから、市町村では県が定めた国保事業納付金を県に納めることとなります。1月末に平成30年度の本算定結果が示され、本町では3億8,700万円を納めることに決定されました。この結果について、2月8日に開催した和気町国民健康保険運営協議会に諮り、当面の間は国保加入者に新たな負担を強いることなく、基金及び繰越金を充当し、国保運営ができると報告し、了解を得ました。しかし、今後も医療費の増加等問題点も多く、保健事業の推進、医療費の適正化を進め、医療費の抑制、安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、閉校跡地の利用についてであります。I P U、環太平洋大学が利用する旧石生小学校跡地と旧総合グラウンドが和気ベースボールパークとして完成いたします。閉校施設を有効に活用することになり、大学のキャンパスとして本町への定住人口、交流人口の増加を期待しております。また、交流人口増加によって、本町の魅力を再発信でき、和気鶴飼谷温泉等の町内施設の利用増加にも期待しているところであります。今後のスケジュールですが、今月12日に和気ベースボールパークグラウンドにおいてオープニングセレモニーが行われ、来月から入寮の予定となっております。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

先ほど議長の方から、町長の施政方針につきましての時間をご了解いただきましたので、これより施政方針をさせていただきます。

平成30年第1回和気町議会定例会の開会に際し、議会に提案いたします平成30年度一般会計及び特別会計の各予算を初め、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端とする予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解を得たいと存じております。

国の1月の月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているとし、景気全体の判断が7カ月ぶりに引き上げられました。海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされているものの、完全失業率の低下や有効求人倍率の上昇など、雇用情勢が改善されたことに加え、個人消費も持ち直していると発表されています。また、日本政府観光局による昨年の外国人旅行者数は約2,870万人となり、一昨年の2,400万人を超え、過去最高を更新いたしました。更に、2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催も控えております。また、第4次産業革命とされているI o T、ビッグデータやA Iなどによる技術革新は目覚ましいものがあり、産業構造や就業構造が急激変化すると言われております。

一方、少子・高齢化は急速に進んでおり、国は総合戦略において、東京一極集中の是正を掲げているものの、実際には東京圏の年間転入超過数は拡大している状況であります。地方における若者の大幅な減少は、地方の空洞化と少子・高齢化の一層の加速を招き、経済社会の持続可能性に懸念を生じさせます。

また、国の平成30年度予算編成の基本方針において、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように施策を実施していく必要があるとの考えを

示しています。

これらのことから、昨年12月に閣議決定した新しい経済政策パッケージにおいて、持続的な経済成長をなし遂げるための鍵は少子・高齢化への対応であるとし、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、2020年度までの3年間を集中投資期間として取り組むこととしております。全国の自治体が知恵と汗を出し合う地方創生社会の実現に直結するための取り組みなど、喫緊の重要課題への対応をするため、経済・財政再生計画に掲げる歳出改革を着実に実行することとされており、予算編成に当たっては聖域なき徹底した見直しを推進することとしています。また、それを踏まえ、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、歳出に関する徹底した見直しを進めることが求められています。趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処されています。

こういった中、和気町の財政状況につきまして申し上げます。

平成28年度決算では、財政の弾力性を示す経常収支比率は、固定資産税収の増額、下水道事業等への繰出金の減額など改善要素がある一方、合併特例による普通交付税の増額分縮減の影響が大きく、94.7%と前年度に比べ0.1ポイント改善にとどまっております。また、一般会計等が負担する実質的な公債費の財政規模に対する比率であります、実質公債費比率は公債費及びそれに準ずる債務負担行為に係るものの減少などにより12.9%と、前年度に比べて1.2ポイント改善し、地方債の許可が必要となる基準であります18%を下回っております。

次に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の財政規模に対する比率である、将来負担比率は地方債現在高が増額し、債務負担行為に基づく支出予定額の増加などにより67.8%と、前年度に比べ34.1ポイント悪化いたしました。

次に、29年度の決算見込みですが、平成18年の合併以来、厳しい財政環境下でありましたが、昨年度までは財政調整基金を取り崩すことなく決算することができました。しかし、本年度については現時点で1億9,500万円の取り崩しを見込んでおります。例年になく非常に厳しい状況ではありますが、交付金の確定、不用額等により、最終的には取り崩しを解消できるものと考えているところであります。この危機的状況の主な理由としては、歳入では一般財源の大部分を占める普通交付税の縮減が段階的に大きく減額される一方、歳出においても高齢化の進行による社会保障費の増加傾向が顕著であることが上げられます。

今後、高齢化の進行による社会保障費の増大や平成28年度から始まった合併特例による普通交付税増額分の縮減が更に進んでまいります。このことから、更なる行財政改革に取り組むとともに、新たな一般財源の確保をするための努力が不可欠であります。財政基盤の強化に向けて、引き続き全庁を挙げて取り組んでまいります。私は、このような状況を真摯に受け止め、事務事業の効率的な執行とめり張りのある行財政運営を行い、将来のまちづくりに責任を持って最後まで町政のかじ取りを行う決意であります。

それでは、町政運営の基本方針について述べさせていただきます。

人口減少問題の克服を目的として平成27年10月に策定いたしました和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成28年10月に改訂を行い、現在スピード感を持って取り組みを進めているところであります。こうした取り組みの効果もあり、本町の平成29年の人口動態は転入から転出を引いた社会動態が49人の増加と、6年ぶりの転入超過となりました。これは、平成18年の合併で現在の和気町となって以降、最多であります。この流れを一時的なものではなく、本格的なものとするために、平成30年度も引き続き教育、保育環境の充実に取り組むとともに、移住促進施策の充実等地方創生の取り組みを加速させることで、人口減少に歯止めをかけるべく取り組んでまいります。

なお、ふるさと納税の取り組みについては、地域経済の活性化や和気町のPRを目的に平成27年12月から取り組み、昨年度2,623件、7,670万円、そして昨年4月から本年2月26日までで3,117件、8,524万円の寄附をいただいているところであります。平成30年度もより制度を充実させ、更なる返礼品

の充実に努めてまいります。

次に、平成30年度の予算編成では、4月執行の町長選挙のため、経常的経費のみの骨格予算となります。本町の財源の大部分を占める普通交付税増額分を縮減するため、歳出額に削減目標を設定し、健全財政に取り組んでおります。増加傾向にある扶助費等社会保障関係経費にも対応しつつ、町民福祉の一層の向上、活力あるまちづくりに資する重点施策、事業に取り組まなければなりません。特に、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の各種事業に取り組むことといたしております。

次に、ここからの平成30年度の主要事業の概要につきまして、第1次和気町総合振興計画の基本計画の目標に沿って述べさせていただきます。

まず、健やかで笑顔あふれるまちづくりについては、高齢者福祉の充実ではありますが、ひとり暮らしや認知症を有する高齢者が年々増加する中、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

また、地域住民や関係機関、団体との協働による見守りや支え合いの体制づくり、認知症施策の推進として早期発見、対応や介護者支援を重点に置いた普及啓発及び地域における通いの場の充実支援等を行ってまいります。

次に、障害者福祉の推進につきましては、平成29年度中に策定いたします第2次障害者計画の基本理念にのっとり、地域で当たり前暮らし、ともに支え合い、心豊かに暮らせる町を目標にして、障害者の自己決定と自己選択が尊重される和気町実現のため、サービス基盤の整備や相談支援体制の充実に努めてまいります。

次に、生きがいを持って心豊かに暮らせるまちづくりについてではありますが、全国的に少子化の進行や世帯規模の縮小、教育、保育ニーズの多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化いたしております。これまでに和気町では、子供の健やかな成長と自立を応援するとともに、子供を安心して産み育てられるまちづくりに向けて、様々な次世代育成支援施策を推進してきました。町としては、これまでの取り組みを踏まえて、子ども・子育て支援制度に適切に対応し、子供の健やかな育ちと保護者の子育てをより一層社会全体で支援してまいります。

また、統廃合により小規模校の児童がスムーズに学校に順応できるよう、町独自の基準を設けていることから、平成30年度は町費負担教職員6名を配置し、新年度を迎えることといたしております。

また、統合後の校舎等跡地利用につきましては、閉校となった小学校及び幼稚園の建物と土地及び附属施設を有効に活用し、引き続き地域の振興と発展を前提とした事業を展開する事業者を幅広く公募し、提案内容を総合的に評価して事業者を選定させていただく予定であります。残された施設については、今後あらゆるメディアを利用し全国発信での公募を行いながら、和気町の更なる発展に寄与できる活用を検討してまいります。

次に、活力とにぎわいのあるまちづくりではありますが、多様な地形と自然を有する本町では、地域の特色を生かしながら産業経済の活性化を促進し、商工業や観光の振興に努めてまいります。

まず、農業振興についてではありますが、本町においては、農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地、耕作放棄地の増加は地域において大きな問題であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地の更なる利用調整を進めてまいります。

また、有害鳥獣の対策については、狩猟者の処理等に係る負担を軽減させる目的として、鳥獣処理施設を平成28年度に整備しましたが、更なる駆除活動の促進を図るため、本年度から施設への持ち込みについて土曜日の受け付けを行うことといたしました。従来の防護柵の設置補助等と合わせて、本町の農地、農作物の被害軽減に努めてまいります。

次に、商工業の振興ではありますが、工業団地の整備につきましては、平成28年度から30年度事業で矢田地

内の4ヘクタールの計画を進めております。現在、県との協議中で、今年度中に開発申請を提出する予定であります。また、広域水道及び自転車道の移転に伴う協議も行っております。用地買収につきましては、現在手続中の2筆を残して買収を完了いたしており、今後開発許可及び転用許可後平成30年度から造成工事に着手し、平成30年度末には完成を予定いたしております。

次に、和気鶴飼谷温泉につきましては、引き続き町民の皆様へ愛される施設であるために、丁寧、清潔をモットーに励んでまいります。人が集い、憩う健康発信情報拠点として、多彩なプランを提案し健全運営に努めてまいります。特に環太平洋大学野球部の対外試合等による人の流れが宿泊等につながるようPRをしてまいります。

次に、自然と共生した安らぎのあるまちづくりについてであります。持続可能な循環型社会の構築について、これまで推進しておりますプラスチック製容器包装の分別回収、レジ袋の有料化によるマイバッグ運動や、再資源化の推進により廃棄するごみ量の削減をより一層進めてまいります。また、生ごみ・剪定枝堆肥化事業についてであります。月平均約60トンの処理をしており、燃やすごみの更なる減量化につながるよう事業推進を図ってまいります。

次に、和気町単独でのごみ焼却施設の整備についてであります。総事業費約12億9,500万円、処理能力1日10トンで整備を進めてまいりましたが、完成の運びとなりました。4月からの運営につきましては、今後15年間にわたって、包括的に運営を委託する長期包括的委託方式により、安定かつ継続的なごみ処理を図ってまいります。

次に、快適で安全・安心のまちづくりについてであります。本町で立ちおけております幹線道路の機能強化を重点課題といたしております。南北の国道374号線と東西の主要地方道、岡山赤穂線、更には美作岡山道路の整備促進を引き続き進めてまいります。

初めに、岡山赤穂線につきましては、藤野地内において現田ヶ原橋の下流部に新たな橋梁を架橋中であり、平成28年度に下部工が完成し、引き続き平成29年度から橋梁上部工に着手しております。平成29年度の事業費は約2億9,000万円を実施いたしております。

なお、今後の予定といたしましては、仮称新田ヶ原橋が完成次第以降、坂本地内の改良工事や、宿北地内の舗装工事等が順次実施される予定で、引き続き早期完成を目指し、国及び岡山県等関係機関へ強く要望してまいります。

次に、国道374号線衣笠から福富間の歩道整備につきましては、長年岡山県に要望いたしておりますが、平成29年度から測量等に着手されており、早期工事着手に向けて要望を重ねてまいります。

次に、満車状態が多く利用者の方にご不便をかけていた駅前駐車場の拡張整備の計画を進めており、平成30年から32年にかけて用地買収、測量設計、拡張工事を実施したいと考えております。

次に、老朽化により補修が必要となった町道橋については、平成28年度から順次計画的に修繕工事を行っており、29年度は1橋の修繕工事を行いました。平成30年度は2橋の修繕工事を行う予定であります。

次に、治水事業につきましては、行政の根幹をなすべき重要なものであるとの認識から、特に人家に影響があります吉井川河川改修及び初瀬川改修の早期完成に引き続き努めてまいります。特に佐伯地域の吉井川改修については、平成27年度より吉井川右岸工事及び支流の田土川に着手しており、今後も早期完成を目指して国に対して強く要望してまいります。和気地域につきましては、懸案となっております田原上地内、最上流右岸の暫定堤防400メートルのかさ上げについては、本年度一部仮設道路の設置工事に着手し、今後早期完成に向けて国土交通省へ要望してまいります。

次に、初瀬川の改修につきましては、平成28年度に稲坪橋の架け替えに伴う下部工事、平成29年度は上部工の架設工事を実施しております。その後、町道取合部分の工事を実施し、平成30年の夏ごろに稲坪橋が通行

可能となる予定であります。

次に、佐伯地区の急傾斜地崩壊対策事業堅町地区及び砂防事業の西の谷川については、平成30年度に用地測量、補償算定を実施し、順次用地買収を進める予定であります。

また、平成25年度から県営事業として着手いたしました中山間地域総合整備事業につきましては、本農道、原排水路、大谷下池ほか4地区の工事も順調に進んでおり、平成30年度事業完成に向けて今後も事業を進捗してまいります。

次に、県営ため池整備事業につきましては、平成26年度に採択されました日笠下地区の上見池が平成28年度から本体工事に着手し、平成30年度中の完成を見込んでおります。

次に、広域農道につきましては、東部2期地区の佐伯田土地区から岸野寺谷地区では現在工事が進んでおりますが、早期完成に向けて予算措置等を関係機関に要望してまいります。

次に、昨年7月の梅雨前線による大雨及び台風3号による豪雨で、九州北部の大分県、福岡県で甚大な被害が出たことは記憶に新しいところであります。また、マグニチュード8程度の地震が30年以内に発生する確率が70%から80%と非常に高い南海トラフを中心とする大地震等について、住民の生命、財産を地震、風水害等から守るため、自助、共助の役割を担う自主防災組織への支援を行うとともに、地域防災の担い手となる防災士の育成、支援についても引き続き取り組み、現在防災士の受講をされている方がございますが、ぜひこれからも多くの防災士を置きながら、地域の安全・安心のために努めてまいります。特に地域と行政が一体となった地域防災力の向上に努めなければならないと考えております。また、災害時等有事の際の住民の安全かつ迅速な避難行動を確保するために、平成26年度に作成したハザードマップについては、現在、岡山県が進めている土砂災害特別警戒区域の調査・指定状況を踏まえて更新作業を行い、緊急地震速報や弾道ミサイル発射情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報の伝達手段である「全国瞬時警報システム（Jアラート）」については、機器の更新に併せて、住民への迅速な情報伝達手段確立のために、屋外スピーカーと連動したシステムを平成30年度に整備します。

そして、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についても、平成29年度に策定した和気町備蓄計画に基づき、引き続き整備を進めます。

安全で安心して暮らせる社会の実現のために、町民一人ひとりの危機管理意識の高揚に努めるとともに、関係機関・団体とも連携し、さらなる防災・防犯体制の強化に努めてまいります。

次に、安全な水の安定供給と適切な生活排水などの処理に関連いたしまして、本荘第2排水機場のポンプ増設工事につきましては、平成29・30年度継続費で事業を実施し、早期利用開始に向け整備を進めてまいります。

以上、平成30年度の町政運営について、私の考えを述べさせていただきました。地方創生への取り組みを軌道に乗せながら、希望ある未来に向け、町民の皆さまの力を結集し、全国に誇れる「人かがやき 共に支え合う 快適で 健やかなまち」の実現をめざして邁進してまいりますので、議会議員皆様をはじめ、関係諸団体、さらには町民のみなさんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成30年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

(日程第5)

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議員報告第1号厚生産業常任委員会の閉会中における調査研究結果の報告についてを議題とします。

議員報告第1号について、委員長から報告を求めます。

厚生産業常任委員長 山本君。

○厚生産業常任委員長（山本 稔君） 皆さん、おはようございます。

厚生産業常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る2月2日午後1時より、委員全員、町長、副町長、産業建設部長、まち経営課長ほか出席のもと、尾水尾池工事についての審議を行いました。

まず、尾水尾池工事において、今グラウト工法で工事中、事故が発生し、堤体が高さ5メートル、幅32メートルにわたり崩落し、機械自体が破損したが、作業員は避難しており人的被害はなかったことが報告されました。この後、委員から、ほかではこのような事故はないのかという質問に、グラウト工事では非常に珍しいとの回答がありました。

赤坂の方でグラウト工法で堤防自体が弱体化して同じようなことになったのは聞いたことがあるという意見も出ております。

原因はどの質疑に、土が腐っておることが原因のようであるが、詳しくはわからないとの答弁があり、堤体のやり直しをして、責任分野をきっちりしてもらうようにしたらどうかなどの意見があり、現地視察を行いました。

現地視察の結果、一からやり直しをしないとだめであるとのことが委員の意見でありました。

なお、償還助成事業で一部着手しているので、工法の変更と規模が大きくなるということで、事業の手法は変わらないので、地区住民と話し合いをして今後の方針が決定したら、議会に提出をし、説明をするようお願いし、委員会を終了しました。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

以上で議員報告第1号を終わります。

ここで10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、選挙第1号田原用水組合議会議員の選挙を行います。

ここで事務局長に説明させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 選挙第1号説明した。

○議長（当瀬万享君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって田原用水組合議会議員の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

ここで、推薦名簿を配付します。しばらく時間をいただきます。

お配りの名簿は、石生地区を通じまして、町長から山本厚生産業常任委員長へ推薦のあった方々です。

私は、田原用水組合議会議員に原 学君、杉本 巧君、片山安茂君、近藤憲一君の4名の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名しました原 学君、杉本 巧君、片山安茂君、近藤憲一君の4名の方を田原用水組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました原 学君、杉本 巧君、片山安茂君、近藤憲一君の4名の方が田原用水組合議会議員に当選されました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、本日提案いたしております諮問第1号及び諮問第2号について説明並びに朗読を行います。

まず、諮問第1号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の日笠民子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書の4ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、日笠民子氏の経歴を裏面に掲載いたしております。

次に、諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員、杉本晴彦氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書6ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、杉本晴彦氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これから諮問第1号及び諮問第2号の2件の質疑を行います。

まず、諮問第1号についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に諮問第2号についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、諮問第1号及び諮問第2号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。
お諮りします。

諮問第1号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから諮問第1号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第1号は、適任と答申することに決定しました。

次に、お諮りします。

諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。
お諮りします。

諮問第2号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから諮問第2号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第2号は、適任と答申することに決定しました。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは次に、議案第1号と議案第2号についての提案理由を説明します。

まず、議案第1号の和気町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更についてであります。和気町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてであります。和気町議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

和気小学校整備事業及び小学校・園空調機整備事業における財源内訳の地方債について、当初は工事費のみで計上していましたが、事務費分を増額したことにより変更するものであります。

また、本荘小学校プール建設事業における財源内訳の地方債について、予算編成時に義務教育施設債で計上いたしておりましたが、ヒアリングの結果、合併特例債の充当が可能となったことにより変更するものであります。

更に、和気地域で運行しておりますスクールバス5台分の車庫を和気小学校西側駐車場に建築するため追加するものであります。

また、和気小学校の児童増加により水量不足を生じていることから、低水圧の改善を行う必要があるため追加するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させていただきますので、ご審議、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第1号及び議案第2号の2件、順次細部説明を求めます。

地域審議監 大石君。

○地域審議監（大石浩一君） 議案第1号説明した。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第2号説明した。

（日程第9）

○議長（当瀬万享君） 日程第9、議案第3号から議案第17号までの15件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第3号から議案第17号までの15議案について提案理由を説明いたします。

初めに、議案第3号の平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ1億6,192万1,000円を減額し、予算総額を93億2,376万3,000円とするものであります。今回の補正の主なものとして、歳入では町民税の増額、市町村たばこ税の増額、国庫補助金の地方創生推進交付金の減額、県補助金の農業振興関係補助金の減額、農業用施設災害復旧費県補助金の増額、財政調整基金繰入金の減額で、歳出では自治振興費の減額、高齢者福祉費の減額、保健衛生総務費の減額、ごみ処理施設建設費の減額、農業振興費の減額、林業振興費の増額、道路橋梁総務費の減額、都市計画総務費の減額、街路事業費の減額、事務局費の減額、農業用施設災害復旧費の増額、その他各事業費の確定に伴う減額等によるものであります。

次に、議案第4号の平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ5,027万2,000円を減額し、予算総額を22億4,715万9,000円とするもので、内容としては、前期高齢者交付金の増額、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金等の減額、歳出では総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業費の減額、予備費の調整によるものです。

次に、議案第5号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は日笠診療所勘定で既定の予算に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、予算総額を2,533万1,000円とするもので、内容としては、繰入金、諸収入等の増額、診療収入の減額、歳出では医業費の増額、総務費、予備費の減額によるものです。

また、塩田診療所勘定では、既定の予算から歳入歳出それぞれ28万5,000円を減額し、予算総額を342万1,000円とするもので、内容としては、診療収入の減額、総務費、医業費の減額によるものです。

次に、議案第6号の平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ462万3,000円を追加し、予算総額を2億4,193万2,000円とするもので、内容としては後期高齢者医療保険料の増額、一般会計繰入金、諸収入の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の増額、歳出では諸出金の減額によるものです。

次に、議案第7号の平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定では、既定の予算から737万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億8,467万2,000円とするものであります。内容は、歳入では1号被保険者保険料と一般会計繰入金の減額、歳出では臨時職員に係る人件費、各種委員や講師の報酬、謝礼等を初めとする不用額を減額し、予備費で調整するものであります。

サービス事業勘定については、既定の予算から474万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,196万3,000円とするものであります。内容は、歳入では介護予防サービス計画費収入と一般会計繰入金の減額、歳出では臨時職員に係る人件費とケアプラン作成委託料等の不用額を減額するものであります。

次に、議案第8号の平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は歳出のみの補正で、予算総額に変更はありません。主な内容は、事業費を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第9号の平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ25万8,000円を減額し、予算総額を9,208万4,000円とするもので、主な内容は、歳入では使用料を減額し、歳出では終末処理施設管理費、管渠維持管理費を減額し、公債費では利子償還金を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第10号の平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は、和気駅前駐車場増設に伴う測量設計を予定しておりましたが、JRを初め関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次に、議案第11号の平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ57万8,000円を減額し、予算総額を12億8,641万円とするものであります。主な内容は、歳入では受益者負担金、一般会計繰入金を追加し、使用料を減額し、歳出では終末処理施設管理費の増額、公共下水道事業費として委託料を減額しております。また、公債費では利子償還金を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第12号の平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ319万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,946万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では受益者負担金の増額、使用料、支障移転工事補償金の減額、歳出では管渠維持管理費として修繕料の増額、支障移転工事費の減額、公債費では利子償還金を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第13号の平成29年度和気町和気鶴岡谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ1,432万3,000円を減額し、予算総額を4億43万3,000円とするもので、主な内容は、歳入では使用料を減額し、歳出では管理運営費を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第14号の平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ1,540万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,328万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では町債の減額、歳出では事業費を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第15号の平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ1億6,784万5,000円を減額し、予算総額を1億2,13

5万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金、地域開発事業債を減額し、歳出では工事請負費、公有財産購入費を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第16号の平成29年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出では既定の予算から264万4,000円を減額し、収益的支出の予定額を7,641万円とするものであります。主な内容は、配水及び給水費として修繕料、消費税及び地方消費税を減額するものであります。

次に、議案第17号の平成29年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入では、既定の予算から4万8,000円を減額し、収益的収入の予算を1億6,090万4,000円に、収益的支出では既定の予算に132万5,000円を追加し、収益的支出の予算を1億7,762万8,000円に、資本的収入では既定の予算から3,643万6,000円を減額し、資本的収入の予算を4,177万4,000円に、資本的支出では既定の予算から3,643万6,000円を減額し、資本的支出の予定額6,594万1,000円とするものであります。主な内容は、収入では企業債、工事負担金を減額し、支出では配水管布設工事費を減額するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第3号から議案第17号までの15件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第3号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで11時25分まで暫時休憩とします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第3号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第4号・議案第5号・議案第6号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで13時まで暫時休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 議案第7号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第8号・議案第9号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第10号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第11号・議案第12号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第13号説明した。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議案第14号説明した。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 議案第15号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第16号・議案第17号説明した。

（日程第10）

○議長（当瀬万享君） 日程第10、議案第18号から議案第27号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第18号から議案第27号までの10議案についての提案理由の説明を行います。

まず、議案第18号の和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。学識経験者に委員を依頼した場合の報酬額について新たに区分を設けるものであります。

次に、議案第19号の和気町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。学校・園統廃合により現在未利用施設になっている旧和気幼稚園及び旧石生幼稚園について、地元区及び地区館長等から要望があり、近隣敷地内にある既存の地区公民館と一体的に利活用するため、地区公民館として新たに施設を追加するものであります。

次に、議案第20号の和気町公民館使用条例の一部を改正する条例についてであります。地区公民館として新たに旧幼稚園施設を追加することに伴い、地区館使用料の追加を行うものであります。

次に、議案第21号の和気町立体育館条例の一部を改正する条例についてであります。和気町佐伯体育館は現在佐伯中学校の体育館として利用しているが、老朽化により改修の必要があり、施設改修に伴い学校施設環境改善交付金の交付を受ける際に当該施設が学校施設であることが必要条件であるため、削除するものであります。

次に、議案第22号の和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されたため、和気町後期高齢者医療に関する条例に1項目条文を追加し改正するものであります。

次に、議案第23号の和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の介護保険料について、標準保険料を現行の年額6万円を7万800円に、月額にしますと5,000円を5,900円ということに改定することを主な内容として、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号の和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定についてであります。法令改正により居宅介護支援事業の指定や指導権限が都道府県から市町村に移管されることに伴い、当事業の人員及び運営の基準について国が示す基準に従い町の条例で定めるものです。

次に、議案第25号の和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。介護医療院の創設などを内容とする介護保険法等の改正により、市町村が国の示す基準に準拠して定める既存の町の基準条例に改正の必要が生じ、改正箇所が多いため全部改正とするものであります。

次に、議案第26号の和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。前の議案第25号と同様の理由で、国の示す基準に準拠して定める既存の町条例に改正の必要が生

じたもので、本件も全部改正とするものであります。

次に、議案第27号の和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。これも前議案と同様の理由で、国の示す基準に準拠して定める既存の町条例に改正の必要が生じたもので、本件も全部改正とするものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させていただきますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第18号から議案第27号までの10件、順次細部説明を求めます。

総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 議案第18号説明した。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 議案第19号・議案第20号・議案第21号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第22号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで2時15分まで暫時休憩とします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 議案第23号・議案第24号・議案第25号・議案第26号・議案第27号説明した。

（日程第11）

○議長（当瀬万享君） 日程第11、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第28号の平成30年度和気町一般会計予算について提案理由を説明します。

平成29年度の決算見込みは先ほど申し上げたとおりでございますが、平成30年度予算は、健全で持続可能な財政を基本として総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、創意と工夫により最大の行政効果が得られるよう取り組んでまいります。

平成30年度の経済見通しでは、景気の緩やかな回復基調の中、今後も続くとされている雇用、所得環境の改善傾向が地方へも徐々に波及する一方、法人町民税は増額を見込んでおり、町民税総額は前年度を下回る見込みです。また、地方交付税についても、合併特例により増額されていた普通交付税が更に縮減されることから、減額を見込んでおります。歳出では、義務的経費のほか、全国瞬時警報システム関連工事、スクールバス車庫建築工事、新和気小の低水圧改善事業を推進してまいりたいと考えております。

一般会計の予算規模は73億5,000万円で、前年度予算に対して19.2%、17億5,000万円の減額となっております。歳入の主なものは、町税が前年度当初比で1.8%減の15億1,976万8,000円、地方交付税は普通交付税において合併特例増加分が更に縮減されることを見込み、前年度当初比1.5%減の33億円、特別交付税においては前年度の決算額等から3億8,000万円を計上いたしております。国庫支出金では民生費国庫負担金、総務費国庫補助金を主に4億762万1,000円を、県支出金では民生費県負担

金、農林水産業費県補助金など4億2,021万3,000円を見込んでおります。繰入金は収支不足によりやむを得ず財政調整基金から2億円を取り崩すことといたしております。繰越金は前年度繰越金として4,000万円を計上し、町債では過疎対策事業債を3,540万円、合併特例事業債を8,200万円、臨時財政対策債2億4,000万円など、前年度当初比75.4%減の4億3,820万円となっております。

次に、歳出では、性質別で人件費、扶助費及び公債費を合算した義務的経費が28億8,724万5,000円で全体の39.3%を占め、次いで物件費、維持補修費及び補助費等の消費的経費が24億2,453万4,000円で、構成比33%、投資的経費3億3,192万7,000円で、構成比4.5%、積立金、繰出金、その他が16億5,396万1,000円で、構成比22.5%となっております。投資的経費の主なもの、全国瞬時警報システム関連工事費等2,310万円、新和気小スクールバス車庫建築工事2,942万円、低水圧改善事業3,930万円などであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、まち経営課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、首長選挙のことから、骨格予算になっておることを申し添えておきます。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第28号の細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第28号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで3時25分まで休憩といたします。

午後3時08分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第28号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

5日は、午前9時から本会議を開会いたします。ご出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後4時04分 散会

平成30年第1回和気町議会会議録（第4日目）

1. 招集日時 平成30年3月5日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成30年3月5日 午前9時00分開議 午前11時27分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
3番 山本 稔 4番 居 樹 豊 5番 万代 哲 央
6番 山本 泰 正 7番 尾 崎 忠 信 8番 西 中 純 一
9番 広 瀬 正 男 10番 安 東 哲 矢 12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 11番 柴 田 淑 子
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|-------|--|-----|
| 日程第 1 | 議案訂正の件 | 許可 |
| 日程第 2 | 議案第 29 号 平成 30 年度和気町国民健康保険特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 30 号 平成 30 年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 31 号 平成 30 年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 32 号 平成 30 年度和気町介護保険特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 33 号 平成 30 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 34 号 平成 30 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 35 号 平成 30 年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 36 号 平成 30 年度和気町駐車場事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 37 号 平成 30 年度和気町公共下水道事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 38 号 平成 30 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 39 号 平成 30 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 40 号 平成 30 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 41 号 平成 30 年度和気町地域開発事業特別会計予算について | 説明 |
| | 議案第 42 号 平成 30 年度和気町上水道事業会計予算について | 説明 |
| | 議案第 43 号 平成 30 年度和気町簡易水道事業会計予算について | 説明 |
| 日程第 3 | 議案第 44 号 権利の放棄について | 説明 |
| 日程第 4 | 議案第 45 号 和気町道路線の認定について | 説明 |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、9名、欠席1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで、3月2日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

3月2日午後4時10分から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会委員全員、執行部から町長、副町長、担当部長出席のもと、今期定例会の一般質問の議事日程等について協議をいたしました。その結果をご報告いたします。

まず、執行部から、議案第19号和気町公民館条例の一部を改正する条例について議案の訂正をお願いしたいという申し出がございました。協議した結果、本日お手元の日程のとおり、日程第1として議案の訂正の件を加えることといたしました。

次に、一般質問につきましては、3月14日、15日、両日一般質問を予定いたしておりましたが、通告者が5名でございます。議会運営委員会で協議した結果、3月15日午後1時から開会する予定の一般質問は休会といたしまして、3月14日のみ一般質問を開催するというように決定をいたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

先ほど議会運営委員長の報告のとおり、3月15日を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって3月15日は、休会とすることに決定しました。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案訂正の件を議題にします。

町長から議案訂正の理由の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) おはようございます。

議案の訂正についての提案理由の説明をさせていただきます。

先日、初日の和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について、いろいろと訂正の箇所について、事前にチェックができていなくて申しわけございませんでした。

今議会、第1日目に上程、説明させていただきました議案第19号の和気町公民館条例の一部を改正する条例

についてでございますが、同じく今回上程、説明させていただきます議案第20号の和気町公民館使用条例の一部を改正する条例との整合性がとれてないということのご指摘をいただきました。本当におわびし訂正させていただきます。

なお、詳細につきましては、社会教育課長の方から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、訂正箇所の説明を求めます。

社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） それでは、議案第19号について、和気町公民館条例の一部を改正する条例について訂正をご説明いたします。

今日お配りした2枚物の冊子をお開きください。

議案第19号和気町公民館条例の一部を改正する条例について。和気町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

次のページをお願いいたします。

和気町条例第2号、和気町公民館条例の一部を改正する条例。和気町公民館条例の一部を次のように改正する。第3条第1項第2号の表を次のように改める。

先般は、和気地区公民館の後へ同じく和気地区公民館として和気町和気204番地を追加と申しましたが、和気地区公民館別館に訂正してください。同じく、下の段でございます、石生地区公民館と申しましたが、石生地区公民館別館に訂正してください。和気町田原下1518番地でございます。

理由につきましては、議案第20号におきまして、使用料の料金表におきましては別館という明記がございますので、名称にも別館とつけなければ整合性が合わないというご指摘がございまして、もちろんそれが妥当と思いますので、ここで議案の訂正をお願いしたわけでございます。大変申しわけございませんでした。ご迷惑をおかけしました。

○議長（当瀬万享君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案訂正の件を許可することに決定しました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第29号から議案第43号までの15件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第29号から議案第43号までの15議案につきまして提案理由の説明をいたします。

まず、議案第29号の平成30年度和気町国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険は医療費の増大や少子化の進展による現役世代の負担の増加等問題を抱えていることから、医療保険制度の安定化と世代間の負担の公平化を目指し、平成30年度から制度改正が行われます。この制度改正により、県が財政運営の主体となって市町村とともに国保運営を担うこととなります。予算において大きく変わるところは、2点ございます。まず1点目は、歳入において県補助金の普通交付金です。これは、保険給付費として支出された費用の全額が県から交付されるものであります。もう一点は、歳出において国民健康保険事業費納付金が創設されたことです。これは、県が市町村ごとに医療費水準や所得水準を基に算出した額で、この額を納付金という形で県に納める必要があります。ほかにも制度改正により追加、廃止となった予算科目がありますが、これは後ほどの

説明とあわせてさせていただきます。平成30年度の国保会計ですが、国保全体の被保険者数は少子化の影響で減少傾向にあります。また、先ほどお話ししました制度改正により、国庫補助金等を県が受け入れることから、会計全体の予算規模は縮小しております。歳入では、保険税2億6,162万5,000円、県支出金15億1,168万8,000円を計上し、歳出では保険給付費で14億9,871万7,000円、国民健康保険事業費納付金3億9,110万4,000円を計上し、会計全体では19億8,500万円を計上いたしております。

次に、議案第30号の平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。日笠診療所勘定では、診療収入1,411万7,000円等を見込み、歳出では総務費1,564万7,000円、医業費の医薬材料費700万円等を計上し、会計全体では2,430万円を計上いたしております。そして、塩田診療所勘定の歳入では、診療収入209万9,000円等を見込み、歳出では総務費で220万2,000円、医業費の医薬材料費60万円等を計上し、会計全体では316万円を計上いたしております。

次に、議案第31号の平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、後期高齢者医療保険料1億8,880万9,000円、一般会計繰入金7,468万4,000円を見込み、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億5,570万8,000円等を計上し、会計全体では2億7,000万円を計上いたしております。

次に、議案第32号の平成30年度和気町介護保険特別会計予算についてであります。保険事業勘定歳入では、介護保険料3億8,543万4,000円、国県支出金及び支払基金交付金11億6,455万5,000円、一般会計繰入金2億7,538万6,000円等を見込み、歳出では、総務費で4,818万5,000円、保険給付費で16億7,983万8,000円、地域支援事業費9,158万1,000円を主に計上しております。そして、サービス事業勘定歳入では、介護予防サービス計画費収入552万5,000円、一般会計繰入金1,022万8,000円等を見込み、歳出では、介護予防支援事業費1,566万2,000円等を計上し、会計全体で18億4,119万4,000円を計上いたしております。

次に、議案第33号の平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてであります。歳入では、使用料48万4,000円、一般会計繰入金360万円等を見込み、歳出では、合併処理浄化槽事業費247万2,000円、公債費で178万6,000円等を計上し、会計全体では432万2,000円を計上いたしております。

次に、議案第34号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。歳入では、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金23万4,000円、貸付金元利収入126万8,000円等を見込み、歳出では、一般管理費31万4,000円、公債費で34万7,000円等を計上し、会計全体では163万3,000円を計上いたしております。

次に、議案第35号の平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入では、使用料1,013万8,000円、一般会計繰入金5,900万円、資本費平準化債として920万円等を見込み、歳出では、終末処理施設管理費1,257万3,000円、管渠維持管理費として503万1,000円、農業集落排水事業費50万円、公債費で5,878万5,000円等を計上し、会計全体では8,286万2,000円を計上いたしております。

次に、議案第36号の平成30年度和気町駐車場事業特別会計予算についてであります。歳入では、駐車場使用料987万3,000円を見込み、歳出では、駐車場管理運営に係る費用817万5,000円等を計上し、会計全体では1,420万5,000円を計上いたしております。

次に、議案第37号の平成30年度和気町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入では、下水道使用料2億2,776万3,000円、一般会計繰入金6億1,150万円、公共下水道事業債として5億

3, 100万円等を見込み、歳出では、終末処理施設管理費として9, 488万3, 000円、管渠維持管理費として2, 247万9, 000円、雨水排水機場管理費2, 084万1, 000円、公共下水道事業費4億1, 224万8, 000円、公債費で7億9, 023万1, 000円等を計上し、会計全体では13億8, 174万円を計上いたしております。なお、本荘第2排水機場増設事業として、平成29年度から2カ年の継続費でポンプ増設工事を実施いたしております。

次に、議案第38号の平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入では、下水道使用料5, 528万2, 000円、一般会計繰入金2億1, 500万円、資本費平準化債5, 600万円等を見込み、歳出では、終末処理施設管理費2, 409万7, 000円、管渠維持管理費として1, 687万4, 000円、特定環境保全公共下水道事業費196万円、公債費で2億7, 575万3, 000円等を計上し、会計全体では3億3, 310万7, 000円を計上いたしております。

次に、議案第39号の平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてであります。歳入では、事業収入といたしまして3億803万7, 000円を見込み、歳出では、事業費の管理運営費として3億6, 725万8, 000円等を計上し、会計全体では4億22万2, 000円を計上いたしております。

次に、議案第40号の平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてであります。歳入では、繰越金2億4, 402万1, 000円等を見込み、歳出では、事業費290万9, 000円を計上し、会計全体では2億4, 409万6, 000円を計上いたしております。

次に、議案第41号の平成30年度和気町地域開発事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金320万円、地域開発事業債として3億5, 250万円等を計上し、歳出では、造成工事費2億4, 900万円、補償補填及び賠償金9, 930万円等を計上し、会計全体で3億5, 584万6, 000円を計上いたしております。

次に、議案第42号の平成30年度和気町上水道事業会計予算についてであります。給水戸数を2, 218戸、年間総給水量63万8, 830立方メートル、1日平均給水量1, 750立方メートルで算定し、収益的収入予算は9, 476万9, 000円、収益的支出予算は7, 957万2, 000円となり、収入予算が支出予算を上回っております。また、資本的支出予算では、企業債償還金688万6, 000円を計上しております。これらの財源として、工事負担金82万2, 000円を充当いたしており、不足分については過年度損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第43号の平成30年度和気町簡易水道事業会計予算についてであります。給水戸数は3, 751戸、年間総給水量101万3, 070立方メートル、1日平均給水量2, 776立方メートルで算定し、収益的収入予算1億5, 744万6, 000円、収益的支出予算は1億7, 186万5, 000円となり、支出予算が収入予算を上回っております。また、資本的支出予算では、配水管布設工事費として6, 370万円、企業債償還金5, 079万5, 000円を計上いたしております。これらの財源として、企業債5, 370万円、出資金2, 539万8, 000円、工事負担金1, 082万2, 000円を充当しており、不足分については過年度損益勘定留保資金で補填いたします。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、各担当部長及び担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第29号から議案第43号までの15件、順次細部説明を求めます。

民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第29号・議案第30号・議案第31号説明した。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 議案第32号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで10時25分まで暫時休憩とします。

午前10時09分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第33号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 議案第34号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第35号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第36号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第37号・議案第38号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第39号説明した。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議案第40号説明した。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 議案第41号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第42号・議案第43号説明した。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第44号権利の放棄についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第44号の権利の放棄についてであります。この議案は地方自治法第96条第1項第10号の規定によるもので、平成15年度から平成26年度までの水道料金143件、196万9,190円の債権放棄の議決をお願いするものであります。

以上、説明しましたが、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第44号の細部説明を求めます。

上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第44号説明した。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第45号和気町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第45号の和気町道路線の認定についてであります。道路法の規定により、和気町道路線として変更路線の認定をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議、ご議決賜り

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第45号の細部説明を求めます。

産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第45号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は休会とし、7日は午前9時から本会議を開会しますので、ご出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時27分 散会

平成30年第1回和気町議会会議録（第6日目）

1. 招集日時 平成30年3月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成30年3月7日 午前9時00分開議 午後1時59分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
3番 山本 稔 4番 居 樹 豊 5番 万代 哲 央
6番 山本 泰 正 7番 尾 崎 忠 信 8番 西 中 純 一
9番 広 瀬 正 男 10番 安 東 哲 矢 12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 11番 柴 田 淑 子
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|-------|---|-------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 和気町過疎地域自立促進市町村計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の変更について | 委員会付託 |
| | 議案第 2 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について | 委員会付託 |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 平成 2 9 年度和気町一般会計補正予算（第 9 号）について | 委員会付託 |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 平成 2 9 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 5 号 平成 2 9 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 号 平成 2 9 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 7 号 平成 2 9 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 号 平成 2 9 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 9 号 平成 2 9 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|-------|
| 日程第4 | 議案第18号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について | 委員会付託 |
| | 議案第19号 和気町公民館条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| | 議案第20号 和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| | 議案第21号 和気町立体育館条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| | 議案第22号 和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| | 議案第23号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| | 議案第24号 和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の 制定について | 委員会付託 |
| | 議案第25号 和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について | 委員会付託 |
| | 議案第26号 和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例の制定について | 委員会付託 |
| | 議案第27号 和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の制定について | 委員会付託 |
| 日程第5 | 議案第28号 平成30年度和気町一般会計予算について | 委員会付託 |
| 日程第6 | 議案第29号 平成30年度和気町国民健康保険特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第30号 平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第31号 平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第32号 平成30年度和気町介護保険特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第33号 平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第34号 平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第35号 平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について | 委員会付託 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|-------|
| | 議案第36号 平成30年度和気町駐車場事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第37号 平成30年度和気町公共下水道事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第38号 平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第39号 平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第40号 平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第41号 平成30年度和気町地域開発事業特別会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第42号 平成30年度和気町上水道事業会計予算について | 委員会付託 |
| | 議案第43号 平成30年度和気町簡易水道事業会計予算について | 委員会付託 |
| 日程第7 | 議案第44号 権利の放棄について | 委員会付託 |
| 日程第8 | 議案第45号 和気町道路線の認定について | 委員会付託 |
| 日程第9 | 請願第1号 NPO法人和気サンシュユの会が進める薬木山菜英の事業推進に関する請願書 | 委員会付託 |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、9名です。欠席1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第1号及び議案第2号の2件の質疑を行います。

まず、議案第1号和気町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第1号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第2号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第2号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号を和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算(第9号)についての質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑願います。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 失礼します。

53ページの都市計画費ですか、総務費、調査委託料が1,000万円減額ということで、これはかねてから言われていた都市型のマンションというんですか、そういうものの誘致をするというそういうことの事業を見送りといいますか、そういうふうなニュアンスで捉えていいんですかね。それとも、とりあえず調査をしてないので減額したと、それだけのことなのか、今後のあり方はどうしていかれるのかお聞きしたいと思います。

それから、ページがちょっと前後しますが、42ページの地域おこし協力隊員報酬——企画費のところで——報酬でマイナス350万円というのがありますが、これは隊員が誰かやめられたのか、どういうことなのか。現状はそれで今何人の隊員になられているのか教えていただきたいと思います。

それから、負担金・補助及び交付金、44ページ、総務費の総務管理費のところ、赤磐市の広域路線バス運行事業負担金が307万3,000円減額というのは、これはどういうことでこういうふうになったのか。特に移動はなかったと思うんですけど、どういうことなのかちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

あとは、これはついでなので、同じところの44ページの公共交通の実証実験運行委託料の300万円減、これはどういうことなのか。恐らく実験がもうちょっと先になるということだろうと思うんですけど、その辺ちょっともう一遍詳しく教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

まず、53ページの委託料、調査委託料の1,000万円の減額でございますが、これにつきましては、議員がおっしゃられましたように、駅前地区で計画しておりました大型集合住宅、いわゆるマンションの計画に伴いまして、立地適正化計画というものを地方創生交付金の2分の1の補助を受けて行う予定でございました。これを計画をすることによりまして国庫補助金の上乗せがあるということで計画しておりましたが、ご承知のように休止ということになりましたので、これを皆減するものでございます。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

42ページの地域おこし協力隊員の報酬の内訳でございますが、任期が年度途中で満了した者が1名、任期途中で卒業した者が1名、また年度途中から採用となった者が1名おりましたため、その勤務をしていない月数分減額というふうになってございます。

それから、現在の隊員は6名でございます。高校魅力化の事務で2名、また特産品開発等で商工会に1名、また公営塾それから情報発信等でそれぞれ1名ということで、計6名の協力隊員が在籍をしておるところでございます。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

44ページの赤磐市広域路線バス運行事業費負担金の減額でございますが、これは運行委託業務の入札の実施によりまして、これまでの委託料が年額1,114万5,600円だったものが、入札を実施したことによりまして519万6,960円というふうになりました。これによりまして、赤磐市、和気町で負担しております分の和気町負担分も減額になったものでございます。運行の委託先ですが、吉井観光バスからこのたびSRTという会社に変更になっております。

それから、次のご質問の公共交通実証実験の運行委託料マイナス300万円の減ということですが、これは交通体系の見直しに伴う実証実験を今年度予定しておりましたが、今年度は実施ができないということで見送ることとしたものでございます。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会並びに和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会並びに和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

(日程第3)

○議長(当瀬万享君) 日程第3、これから特別会計補正予算14件の質疑を行います。

最初に、議案第4号から議案第12号までの9件の質疑を行います。

まず、議案第4号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第5号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第6号平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第7号平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第8号平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第9号平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第10号平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第11号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第12号平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第4号から議案第12号までの9件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号から議案第12号までの9件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号から議案第12号までの9件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第13号平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行

います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第13号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第13号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第14号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第14号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第14号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第15号から議案第17号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第15号平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第16号平成29年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第17号平成29年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第15号から議案第17号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第15号から議案第17号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号から議案第17号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、これから条例10件の質疑を行います。

最初に、議案第18号から議案第21号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第18号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番(山本泰正君) 169ページにあります改正後の表ですが、地域公共交通、それからまち・ひと・しごと創生出店支援補助金等の学識経験者1万100円に上がるとるわけなんですけど、それぞれどういう学識のある人を対象に考えられてるんか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(当瀬万享君) 総務部長 竹中君。

○総務部長(竹中洋一君) 失礼いたします。

いずれの委員も、全て大学教授でございます。

(6番 山本泰正君「了解しました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第19号和気町公民館条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 学校統合の結果によって、幼稚園、日笠も含めて、和気、石生幼稚園、それから佐伯もそうですよね。とりわけ日笠と佐伯の幼稚園についてはこれは外されていて、ここだけこう入れられとる。

それから、以前から和気地区では、固まったものではないようでございますが、学童保育はエスペランスでやられているということですが、あ、エスペランスじゃねえ、あれは和が家でしたかね、どっちでしたかね、何かエスペランスのすぐ前の施設でやられてたという経緯もあって、幼稚園をそこに学童保育なんかも使わせてほしいというふうなこともあったんですけど、それとは別に問題はないのかもしれないけれども、あえて地域に任せるというふうな考え方が幼稚園の利用であったんですけど、こういうふうにも考え方を変えて、地区公民館にというふうなことにされているわけで、その辺の経緯といいますか、この条例をつくる目的というか、それをもう一遍ちょっと教えていただきたいというふうに思うんですけど、よろしくお願いします。

○議長(当瀬万享君) 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長(山崎信行君) これは学校の統廃合のときから、残りました幼稚園を地元管理にということで、地元で使わせてほしいという要望が地元の区長等からございまして、やっぱり地元のもので、地域のコミュニティ活動に使うのが一番よいと考えまして、また和気地区館、石生地区館はもう既に小学校は他の施設に譲っているものですから、消防等の操法の練習等もする会場がないということで地元から強い要望が出てきましたので、このようにさせていただきました。

○議長(当瀬万享君) 8番 西中君。

○8番(西中純一君) 地元からの要望というのがどうも、すっきり言われたんですけど、もうちょっと深いところといいますか、もうちょっとかみ砕いて教えてほしいんですけど、どうもよく意味が通じない。地区公民館になってももちろん学童保育には恐らく使えると思うんですけど、そういうふうな場合にはやっぱり無料で使ってもらえるとか、そういうふうな考え方というのが地区公民館にはあったんですかね。

それから、日笠の幼稚園、それから佐伯の幼稚園の部分です。こういう部分についてはこれはのけているんですけど、その辺はどういうふうに整合性をとってるんですか。

○議長(当瀬万享君) 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長(山崎信行君) 和気と石生に関しましては、地元の区長と協議しまして学童保育はそちらの方でやっていただき、無料ということで話をしております。

また、今日笠と山田に関しましては、教育委員会でなくまち経営課の方で管理しておりますので、まち経営課の方で回答をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

こちらの旧幼稚園の取り扱いにつきましては、今社会教育課長の方から説明がございましたが、地区の各区長の要望等によりまして最終的にこちら地区館にしておるわけですが、その前の経緯といたしまして、学校跡地の検討委員会の方で今後の使用につきまして諮りました。そのテーブルの上で、当初石生小学校、和気小学校、日笠小学校について協議したんですが、最終的に石生小学校、和気小学校については小学校が決まったことで幼稚園は地区館として使うのが妥当であろうという答申、それからまた地区の方の要望に基づいてこの決定をいたしております。

それと、日笠、佐伯につきましては、検討委員会の方での検討に上がっておりませんので、今後の動向についてはこれから検討させていただくと。とりあえず今の和気、石生について今回公民館条例の方へ盛り込まさせていただいたという状況でございます。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第20号和気町公民館使用条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第21号和気町立体育館条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本泰正君） ちょっとお尋ねしますが、これ中学校が管理するというので廃止条例なんですけど、受け皿が必要なんじゃないですか。といいますのが、廃止したら宙へ浮くようになって、学校の方の体育館の条例なりで規定しないと、佐伯体育館は宙へ浮いてしまうようになるんじゃないかと思うんですが、このあたりの取り扱いはどうなってますか。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 教育施設となりますので、学校施設台帳の方へ上げさせてもらうように用意しております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） それは、一緒にここへ出すべき案件じゃないんですか。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 先ほど社会教育課長が申しましたように、今回この条例を廃止したことによって学校施設に変わります。ただ、学校施設の施設台帳という文部科学省のヒアリング等がございますけれども、その台帳の方に掲載をいたすことにしております。条例、規則の方で新しく中学校の体育館を制定することはございません。あくまで施設台帳の方に掲載して、中学校の施設ということになってまいります。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 学校施設というのはそんな簡単なもん。台帳へ書きかえるだけで財産が増えたり減ったり、処分するのは台帳を書きかえるだけで、極論からいけば勝手に教育委員会ができるわけですか。ちょっと不安というか、不信に思うんですが。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 私が認識している限り、学校施設については施設台帳管理ということで、年間県との審査がございます。再度、今議員おっしゃったように、確認させていただきまして、またご回答の方をさせていただきます。

（6番 山本泰正君「いいです」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） それで、町民が利用する場合は何か一般公開でやると言うた、その辺の使用料はどういうふうになるんですか、使用料等は。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 学校の校庭開放条例ですので、使用料はいただきません。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 使用料はいただかないと言うけど、以前はこれいただいとったのに、これは今度はいただかなくなって、その辺の整合性というか、それでいいんでしょうか。よくわからん、その辺が。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 今まで、和気町体育館と同じ扱いで一般利用ということで佐伯の体育館はこの学校にも属していなかったもので、一般利用ということで和気町体育館と同じ形態にしておりました。しかし、佐伯中学校の体育館となって、すぐ料金を変えて学校施設にするということに、使用者がたくさんおりましたので、徐々に3年ぐらいかけて学校施設の方へ使用体系を戻そうということで、今年度戻させていただきました。3年ぐら前は26万円ぐら使用料がございまして、それから去年は3万円ぐらですか、徐々に減って行って、こういうのを浸透させていくことで3年ぐらかけて改正させていただきました。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） だから、町外から利用とかそういう場合なんか無料になるんですかね、その辺も含めて。こっちの和気の体育館との差別化というか、それが出てくるんだけど、その辺は別に問題ないですか、変化への対応は。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 急に変えたらやっぱり戸惑うことがありますので、3年ぐら時間をいただいて徐々に変えていますので、今は社会教育課の体育館の方へは苦情等は来ておりません。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第18号から議案第21号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第18号から議案第21号までの4件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号から議案第21号までの4件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第22号から議案第27号までの6件の質疑を行います。

まず、議案第22号和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第23号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 18%の値上げは、平均で5,000円が5,900円になるということで、かなり高齢者の負担が増えるんじゃないかなという気がするんですけど、その辺の心配というか、3万1,860円という5%軽減ですか、それも残すということは出てるんですけども、その辺がどうなんですかね。ほかの市町村でもこういう値上げというか、それがあつたんですか。その辺、本当を言うたら介護計画の全体を通して見えないとちょっとわからないところはあるんですけど、前回は5,000円だったかな、その前が4,600円幾らぐらいということで、今回は18%ということで、前回は11か12ぐらいだったと思うんですけど、かなり値上げがきつくなってくるんじゃないかと。へえで、下手をしたら来年消費税がまた10%になるかもしれないとかいろいろ問題が出てくるので、その点も含めてもうちょっと解説してもらえますか。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

新たに定めます介護保険料についてですが、住民の皆さんに広くご負担をいただくものですから、私どもといたしましてもただの100円でも安い設定ができればという思いは持っておりますが、提案理由、細部説明の中でも申しましたとおり、介護給付に係る経費の23%は65歳以上の方で負担をしなくてはならないという規定がございます。こういった中で、向こう3カ年の給付に係る費用を見込んだときに、どうしても5,900円という線は出てくるのかなというふうに思っております。

あわせて、他の市町村の状況はということでございます。

いずれの市町村におきましても、この3月定例議会において介護保険料の改定の条例を提案するようになるはずでございます。私どもが聞いておりますのは、近隣の担当者の方に事前に確認をしたところでは、金額の大小はございますが、いずれも増額改定の見込みであるというふうにお伺いしております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） だから、これによって介護がよくなるのであればまだあれですけど、その辺のことというんですか、介護計画——第7期の——というのはどういうふうなんでしょうか。

それから、介護保険法自体も変わって、訪問介護の時間が短くなるんじゃないかといろいろ言われているんですけど、その辺はどうなんですか。介護保険法の改正です。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 平成30年度は介護報酬の改定でございます。今、国の方で、まだ確定はしていませんけれども、全体といたしましては0.54%ほど伸びるということになっております。ただ、内容的には報酬単価を引き上げるものと、特に都会部とかですけども、大規模な通所デイサービスあるいは集合住宅、優良住宅等で訪問サービスを受ける、こういったところのサービスに関しては報酬単価を下げるといったようなことで、各種サービスの中身によって報酬額の増減はございます。介護報酬の改定についてはそういったような中身となっております。

それと、和気町の介護サービスの状況でございますが、幸いにして町内には介護サービスを提供する事業所は他の市町に比べて豊富でございます。介護の給付費が高いつているということは、必要なサービス提供が十分に行っていると、必要な方にはサービスが届いているというふうな理解もできるのかなというふうな理解はいた

しております。ただ、サービスの中身、過剰な提供にならないようにということで、うちの地域包括支援センターの方でケアマネジャー等が各施設のケアマネに対しても研修会を重ねるなどをしまして、適正なサービス計画の策定というあたりについては嚴重にお願いをしている現状でございます。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 最後そしたら、今度新しい介護計画についてはまた別途今後周知というか、議員に配っていただけるんですか、その辺の説明とかは。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） ただいま計画書については策定の準備を進めております。本議会におきまして、保険料の改定の議決をいただきましたら、本印刷ということで、でき次第また議員にはお配りをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） もう一回ある。

（8番 西中純一君「いや、もういいです。わかりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第24号和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第25号和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） それでは、345ページの地域密着型サービス事業種類一覧表というところを見ていただきたいと思います。

本来の趣旨と若干違うかもわかりませんが、この表の中で、本会議で説明があったのは、和気町内にあるサービスの事業種類はこの3番、それから5番、6番と、この3つがあるという説明がございました。

特に6番の認知症対応型共同生活介護、これはいわゆるグループホームのことだと思うんですが。

それと、和気町にはありませんが、4番という部分です。認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い入浴、食事などの介護や機能訓練を受けますと、これは和気町にはないということですよ。今後、グループホームには入りたくないという認知症の方ですよ——デイサービスであれば通ってもええという場合は、和気町に住んでおられる方はどういうところへ行ったらいいんでしょうかね。ちょっとそこらあたりをお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

安東議員お尋ねの資料の4番、認知症対応型通所介護というカテゴリーでございますが、これにつきましては地域密着、小規模なデイサービスということでございます。小規模なデイサービスでなおかつ認知症に特化したものという形になっております。通常の要介護で認知症がある方でも、一般のデイサービス、これで施設、事業所の方が受け入れていただければ、そういったところのご利用は可能かなというふうに考えてます。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 一般のデイサービスでも受け入れが可能だということですが、この表の中で、特に1番とかそれから2番、いわゆる介護と看護、利用者のニーズにはこういうこともこれから今後入ってくるのかなというように思いますが、ここらあたりのこれからの訪問看護、訪問介護等、これからどういようにこの辺あ

たりをやっていくか。いろんなこれから利用者のニーズが多様化すると思うんですよね。この多様化するためのいろんな手だてをこれから考えていかなきゃいけないなということを思ってるんですが、ここらあたりはどんなでしょうかね。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

資料の方の1番にあります定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業ですが、これにつきましては、平成27年度の統計資料になりますけれども、全国のうちこういうことをやる事業所があるのが約20%程度。全国のうち80%の市町村には、こういった事業をする事業所がない。また、同一の都道府県内に1事業所もないという県も6県ほどあるように記憶をいたしております。

あと、2番の夜間対応型訪問介護につきましても、非常に都市部で移動距離が短くて利用者が多いというところであれば、経費的などから考えても事業採算性というのはあるのかなというふうには考えますが、過疎地の方になりますと採算面からいってもこういったようなところに手を挙げていただける事業者というのはなかなか厳しいのかなというふうに考えております。とはいいながら、今回定めます第7期の介護保険事業計画におきましては、町といたしまして9番、看護小規模多機能型居宅介護、こういったような事業に手を挙げてくれる事業者があればぜひとも町としては推進していきたいということで計画の中に盛り込んでおります。ただ、これにつきましても、在宅の訪問看護に医療もプラスしたようなサービスがあれば、施設入所することなく自宅で暮らすことができるんですが、この事業につきましてもやはり医療系の事業所でないとなかなか難しい。となると、人員確保あるいは採算性、こういったようなところで実現の可能性というのはなかなか厳しいのかなというふうには考えております。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

ちなみにわかる範囲でいいんですが、1番がたしか赤磐市にあるようなことをちらっと聞いたんですが、これ周辺の市町村で和気町にないものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼します。

まことに申しわけございません。ちょっと近隣の市町村にどういったような施設が整備されているのかという資料を持ち合わせておりません。また調べまして、後刻ご報告もさせていただけたらというふうに思っております。

ちなみに9番の看護小規模多機能、これにつきましては岡山県下で3施設でございます。県西部の方だったと記憶しておりますが、9番については県下で3事業所あるというふうに記憶しております。ほかのものにつきましては、また調査をしてご報告させていただきます。

（10番 安東哲矢君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第26号和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第27号和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

の質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第22号から議案第27号までの6件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第22号から議案第27号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号から議案第27号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算についての質疑を行います。
質疑をされる方は、ページ数と予算項目を明確にされ、質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本泰正君） まず、13ページ、事項別明細のあたりなんですけど、29年度の最終補正で93億円で当初と比較すれば約20億円近い減額予算になっております。にもかかわらず、合併特例交付金、これも減額されてきますし、18の繰入金、2億623万8,000円。まあ2億円の財調取り崩しということですが、骨格予算で20億円から減額予算の中で、基金を2億円も取り崩す予算ということは、将来に向けていよいよ和気町財政は危ないというふうに感じるんですが、どういう見解を執行部は持たれているのかお尋ねしたいと思います。

それから、42ページ、財産管理費にかかわってくる項目には土地の借上料ぐらいしかないんですが、小学校の跡地問題をどう解決するのか、ボールを受けたままという形になっておりますが、ここらあたり。例えば、言いますのが、日笠小学校を1年間は町として管理するというのを跡地委員会で私も聞いておりますが、将来どうなるのかということなんですけど、例えば石生の小学校跡地も同じようなことかもわかりませんが、消防が夜間しか使えない照明のあるグラウンドで消防の操法練習等をやっておりますが、これが30年度から使えなくなるかというような状況になるのかどうか、後の管理をどうするのかというあたりをお尋ねしたいと思います。

それから、57ページ、社会福祉協議会の負担金ですが、ボランティアで私にかかわりのある方もかなりの方が協力してますが、保険料あたりを自腹で払っている団体もあります。出ている団体もあります。というようなことで、これぜひ調整をしていただきたいと。

それからもう一つは、苦言を申し上げますが、職員の再雇用という問題とひっかけた問題で、以前にも厳しい指摘をしたことがあろうかと思いますが、特別の天下りの人事、これは年齢的な問題もありましょうし、町長、副町長のあたりでけりをつけて卒業していただきたいと思います。問題は、2人とも十二分に承知している問題だと思います。これ以上は私は申しませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

山本議員の6ページの今後の財政調整基金、平成30年度は2億円の繰り入れで今後の財政状況はどうかということのお尋ねでございますが、平成30年度は、ご承知のように、骨格予算ということでございまして、予算総額も前年度から大幅に減額をいたしてございます。予算の説明でも申しましたが、昨年度のクリーンセンターの建築、学校の統廃合経費の減、それから骨格に伴います投資的経費の減によりまして大幅な17億5,000

万円の減額となっております。こちらの繰り入れにつきましては、昨年ベースで申しますと、昨年の当初予算が91億円で、91億円に対しまして4億5,000万円の財政調整基金の繰り入れを行っております。内容につきましては、実質投資的経費、大きな事業を除いた経常経費への充当分が今年度同等の2億円程度であったというふうにこちらは判断いたしております。今後、合併の算定替え等で非常に厳しくなりますが、30年度につきましては交付税の算定替えの減額もありますが、昨年度と同程度の3月補正予算時の現在の財政調整繰入金金が1億9,500万円出ておりますが、最終的にはこれも解消ということで、決算ベースでは繰入金が解消できるベースでの予算措置かと、このように考えております。

続いて、42ページの学校跡地の問題でございます。

学校跡地につきましては、昨年学校跡地の検討委員会で石生小学校につきましては決定をいたしておりますが、残された山田、日笠、佐伯幼稚園等は決まっておりませんので、このことについては早急に対応をするように全国にPR、公募発信をしていきたいと、このように考えております。

それから、地元の利活用については、従前と変わりなく活用していただくよう予算措置をしておりますので、活用していただきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 社会福祉協議会の補助金につきましては、運営費、人件費等を含めた内容のものを毎年町の方から補助いたしております。

先ほど山本議員からご指摘がございましたボランティア活動に対する支援でございますが、社協に属しますボランティアにつきましては、社協独自の財源を持ってそれぞれボランティア保険の加入ということで区分なく対応していただけるようお願いをしている状況でございますので、改めて活動状況によって異差ないか確認させていただきたいと思っておりますし、社協それから地域包括、健康福祉課等の関係のボランティア等もございまして、今後の生活支援、介護予防に向けたボランティアに対して気持ちよく対応していただけるように応分の負担があり、負担できるところは行政、社協が持てるような形で進めて、ボランティアの増進に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 社会福祉協議会の今後のあり方、そしていわゆる事務局長をどういうふうにするのかということでございます。

現在の事務局長から退職の届けが出てきておりますので、これから人選等をしなきゃいけないという状況にはあります。

それから、社会福祉協議会の今後の運営等につきましても、今デイサービスを温泉のところでやってるのとも関係はしてまいりますが、これからの介護施設等のあり方、そういったものも、町がやることについて非常に利用している方はなくなったら困るというような声も聞いておりますので、そこら辺も十分検討しながら、社会福祉協議会の中で今後も継続するかどうかという点を考えていかなきゃいけない。

そして、局長の問題については、当然後任の人選を今後進めていかなきゃいけないというように考えております。適正な人選をしていけるように努力してまいりたいというように考えております。

なお、これは骨格予算なんで、73億5,000万円なんで、ほいじゃあ本格の予算になってくると財政的に非常に厳しいんじゃないかと。ほんで、この中で繰り出しを2億円出しておると。それで全体の予算を組んでいくと、これからの財政というのが非常に厳しくなるというご指摘でございます。当然国の交付税等で5億円何がしかのものが5年間で減額になってまいります。そういったものも含めながら、非常に財政的には厳しくなると思っておりますけれども、ぜひその辺は十分留意しながらこれからの財政運営をしていかなきゃいけないのと、現予算の見直し等についても、今後それぞれ年度ごとに予算を組んでいく中で十分配慮し、財政状況を見ながらこれ

からの財政運営をしていかなきゃいけない。基金があるからまだやれるというような予算のあり方では、これからの10年、20年というのは非常に厳しい状況だということは認識いたしておりますし、ぜひいい形でこれからの財政運営ができ、町民の福祉とそして町民が要望する事業等が本当に十分100%できていけるかというのはこれからのいろいろな課題だろうというように思いますが、町民も痛みを感じながら、我々も財政運営を健全なものにしていくということには努力してまいりたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 町長の方は、先ほどの予算的に厳しい財政状況というのは十分認識されているようですし、本当に我々も心配をしております。ほとんどが新しい事業、起債を入れて一般財源を投入する事業というのは余りない中で、縮減予算といいますか、骨格予算の中で2億円取り崩さにやいけんというのは、もうこれを一目見ただけで非常に厳しい状態というのは認識せざるを得ないと思いますので、将来に向けて、5年先、10年先、いよいよ和気町は赤字財政に転落ということになろうかと思いますが、そこらあたり十分職員の方々にも認識をしていただきたいと思います。

それから、42ページですが、これ再度確認させてもらいますが、体育館や、これ実態がわかっているのは日笠のことしか私も十分認識してませんが、消防が照明をつけてグラウンドを使うのは将来的によそへ売却なり貸与をしない間は、5年間でも10年間でもやりますということなんですね。それから、体育館を使っている利用者、バレーとかソフトバレーとかが使ってるわけですが、ここらあたりも今の状態でずっと使えるという認識でいいんですか。そこらあたりを再度確認させてください。

それから、社協の関係ですが、私が言わないとこまで町長は回答してくれましたが、不平不満がかなり出ておりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、特別な扱いをすることは、再雇用制度ができて、やはり再雇用と同等の扱いをしてもらわないと、ましてや社協という福祉団体ですから、これはその認識を持ってやっていただきたいと思います。

それから、ボランティア保険、これ社協から出ている団体と個人が負担している団体といろいろあるようですから、これはせめて保険ぐらいは個人負担をしないで気持ちよくいける体制にぜひ改善してほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校跡地の問題だけ回答をお願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

学校の跡地問題につきましては、今後事業者の決定、そういった事業内容の中で協議を進めていった中で、今後の方向性については無論協議していく必要があるかと思いますが、30年度につきましては、今具体的に言いますと、日笠小学校の消防、そういったものにつきましては、現状で予定がないものは地元にもそのまま活用いただきまして、事業内容が決定になりますと、その内容を協議の上そういった内容でまた地元と協議をすることで進めていきたいと思っております。現石生小学校等ですと、学校のグラウンドを事業者が活用するということで消防等の利活用ができなくなっておる状況もございます。そういったことで、事業者との調整を重ねて地元調整も進めていきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 今、日笠の場合は跡地利用検討委員会を立ち上げて協議をしてきました。その途中で、一般公募するという町の方がボールを引き上げとるわけです。その後何もないわけですから、今ボールは町の方にあるわけです。それをまた投げかけるなら投げかけていただいて検討しないと、石生、和気は幼稚園の跡の話もできたようですが、日笠はそのままです。それから、プールの解体とかいろんな問題が出てきますので、そこらあたりも、地域の区長要望で全てできるのであれば、まちづくりへ投げるか、一応跡地の検討委員会を立ち

上げとるわけですから、そこへ再度投げかけてもらうということをしないと、今宙へ浮いたままでときが流れているという状況ですので、そのあたり後の事務処理といいますか、そこらあたりをよろしくお願いします。回答は結構です。

○議長（当瀬万享君） ここで10時20分まで暫時休憩とします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） それでは、少し質問はいいんですけども、まず最初に30ページ、生産物売払収入、りんごの関係で372万円ということですけども、これは通常のりんごを個別にそのまま売ると。私がここで言いたいのは、372万円と売り上げを増やすためには付加価値をつけたりんごのそういうのを考えていかないとどうかなという立場で質問しとります。具体的に私の案は、今健康ブームで、りんご酢、りんご酒というのを一部もうものをつくっておると聞いておりますけども、試行しとるということで、できればあそこをりんご酢の原材料で、これはどこがやるかというのは別にして、そういうことも少し考えて、これから毎年ころがしの予算というんか、生産ができるけども、少し付加価値をつければやっぱり利益も上がるということを含めて、そういうことを抜本的に考えたらどうかなということで質問させていただきました。

それから次に、これも細かいことですから割愛しまして、46ページ、これは金額がどうかということではございません。クラウドソーシング、何となくわかったつもりですけども、何となくよくわかっておりません。そういう意味で、少し詳細説明といいますか、これはどういうことでこれからやっていくんかというのをちょっと概略を、議員の皆さんはご承知されとると思いますけども、少しこれをお願いしたいと思います。

それから、観光プログラム、同じページですけど、開発委託料。結構委託料はいろんなことで外部へたくさんお金を使ってやられとるのはわかっとなんですけど、なかなか我々はインプットはするけどもアウトプットが余り私らに届かんで、そういう意味ではタイムリーに議会の方にもそういう大事な要点については、外部へ委託した分、多少はアウトプットを我々にも情報提供ということをお願いできたらと思っております。

それから、先ほど同僚議員が、P57、社協の関係で4,000万円、結構大きな数字がいつとりますけども、これは金額の多寡は言いません。ただ、これはこれからの行政のあり方として、言うてみりゃあ行政の一部は担っとなんですけども、これからの社協と行政各部局との役割分担、その辺がある程度明確というんか、ある程度はつきりはしとんじやろうけども、その辺がどうも言うてみりゃあ役割分担、これをきちっとして、将来的にも。

それから、今、人員配置とかその辺の規制はこれはどうなっとなか。例えばもう和気の社協だったら人員は何人だと、これはお金とも絡むんだけど、そういう考え方があるんかどうかというの、今回初めて私社協の関係をお聞きするんですけども、そういうことを簡略にということで。

それから次に、P59の老人クラブの補助金、それから連合会の協力金というんですか、その関係でお聞きするんですけども、今ご承知のように、和気町の中での老人クラブ連合会は約3,000名の老人という方おまして、結構大きな団体ということでございます。そこで言いたいのは、高齢者の健康増進とか、それから医療費の抑制、そういうことと、直接的には行政の各部局ですけども、やっぱり側面的にといいますか、そういう老人クラブの連合会等々の動きが地域のお年寄り、老人といいますか、の活力、それがひいては、目に見えないけども、医療費の大きな抑制となることは間違いありません。数字的にすぐには出ませんが、そういうことで、言いたいのは、老人クラブと健康福祉課が主体の窓口ですが、そういうことでもっと連携をしながら、お互いに

両輪でやって、そういうことを、特に和気町は元気な老人が多いというようなことを目指して、もう少し連携の密度を高めていただくというようなことで、何か考えがあればお聞きしたいと思います。

それから次に、P68です。

健康増進・食育推進計画事業委託料500万円、これも中身を見ますと500万円かかるということで、これも外部委託でしょうけども、聞くところによると平成31年から自殺者の対応とかというようなことも含めてというようなこともちらっと聞いておりますけども、その辺のことでちょっと概略、中身を、こんなもんだということ。数字がどうこうというのは要りません。

それから、P84、商工会の補助金1,544万円、この金額もいいんですけども、この金額の考え方。補助金というものは、例えば営業とか事業をやつとるとこだったら、毎年の決算に応じて補助金は変動するのか、それとも毎年もう金額の転がしなのか。どちらかという、補助金という類いは転がしが多分多いと思います、私も全部前年とは対比してませんけども。その辺の補助金の算定は、もう出てきたものをそのままでなしに、やっぱり予算担当は査定というんか、どういう形で、相手の決算とかを見ながらやつとんか、その辺の概略を聞きたいと思います。

それから次に、85ページ。

藤まつりも、これこの資料を見る限りは、約1,700万円ほどの委託料。あれこれ合わすと1,700万円。これも、当然収入である利用者の300円の利用率でも、それもう単独で見れば、これはもう数字だけじゃありません、和気町の大きな一大イベント、和気町の知名度、いろんな意味で効果がございます。だけど、支出が結構どんどんどん、減ることはない。どんどんどん増えます。その辺の藤まつりが終わった後の、1年に1回というか、2週間ほどですけども、一生懸命やってやった、よかった、よかったで終わつとるとは思わんけども、どういう総括をして具体的に考えとんのか。もし考えがまとまっておるんであれば、その辺も教えていただきたいと思っております。

それから次に、90ページ。

河川公園の管理費で、解体工事189万4,000円、これはどうも推測する限りでは、あそこにある、今藤工房でそばなんかをやつとるところの隣に建物があります。あの建物を壊すんじゃろうと思うんですけども、これはいきなり壊すのか、それとも何か将来の考え方があるんで壊すのか、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから次に、ちょっと飛んで118ページ。

温泉の体育施設、これプールだと思んですけど、これはたしか説明の中では燃料が903万2,000円から603万2,000円、大幅に減ると、300万円。数字的に減ることはいいんですけども、大きな数字のこれだけのものが単年度で変わるのかなと思うのがあって、重油の単価とか契約方法、かいつまんで、せっかくの機会ですから、教えていただければということでございます。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 失礼します。

それでは、30ページのりんご売り上げについてお答えします。

このりんご売上金の372万円の中には、観光で入場された方の入場料等を全部含めてりんご売上金ということで計上させていただいております。

それで、今年かけまして土壌改良等をしてきた結果、昨年、29年度からりんごの方がかなり収穫できるようになってまいりました。ただ、一昨年は10月中ごろにはもうりんごの方がなくなりまして、観光それから販売等も全部中止せざるを得ないような状態でした。今、付加価値をつけて販売してはどうかというご意見ですが、もうしばらく、りんごが確実にとれるのを確認してから前向きに取り組んでいきたいと考えております。

それから、今年からですが、商工会からいろいろ、ジャム、ワイン等の商品に加工はしていただいておりますが、りんごの売上金としましては、その材料の売り払いの金額だけを今計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 居樹議員のご質問にお答えいたします。

クラウドソーシングにつきましての概要でございます。

クラウドソーシングは、新たな働き方の提案といたしまして、インターネットを活用いたしました仕事の受注を受けることで在宅でのワーキングを目指して、平成28年度から赤磐市と連携して実施しております事業でございます。昨年度は、実際にそのクラウドソーシングという取り組みの内容を周知、啓発する取り組みを進めてまいりました。今年度は、そうした中でそういったクラウドソーシングに興味を持たれた方を対象に、実際にパソコンの使用方法でありますとかクラウドソーシングの仕組み等のノウハウを実際に教えていくというようなことをやってまいりまして、最終年度であります来年度につきましては、そのクラウドソーシングによる受注をすることで、実際に働いて収入を得るところまで持っていくことで在宅でのワーキング、子育てで働くことのできないお母様方でございますとか、介護で家を出ることのできないご家族の方なんか収入を得ることができるよう仕組みづくりができればというふうなことを考えながらクラウドソーシングという事業を進めておるところでございます。

続きまして、観光プログラム開発でございます。

こちらは、地方創生の流れの中で、地域の交流人口や外国人観光客を増加させるためには、一過性のイベントではなく、その地域に再び訪れたいくなるような魅力づくりが不可欠であると考えておりまして、近年健康志向の高まりを受けましてヘルスツーリズムということが注目を集めております。そうした中で、和気町には県南部でも数少ない温泉施設、鶴飼谷温泉でありますとか片鉄ロマン街道、和気アルプスといった県内でも有数のスポーツアトラクションを楽しめるスポットがございます。そうした和気町の観光資源を結びつけることでプログラムを開発できればと考えておりまして、それを実際にプログラム開発等の委託料ということで次年度の予算要求を上げさせていただいております。

まだ具体的にこのツーリズム事業はまだ形になっているものではございませんが、来年度こういった取り組みを進めていきたいと考えておりまして、国の地方創生の推進交付金としても要求をさせていただいております。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 私の方からは、社会福祉協議会への補助金等について詳細を説明させていただきたいと思っております。社協の補助金につきましては、専門員と社協に任務しております職員、正職3名分プラス嘱託の局長プラス臨時的職員の人件費プラス、先ほど町長の答弁もございましたが、デイサービスセンターの運営費に関する補助金が約1,500万円程度、人件費で言いますと2,300万円程度がこの中に含まれております。議員おっしゃられるとおり、社協につきましても高齢者福祉等のサービス充実を目指しているいろんなメニューに取り組んでいる状況でございます。高齢者福祉の担当でございます健康福祉課それから地域包括支援センターとも連携を図りながら、今後の地域包括ケアシステムの構築に向けまして現在生活支援、介護予防に向けた共同体の設置等に連携して取り組んでおりますので、今後の介護予防活動等についても、3団体、行政もあわせて取り組めるように検討を進めている状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あわせまして、老人クラブ活動に対する補助金でございますが、現在町内49の単位クラブがございます。会員数が2,889名ということで60歳以上の方を対象に取り組んでいる状況でございます。先ほど議員おっしゃいました健康長寿それから介護予防に向けた取り組みといたしまして、町内で一番大きな団体でございますので、補助金の中にもそれぞれの単位クラブへの助成金もございますが、スポーツ大会の助成でありますとか体力

測定、それから健康づくり、介護予防の教室等も含めたメニューにも取り組んでおります。65歳以上の高齢者は、現在定年が65歳ということで新しい会員の獲得に向けては大変苦勞しているようでございますが、現在の会員の方々の増進も含めまして、生きがい、触れ合い活動を通じて介護予防のメニューにつながるように取り組んでいただけるように、これからも行政として支援してまいりたいと思っておりますし、特に健康づくり等につきましては、平病院、北川病院等ともタイアップいたしまして年に何回か教室を重ねているような状況でございますので、医療費抑制につながるような支援を引き続きしてまいりたいと考えております。

続きまして、和気町健康増進・食育の関係の計画でございますが、本計画につきましては平成21年度策定の計画でございますが、平成30年度に終期を迎えるに当たりまして、30年度に新たな策定に向けて見直しを行うために500万円予算を計上いたしております。

この計画につきましては、これまでの10年間の取り組みの実績、現状の分析を行いながら、関連協議会でございます町健康づくり推進協議会に報告あるいは意見を聴取しまして、また町民からの健康増進・食育に関するアンケートも行いながら、31年度からの新たな計画を考えている状況でございますが、あわせて今回の策定におきましては、自殺対策基本法の一部改正が行われまして、都道府県、市町村がそれぞれ独自の自殺対策計画を定めることを義務づけられております。これもあわせて、この計画に盛りながら計画策定に向けて進めているところでございますので、これまでの計画の中で「みんなでつくる元気の輪 和気あいあいと健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり」という基本理念で進めております。特に生活習慣予防の改善、食育等につきましては介護予防、健康増進につながる大変大きなメニューでございますので、そういったものが実質的に取り組めるような行動計画に向けて計画を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

私の方からは、84ページ、商工会の補助金1,544万円につきまして、この算定根拠はということのご質問でございますが、こちらはもう合併当時から商工会の方が連合会の補助金をいただいております。その2分の1を基本といたしまして、それからその他の地域振興事業でENTER WAKE（エンターワケ）の支援とか、そういったものを上乗せして支出をしております。

それから、85ページの藤まつりの委託料等の支出が増えていると。今後の方向性等はというご質問でございますが、参考資料の69ページ、別冊の参考資料でございます。そちらの方の観光費の中の藤公園管理費といたしまして、藤公園全体の支出の合計が1,670万7,000円という額になっております。そのうち入場料等で入ってくる額が1,428万6,000円、一般財源の持ち出しが242万1,000円という状況で、一般財源の持ち出しもこれだけ要するという状況でございます。来年度に向けて、骨格予算ではございますけど、一応藤公園の東側の山手の樹木、陰等になって藤の成長がということで、そちらの樹木の伐採等、そういったことも一応来年度は検討しております。また、今後においてですが、できればもっと広げていきたいという考えも持っております。

続きまして、90ページ、河川公園管理費の中の解体工事費189万4,000円、これについて建物を壊す理由ということのご質問だったと思っておりますが、こちらは河川公園にあります青空市の建物でございます。こちらの建物は、平成3年、地域活性化を図るために町が仮家として15平米を建設し、その後平成5年に37平米、平成11年に23平米、現在75平米の建物がございます。当初は、好立地ということで、町内外の方に好評で、地域の生産者の方も多く大変にぎわっておりましたが、JAグリーンができてからそちらの方に利用者が流れて、実際の生産者も高齢化になって、そういった現状から、石生ふれあい青空市の管理運営団体と合意解約という形を昨年8月に行いました。

それで、今後の方針としましては、地域活性化を目的とした農産物販売所として建築したものではありません。

ど、JAグリーンの百菜市場等がございますので、実際には農産物の販売所は必要ないというふうに考えまして、こちらの建物を解体して更地にして、リバーサイドの駐車場として公益にする方向がいいのではないかとということで、このたびこの予算を計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 私の方からは、118ページの和気鶴飼谷温泉体育施設の燃料費についてご説明いたします。

和気鶴飼谷温泉の燃料費は、町内の業者より年間10回に分けて購入しております。1回の購入が約1万リットルで、年間10万リットルの重油を使用しております。昨年は、単価が80円以上の単価ということで計上していましたが、1年を見ますと変動単価でございますので、62円、58円、57円と、そのような月もたくさんございました。1年間の平均単価をとりまして、本年度は60円で計算いたしまして予算を上げております。したがって、使う量が大変多い量を使いますので、単価的に少し安くなっても大変多くの金額の差になります。

それから、昨年、ボイラー、配管等の改修工事をいたしまして、大変燃料の持ちがよくなっておりますので、それも一つの理由だと考えております。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） ちょっと質問項目が多かったでしたけども、丁寧に答えていただきまして、ある程度理解できました。

それで、ここで1つ要望といいますか、若干項目的にあるのを述べさせていただきます。

生産物の方とはということで、将来的に検討していただければということで、せっかくの貴重な三保高原の、あそこはロマンツェを含めて立派な、余談ですけども、今回私も観光イベントの充実ということで一般質問させていただきますけども、そこでもやっぱり観光関係は重要な事業でございます。そういう立場で質問させていただきました。

それから、クラウドソーシング、これは今回でもということですが、これ私実際主婦の方等でこういう方が1人でも2人でも増えてくれば、雇用が増えればということで、ただもうそれを願っただけでございます。

それから、社協の方です。これは、あそこのデイサービスの温泉のところにございますから、これは引き続き、中身の所在じゃなしに、きちっと連携をとっていかないと、仕事の質を向上するためには、もう当然のことですけども、その辺を、今までもやられとんだけども、より管理監督する立場でありませんが、お互いが両輪ですけども、これをやっぱりこれからの社会には、特に和気町の高齢化の社会には、これはもう必ず力を入れて、形としてはすぐ数字が見えんけども、医療費とか介護というのは大きな金ですけども一々数字では出ません。ただ、やっぱり全体的に抑制ということで、必ず仕事の成果は返ってくると思います。そういう立場でやっていただければというのがこの項目でございます。

それから、藤まつりは、ちょっと今ご回答がございましたけども、時々私らが聞かれるのは、4月の末から2週間だけじゃもったいねえなど。さりとてこれがいいというのはないんです。ただ、もう少しあそこも何か、私も今知恵がございませんけども、あれば出すんですけども、あそこ、年間稼働はできません、もう少し何か季節稼働であれプラス何かができやあいいなど、立派な駐車場もあるしということで、それはいろんな人が集まったときには知恵比べで、そのための多少の予算の投入は仕方ないと思います。藤まつりだけで終わるのでは、あれだけの知名度のあるところですから。そういう立場で少し考えていただければと思います。私も今これをせえという知恵はございません。

それから次に、例の解体です。これは、要はただ更地にするということですけども、駐車場といいましても、大きなイベントは和文字ということで、これは平日、私たまたま昨日味彩のそばを週に1回食べに行きよんですけども、確かに最近多いから、駐車場が狭いのは事実です。だけど、その程度の駐車場しかできませんわな。何

台というのは、多分台数もそんなに限られると思います。一応そういう考えで、私の気持ちとしては、あそこはいい立地じゃから、百菜市場の話がございましたけども、人によったらあそこを道の駅にしたらどうかというようなことも、河川局と協議してもっと大きくするというようなことでいろんな考え方がありますが、それは町の方としてもこういう考えでされたんで、これはもうそれでいいんですけども、その辺はもう最終決定ということで。ただ、今までの長い間やってきたのが、百菜市場も、今言われましたけども、今あそこの百菜市場はご存じのように、営業時間は晩6時でやめとんですわ。だから、利用がなかなかしようにもできんということも多分担当課はご承知だと思いますけども、あそこも営業時間を減したから、仕事帰りの奥さん方があそこでは買い物ができない。そういう状況じゃから、僕はちょっとその辺の回答を、そんな細かいことですからもうそれ以上は言いませんけども、あの好立地をただ駐車場だけというのは、何か知恵がねえかなというのをあえて言わせていただきます。

それから最後に、燃料費です。これは単価が結構変動してますから。ただ、ここでついでに聞こうと思うのは、今答えがありました、年間10回で町内業者からということです。これは、A社ならA社だけ。それとも、何か町内業者で毎回競争といたしますか、見積競争とかやっとなんですか。それもちょっとお聞きしたいと思います。

今言った件で、回答のようなことがありますれば、ちょっと項目は多いですけども、お答えいただきたいと思っています。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 鵜飼谷温泉の重油の件をお答えします。

これは、町内の業者1者が1年間納めております。これは入札で決めております。

○議長（当瀬万享君） ほかに答弁があればということなんですけど、答弁の方。

ほかに質疑ありませんか。

10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） それでは、2点ほどお伺いいたします。

27ページの生き生き拠点形成支援補助金1,250万円、それから102ページの図書購入費49万2,000円、この2点をお願いしたいと思います。

初めの生き生き拠点形成支援補助金1,250万円、これは本会議の説明では、石生それから和気の幼稚園のトイレを子供用のトイレから大人に変えると、こういう説明がありました。これはトイレだけなのかどうかお伺いいたします。

それから、102ページの図書購入費49万2,000円、全てこれは新しい新刊のための購入費かどうか。これは、どういうものを買うというのは、これ全部司書の方にお任せしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、生き生き拠点形成支援の補助金についてでございますが、こちらの生き生き拠点形成支援補助金といたしますのが、県の補助金で国庫を伴ったものでございますが、地域交流の場になる施設の改修が対象にされたものでございまして、石生地域の地区館の改修。内容につきましては、こちら補正の中で説明をさせていただいたんですが、今の地区館の和室、それから集会室がございまして、そちらを地区の交流の場として使えるよう、240席の椅子が設置できるよう拡張を予定いたしてございます。

それとあわせて、外部のトイレの設置、それと多目的広場の造成、そういったものを石生の地区館の方ではやる予定にしております。

それと、和気の地区館につきましては、今の幼児用のトイレを大人用に改修、トイレのブース等を改修いたすものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、102ページの中学校費の備品購入費の図書購入費、一番上段でございますけども、49万2,000円です。佐伯中学校が19万2,000円、和気中学校が30万円の予算を計上いたしております。これにつきましては、学校図書の新刊のみということで、選定につきましては学校の図書司書が選定を行っております。選定に当たっては、当然生徒等の要望等も参考に選定をいたしております。

（10番 安東哲矢君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） ちょっと多いんですが、恐れ入ります。

40ページ、全国瞬時警報システム工事費2,310万円、J-ALERTじゃないかなと思うんですけど、どういうふうなのか。既にもういったんはできてると思うんですけど、それをまた改善するんですかね。その辺がちょっとよくわからなかったんで、もう一遍教えていただければありがたいと思います。

それから、その次のページの41ページの財政管理費ですか。委託料の400万円、地方公会計対応支援業務委託料400万円、これは前にもあったようには思うんですけど、単式簿記ですね、この役場の簿記というか、あれが。これを複式簿記にしようというふうな考え方なんですかね。それとか、一般会計から繰り入れするのは、借入金とか、そういういろいろな考え方を変えるということなんですかね、教えていただければありがたいと思います。

それから、43ページ、情報システム費でホームページの作成委託料300万円。ホームページをまた改善するというふうなことでですけど、メインの改善の方向というのはどういうものなんですか。結構、最近のことは最近のことで一番上に持ってきたりいろいろされているし、都市から田舎暮らしをしたいという人にはこういうページがあるとか、WAKESUMとかいろいろありますよね、雑誌もやってるんですけど、そういう考え方でやられるのか教えていただければと思います。

それから、48ページ、地域公共交通網形成計画実施検証業務委託料が248万4,000円、それから同じページでデマンドタクシーの事業補助金が2,947万1,000円。これは8月に新しい交通体系を実証実験するというので5コースのルート、1日3便ぐらいだというふうなことだと思うんですけども、ぜひこれは佐伯地域には2コースぐらいいるんじゃないかなというふうな感じで、和気が3コースとかというふうなことで思ってる。その辺の構想がどうなのか。このパブリックコメントをインターネットで出されてたんで、そこらは詳しくまだ見てないんですけど、一方では今年度はデマンドタクシーとほぼ同じ補助金が出て、こういうふうなことで8月は実験をします。だから、その段取りというか、それが今どういうふうに行くのか、ちょっとその辺をもう一遍教えていただきたい。歩きますと、ぜひうちの地区は停留所をつくってほしいとかといういろいろ言われる方がおられるんで、パブリックコメントというのはインターネットだけなんですか。その辺インターネットを使えない人も含めて何か要望が出せるようなことがあったらいいと思うんですけど、その辺も含めてお願いします。

それから、ページ数を順次行くと64ページ、学童保育の事業補助金1,579万2,000円。これが496万円増です。これは、いわゆる佐伯地域でちょっと困難な状況があったというふうなことで、その点も含めて、学童保育の組織ともお話をされて、詳しくは一般質問でお聞きしますけども、そういうことで強化しようということでこれだけ増ということなんですかね。その辺をちょっと簡単をお願いします。

それから、同じく教育関係で、99ページ、就学援助補助というのが230万5,000円。これ小学校であ

りますよね。中学校も違うとこのページにあるんですけど、最近では、全国的に見ると、入学前の補助金といいますが、扶助というか、入学準備のためにお金が必要だということで、2月ぐらいからもう扶助をしよう。通常は5月がたしか学校を通じて要望を出してもらってやってるということなんですけど、その辺は全国的には前の年度からお金を出そうというふうな考え方で変わってきてるというんですけど、その辺は和気町はどういうふうに、まだ依然として一応5月からということなんですかね。そこら辺をお願いします。

それから、117ページですかね。学校給食の共同調理場の運営委員報酬8万1,000円というのが出ておるんですけども、県のこの考え方、栄養士を配置するというのが、共同調理場は佐伯と本荘とそれから和気中学校の共同調理場と3つあるわけですが、県の考え方が、学校が2つ以上ないと、共同調理場は置かないということで、本荘がそれに該当しないということで、栄養職員を2人にされているわけです。それで、調理師の方で栄養士の資格を持たれた方で本荘はやってるとかというふうなことも聞いてるんですけど、それで、その関係で、どうも方向性としては、佐伯地域の栄養士は廃止して、共同調理場そのものを廃止しようというふうな方向があるということを知ってるんですけど、それはかなり本荘から例えば運ぶというふうなことになる、食事が冷たくなるとかいろいろ問題があると思うんで、その辺は今どういうふうにお考えなのか、その辺をちょっと教えていただければ。ぜひ佐伯地域の共同調理場も残すべきじゃあ、逆に共同調理場2つを栄養士が見てもいいんじゃないかなという気もするんですけど、あるいは町の方でそういう職員を配置するとか、いろいろ考え方はあると思うんですけど、その辺お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

私の方からは、議員のご質問にありました全国瞬時警報システムの改修事業について少しご説明をさせていただきます。

国から住民まで直接瞬時にという情報伝達の手段といたしまして、平成19年から地方公共団体の方で運用を開始しております。このたびの2,310万円の予算でございますが、内容が2つございまして、1つは全国瞬時警報システムの機器の更新工事でございます。現在設置しております機器が、情報量が多くなってまいりましたので平成31年度からの運用ができなくなるということで、30年度で更新をするものでございます。これが310万円の予算でございます。

それから、全国瞬時警報システムの連携システム整備ということで、これはJ-ALERTが公共団体の方まで情報が入ってきまして、それを住民の方にお知らせするという仕組みが和気町の場合できておりませんでした。屋外スピーカーに瞬時に音声変換をして、屋外スピーカーの方からそういう情報を流すというシステムを構築する費用で2,000万円の予算を計上しております。

それから、48ページの方の公共交通の関係で、地域公共交通網形成計画実施検証業務委託の説明でございますが、これは現在公共交通網形成計画というのを今年度末で策定できるように進めているところでございますが、来年度から具体的に新しい交通体系について実証実験を行いまして、それから本運行というふうに進めていく計画でございます。その試行運行の実施でありますとか、町民の方への周知、それからホームページとかチラシの作成費、そういったもので予算を計上しております。

それから、今後の新運行体系に向けてのスケジュールというか、流れでございます。30年度の当初ではデマンドタクシーの運行補助金ということで予算計上させていただいているんですけど、新年度になりまして議員の皆さんには細かくご説明をさせていただいて、その後予算を組み替えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、パブリックコメントがインターネットのみかというご質問があったと思うんですけど、これは広報紙でお知らせをして、インターネットとそれから本庁舎、それから佐伯庁舎の方に紙で置いております。そちらの

方で閲覧もできますし、そこでコメントもいただけるというふうにしております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の41ページ、地方公会計対応支援業務委託料400万円についてでございますが、このことにつきましては、平成27年度以降、公会計の複式簿記の取り扱いで公表していくという総務省の通達によりまして予算化措置をしておるところでございます。統一的な見解で全国の自治体が公表するということでの予算措置でございます。

続きまして、43ページのホームページの作成委託料でございますが、こちらホームページにつきましては現在の和気町のホームページが平成22年度に更新をいたしておるところでございます。それ以後、一部更新等をしてございますが、今後和気町のいろいろな事業展開をしているものが全国発信していくために、全面的にリニューアルいたしまして、見やすくわかりやすいホームページに更新をさせていただく予定にいたしております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、64ページの学童保育事業補助金1,579万2,000円の前年対比について、増額になっているということなんですけれども、体制強化という議員からのお話ございましたけれども、来年度の児童クラブの町の方の考え方については一般質問の方でお答えをさせていただこうと思っております。

今回の補助金の増額につきましては、基準額が増額になった点と児童クラブの人数が増加ということになったことが要因となっております。特に町の来年度の体制による増加ではございません。

続きまして、99ページ、小学校費の扶助費、就学援助扶助230万5,000円のご質問でございます。

先ほど今年度3月での支給について町としてどう考えているのかというご質問でございますが、確かに国の方からも前年度支給について町はどのように考えているのかというような調査も来ております。今のところ、今までどおり5月支給ということで30年度は考えておりますけれども、国の方からそのような調査等があるということは、前年度の3月支給についても検討するべきなんではないかというふうに考えております。今後、検討してまいりたいと思います。

続きまして、117ページの保健体育費の報酬、学校給食費の報酬8万1,000円でございます。報酬の金額より栄養士の配置についてということでございますが、本荘の調理場につきましては、本荘は共同ではなくもう単独の調理場になっておりますので、県費の栄養士はついておりません。町費の栄養士の資格を持っている調理員を兼務させまして、今29年度は運営を行っております。ただ、県費の和気中学校の栄養士とあくまで一緒になって、当然学校の栄養教諭としての授業に出ないといけませんので、あくまで2人でタッグを組んで対応している状況でございます。

来年につきましては、1名の管理栄養士を採用いたしております。今のところこの調理場かははっきりしておりませんが、調理場の方に配置をさせる予定でございます。

最後に、佐伯の調理場の廃止につきましては、運営委員会でも委員の方からいろいろなご意見をいただきました。30年度中に佐伯調理場の廃止について、皆さんのご理解がいただけるようであれば廃止の方向に向けて考えたいと思いますけれども、あくまで搬送時間とか先ほどの栄養教諭の件費、にこにこ園での自園での給食になるときの件費等のこともいろいろ検討することが考えられます。総合的に考えて、30年度の間に決めたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） そしたら、一つは地方公会計の件で業務委託料。これは複式簿記って何年度からするというのは、それは決まっているんですか。それは、それぞれの地方自治体で決めることだろうと思うんですけれ

ど、その辺はどうなんですか。

それから、今言うデマンドタクシーですが、今年度はついてるけれど、途中で試行がきちっとなって運行できるということになれば、その時点で減額補正していこうという考えなんですか。そのように聞こえたんですけど、もう一遍ちょっと教えてください。

それから、学童保育はこれは一般質問でやらせていただくとして、就学援助については、全国的には入学準備金という形で出そうと、年度より前の3月とか2月とかというふうなことの動きがあるので、ぜひそれについて今後とも検討をよろしくお願ひしたいと思います。今、困難を抱える家庭が増えているということをよく聞いておりますが、例えば子供食堂をするとかいろいろな動きがあるわけがございます。入学前にお金が必要ということもいろいろあるわけなので、ぜひともその検討方よろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校給食の共同調理場ということで、今言われたのは、管理栄養士というのはあくまでも幼稚園の関係の担当の管理栄養士ということですかね。そういうふうにも聞こえたんですけども、だからそういう方向として佐伯調理場を廃止という考えが若干あるということなので、ぜひそういうことはなさらないように、本当に冷めた給食というか、そういうふうな形になると思うんで、和気から佐伯というのは15分以上かかるわけなんですから、温かい給食がとれるようにぜひ今後ともお願ひしたいというふうに思います。さっきの管理栄養士というのは幼稚園の担当なんですか、もう一度その辺を確認したいと思うんですけど、お願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 西中議員の公会計の取り扱いでございますが、自治体の町村につきましては今年度から公表という総務省の通達で、今年度から28年度決算分から対応ということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

デマンドタクシーから新しい交通体系の移行のスケジュールでございますが、今公共交通網の形成計画というのを今年度いっぱい策定するようにしております。その策定が終わりますと、その計画を基に公共交通会議での意見、それから利用者代表もその中にはいらっしゃいますので、そういった方からご意見をいただいて、新しい交通体系について考えていこうというふうに思います。もちろん議会の方へもご説明もさせていただいたり、それから町民の方への説明、それから試行運行、それからパブリックコメントを経て本運行という格好で進んでいこうというふうに思ってます。

予算の方は、組み替えといいますか、今負担金ということで商工会の方に負担しております。新しい今考えております新交通体系は町の直営というふうに考えておまして、そのあたりの予算の組み替えをしていくというふうに考えております。もちろん車両を手配したり、運行事業者を選定したりしないといけませんので、それに合った予算に組み替えていくという意味でございます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 濟いません。管理栄養士の配置につきましては、議員がおっしゃったように、にこにこ園の栄養士として配属予定でございました。ただ、佐伯の調理場が今までどおり継続で運営するということで、今のところ新しい管理栄養士は本荘の共同調理場に配属しようと考えてございます。今の兼職を解いて、新たに本荘に配置ということで考えております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 公会計ですが、28年度決算から対応ということなんですか。でも、予算そのものは変えないわけですよね、予算書そのものは、まだ。その辺が感覚的によく理解できないんですけど、もう一遍教えてください。

それから、当面は今言う栄養士は本荘小学校に配置というふうなことを言われたのであれですけど、佐伯地域の共同調理場というものを廃止するような考え方はやっぱりあると思うんで、そういうふうなことにならないように、保護者の要望、子供の健康のことを考えてぜひ検討をお願いしたいと思います。県の基準であれば、さっき言ったように、複数の佐伯地域は中学校と小学校があるわけなので、共同調理場対応ができるということなので、それでいくべきじゃないかなというふうに思います。ぜひよろしくお願いをします。これは答弁は結構です。よろしくお願いをします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、公会計の取り扱いでございますが、あくまで公会計の取り扱いと申しますが、これ公表用のことを複式簿記で行うと。今の決算、予算等については、今までの従前の形式で行いまして、公表について複式簿記で行っていくということでございまして、今後についても公表等については公会計、複式簿記で行っていくということでございます。よろしくお願いをします。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ということは、公表ということは、つまりマスコミとかそういうところに出す別の帳簿というか、複式簿記の会計簿をつくらにやいけんということですか。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） はい、議員おっしゃられる今までの決算書等を複式に変えまして、そういった数字の拾い上げを行いまして、公表を行っていくということでございます。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ここで11時35分まで暫時休憩といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質問に対して今田次長から答弁の申し出がありましたので、許可をいたします。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、先ほど山本議員の方からご質問がありました議案第21号体育館条例の改正につきまして回答をさせていただきます。

今回の条例改正、佐伯体育館の社会教育施設からの削除でございますが、これにつきましては平成30年度において計画しております佐伯中学校体育館のつり天井の改修——補正対応で考えておりますが——において非構造部材の耐震補強における公立学校施設整備補助金の交付を受けるために廃止が必要となることから、改正をお願いいたしましたものでございます。補助金交付は条例廃止の議決をもって承認となりますので、特に法手続には問題ございません。学校施設としては、施設台帳整備により文部科学省で承認をされます。今後はわかりやすい資料提供をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

3番 山本君。

○3番（山本 稔君） 済いません。それでは、2点だけちょっとお伺いしたいと思います。

28ページ、部活動指導員設置促進事業委託金というのがありますが、この内容についてをお聞かせください。

それから、98ページ、小学校費の修繕料1,001万6,000円。これの内容は和気小学校の修繕料が主だと思いますが、この内容も少しお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） ページ数をはっきり言ってから答えてください。お願いします。

学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼いたします。

28ページ、中学校費委託金で部活動指導員の設置促進事業委託金というところですけども、働き方改革ということが今いろんなところで叫ばれていると思うんですけども、学校の中で校務分掌を持っておる教員がいろんな大会に引率ですとかふだんの指導ですとか、そういうところでこういう方々の力をおかりして、実際に専門の知識もある方、それから土日の指導もできる方なんかの力をおかりして部活動を運営していると、そういう事業であります。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） この部活動の指導者の分ですけど、今年度までは県が全て負担してくださったんですが、来年度から国が3分の1、県が3分の1、そして町が3分の1という補助金に変わりまして、前年度よりも報酬といえますか、1時間の単価が減ってきております。これは、今課長が言ったように、部活動の指導して引率もできる者を配置するというので、軽減ということです。これは、今年度までは各学校1名ということがあったんですけども、来年度からは県下の状況でいけば2名まででもいけるということですけども、今のところ1名、これは和気中学校に剣道の指導者1名を入れる予定でいっております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、98ページ、小学校費の修繕料1,001万6,000円の内容でございますけども、各3小学校の修繕費の合計でございます。大きなものは、佐伯小学校では児童用のトイレ、中2階の男女用の洋便器化、1階の男女のトイレの洋便器化を修繕費として計上いたしております。本荘小学校では、相談室、特別支援教室のエアコンを設置いたします。それと、特別支援教室のじゅうたんの張り替え、もう一室のあすなる教室のエアコンの設置ということが大きなものでございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 山本君。

○3番（山本 稔君） 部活動指導員ですが、今まであった外部指導員の制度を用いてやられるんだと思うんですが、これは要望があつてこういうふうな委託金を払うてやるということなんではないでしょうか。そこら辺もう一回お願いします。

それから、修繕料の方ですが、佐伯と本荘の方は出ておりますが、和気小学校の方はもう大きいのはないのでしょうか。整備工事費で水道のポンプとかああいうのは聞いておりますが、ほかにはなかったのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 外部指導員とはまた別なんです。外部指導員というのは、引率ができない。この部活動の指導員は、引率までできる、そして監督までできるということで、昨年度県の何校かに配置をされておりましたが、今年度は倍以上の配置ができております。それも、県費で全部出さなくて3分の1ずつということできておりますので、非常にいいことで、学校の中でどうしても指導者に困っておる、また特殊といえますか、なかなか指導が困難な競技について学校長の方から申し出があつて、こちらはこういうことができます、補助金が出ますということで話をして、学校長の方から申請をしてほしいということで上がってくるものです。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 修繕につきましては、今回は佐伯小学校のトイレの修繕を来年度計上いたしておりますけども、これにつきましては、佐伯小学校のトイレの配管が詰まりまして、大規模な改修を緊急避難的に改修をいたしました。今回、その配管の改修にあわせてトイレ改修を中2階と1階の男女の児童のトイレの改修を考えております。その他、和気、本荘につきましては、国の環境整備の補助金で400万円以上の交付金が使え

るようになっております。31年度以降、各学校でトイレの洋式化について、年次計画を立てた上で改修を行っていくような計画で今考えております。和気小学校につきましても、同じように交付金対象となるよう、全体のトイレ改修について年次計画を立てた上で改修をしていく計画でおります。

(3番 山本 稔君「よろしい」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑ありませんか。

9番 広瀬君。

○9番(広瀬正男君) 少し教えていただきたいと思いますが、まず59ページの使用料及び賃借料、安心電話システム使用料。この安心電話システムというのはどういうシステムか教えていただきたいと思います。

それから次に、62ページ、扶助費、日常生活用具給付事業。この日常生活用具給付事業もどういう事業なのか教えていただきたいと思います。

それから次に、83ページ、狩猟免許取得補助金28万2,000円出ておりますが、これは銃の方でしょうか、わなの方でしょうか。一緒に上げておられるのでしょうか。となれば、銃が何人、わなが何人とかがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、95ページの工事請負費、消火栓設置工事費と次の防火水槽改修解体工事費、ホース乾燥塔設置・撤去、これは防火用水を解体することによって消火栓が設置されるようになるのでしょうか。これは、ホースの警鐘台撤去工事は、説明の中で大中山と父井原の2件というふうに聞いたと思うんですが、上のこの防火水槽改修解体工事費と消火栓設置工事費、これはどこの部分で何台されるのかを教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど同僚議員が、図書購入費の分で中学校の分を聞いたと思うんですが、あわせて町の方の分で、112ページ、備品購入費、図書購入費が450万円。これは金額的に大きい分で、1冊1,000円としても4,500冊ぐらいになるんですか。これが全て新刊に買い替えるというか、そういう感じの部分でしょうか。あわせてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長(当瀬万享君) 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長(則枝日出樹君) 私の方から、予算書59ページ、安心電話の設置システム委託料でございますが、これは過去には緊急通報システムといいまして、65歳以上等のひとり暮らしの高齢者が生活時に緊急を要する際に委託先の業者に知らせるためのブザー等となっております。今回の予算につきましては、それが年次でブザーのバッテリーを交換したり点検をしたりというふうなことを定期的に行っています関係を委託料に上げておまして、高齢者だけでなく障害者等、身近な民生委員がそういった対象者を把握いたしまして、そういった方々に設置したもので、月額500円程度をいただいておりますが、緊急時にはその方が登録しております協力員の方へ委託業者から緊急の連絡が行って安否確認に行っていただくようなシステムとなっております。

続きまして、62ページでございますが、障害者の自立支援の関係でございます。

日常生活用具の給付事業でございますが、これは国の補助事業でございます。日常生活上の便宜を図るために必要な用具を給付し、または貸与するようなものでございまして、介護・訓練支援用具、自立支援生活用具、在宅療養支援用具等、国の基準によりまして、障害を持った方々に対し自立支援を求めるとともに必要な生活用具を給付するもので、国が2分の1、県が4分の1、残りを町ということで、対象者の方に対して給付する扶助的な事業でございます。

○議長(当瀬万享君) 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長(万代 明君) 失礼します。

83ページ、林業振興費の中の負担金補助及び交付金の中の狩猟免許取得補助金28万2,000円、これに

つきましてはわな若しくは銃の助成ですかということですが、こちらの事業は65歳以下で新規に狩猟免許を取得し、猟友会に入会する者に対して補助するものでございます。わなの方を一応10名、それから銃の方を1名想定して予算を計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

94ページの消防施設の工事の内訳でございますが、まず消火栓の新設工事で4カ所計画をしております。田ヶ原、入田、宮田、尺所の4地区で消火栓の設置を計画をしております。

それから、防火水槽の改修工事ということで、これは和気区内の防火水槽の解体、改修を計画しております。有蓋、ふたつきの防火水槽への改良ということで計画をしております。これらの事業につきましては、消防の5カ年計画に沿って施工をしているという状況です。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 私の方からは、112ページの図書館の備品についてお答えいたします。

図書館の備品は全て新刊の本でございます。内容といたしまして、和気図書館に1,500円の2,000冊、佐伯図書館に1,500円の1,000冊を購入いたすものでございます。購入の費目としましては、どんな本が読みたいですかというアンケート箱を各図書館に置いております。町民の方が読みたい本等を購入予定です。それから、芥川賞とか直木賞とかをとられた有名な本等の購入を予定しております。

○議長（当瀬万享君） 9番 広瀬君。

○9番（広瀬正男君） ありがとうございます。

この安心電話システム等の説明をいただきました。

62ページの分です。日常生活の用具ですけど、これは車椅子なんかも届けを出せば貸していただけるようになるんじゃないか。

それと、よく高齢者の方とかもですけど、エンジンがついた分で買い物に行ったりとか病院に行ったりするのにちょこちょこ乗っておられる方がおられるんですけど、そういう部分も届けをすれば大丈夫なんじゃないか。

それから、94ページの消火栓ですけど、ちなみに今日は消防の記念日だそうです。昭和23年の本日、消防法という法律ができた年だそうです。そういうことから、この消防という部分に関しましては町民の人に対しても安心・安全をしっかりとさせていただくということで、安心・安全な生活を送るために必要な部分だと思いますんで、消火栓の設置も5カ年計画と言われたんですが、いろいろと調べていただいたり、また器具庫というんか、消防のホース等を置いとるあの部分も、場所によっては盗難に遭うんだというような不運なことも聞いたりします。そういうことから、調べる部分で地区の人にお問い合わせするなり何なりしてしっかり調べて、緊急なときにすぐ対応できるようにちゃんとできたらいいなというふうに考えております。

それから、図書の方ですが、全部新刊ということで非常にいいことかなと。月にどのぐらいの人が利用されておられるか、また活字離れの今日でございますが、本にもっと親しめてもらえるような企画、アピール等を考えておられるんかどうか、そこらあたりもお聞きしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） この62ページにつきましては、自立支援費の関係でございまして、障害手帳を持った方々に対するサービスとなっております。車椅子につきましても、続いての補装具支給事業といった中で、障害者の方々に対する車椅子等のサービスの提供もございます。ただ、高齢者等の支援につきましては、介護保険のサービスあるいはそれ以外の方につきましては社会福祉協議会の方において車椅子の貸し出し、電動車椅子の貸し出しもありますので、例えば入院していた方々が一時的に在宅に帰られたときに必要な場合の貸し出しであるとか、高齢者の方々に対する電動車椅子の利用とかというメニューもございますので、そういったあ

たりを社協、包括、健康福祉課で情報共有いたしながら支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 図書館のことについてお答えいたします。

正確に何人という数字は今持っておりませんが、和気の図書館で1日約70人の方、また夏休みの期間はこれより大分多くの方が利用していると司書の方から聞いております。

また、どのような工夫をしとるかということでございますが、ブックカフェといって町の方でお茶、クッキー等を用意しまして、佐伯の図書館であれば2階のちょっと出ている外のスペースがございまして、そちらでお茶を飲みながら本を読んでいただくというような週間、ブックカフェ週間、そのような新しい事業をやって一人でも多くの方に利用していただこうと思ってそういうことをしております。

○議長（当瀬万享君） 9番 広瀬君。

○9番（広瀬正男君） ありがとうございます。町民のためを思ってこういうことも広めていこうという部分でありましたらどんどん進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） ここで13時まで暫時休憩とします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

7番 尾崎君。

○7番（尾崎忠信君） 1つだけ質問させてください。

41ページ、地方公会計対応支援事業ということで400万円上がってます。これは複式簿記だろうと思うんですが、今後のスケジュールとそしてどういう形式あるいは様式でこの会計事務を公表するような形に持っていくのか。それを、もう我々もあと半年もすれば決算議会があるわけですが、それに備えてあらかじめ示してほしいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

公会計につきましては、議員からご指摘がありました件ですが、新たに様式といたしましてなかなか財務4表といいますが、民間の企業で行われております賃借の対照表、行政コストの計算書、それから純資産の変動計算書、それと収支の決算書をあわせての公表という形になります。わかりやすい形で議員の皆様は資料の方の提供をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 尾崎君。

○7番（尾崎忠信君） 初めてのことで、丁寧な説明をよろしくお願したいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第28号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びにごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第28号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びにごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

(日程第6)

○議長(当瀬万享君) 日程第6、これから特別会計予算15件の質疑を行います。

最初に、議案第29号から議案第33号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第29号平成30年度和気町国民健康保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 国保が今度平成30年度に県が管理をしていくと。岡山県国保ということになるわけです。それでいろいろとお聞きします。

145ページ、一番下の国庫支出金の療養給付費等負担金が、これが昨年あったものがもう皆減ですね。それで、その代わりに142ページの保険給付費等交付金、普通交付金で14億9,494万5,000円ですか。それが療養給付費等負担金にかわるものなんですかね。国保に対する補助金というのは、昔は大体費用の8割ぐらいが入ってたのが、それが4割台に落ちてきて、そのことが国保の運営をやりにくくしていると、赤字になってきているということがあったと思うんですけど、そういうふうに見えていいんですかね。それにしても、減ってるんじゃないか、増えてるのかな。2億円何ぼで14億円だから増えてるのかな。その辺の分析というか、どういうふうに捉えたらいいのか教えていただきたいと思います。

それから、155ページの保健事業費、特定健康診査等事業費で負担金補助及び交付金、特定健診等データ管理システム負担金4万5,000円というのがあります。これは、要するに、私もよく知らなかったんですが、農協が組合員健診というのをやっていると、JAが。そうすると、各個人個人にデータを、これ役場の方でももらってもいいとか、そういうふうな話をしているのをちょっと聞いてたんですけど、これは前からやっているとすることも聞いたんですけど、これは要するに昨年福岡県の広川町でしたか、視察に行っているところの民間診療所なんかに行ったデータも町で管理しているということも聞いたんですが、それは和気町でもずっと以前からこれをやってるんですか。その辺のこの特定健診のデータ管理システム負担金、これの性質も含めて教えていただければと思います。

それから、その上の特定健康診査委託料1,310万円ですか、1,200人分ということですが、新しく健診率を上げようということで、強化するとかそういうふうな何か今年度の扱いというのは特別変わったことはないんですか。その辺、広川町のあれはよかったので、保健師がどんどん外へ出て行って、町民の方がなるべく健診をしてくださるように開拓しているというふうなものも聞いて感心したんですけど、その辺も今年度の健診についてどういうふうにやられるのか教えて。特に、私、昨年備前市内の病院で受けたんですけども、そうすると、以前は病院の方からそういう通知があったように思うんですけど、結果については今回は町の方から結果をいただいたんですよ。それが結局データを共有しているということなのかなと思ったんですけど。いわゆる健診後の指導というのはどのように今やられてるのか。何か役場へ来いみたいな通知もあったような気がするんですけど、その辺よう行ってないんですけど、その辺の考え方はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長(当瀬万享君) 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長(青山孝明君) 失礼します。

それでは、第1点目の145ページの療養給付費等の交付金、これは本目廃止という形で県の方へ移行します。県補助金の交付金の中に普通交付金という項目が新設されまして、14億9,494万5,000円、この歳入をもちまして保険給付費の方の療養諸費とか高額療養費、移送費等の保険給付費に充当されるようになります。

それから、155ページの特定健診等データ管理システム負担金4万5,000円ですが、これは特定健診の

未受診者対策事業ということで、特定健診データを分析、それから電話受診勧奨、パンフレットの作成、受診勧奨のはがき作成、それから送付等に係る委託料でございます。

それから、各医療機関からの情報提供ですが、これの経費につきましては、健診いたしましたら医療機関それから今回JAの方にもお願いしておりますが、健診したデータを医療機関等から役場の方に提供していただくようなシステムになっております。

それから、特定健診でございますが、これは平成29年度から備前市の医療機関でも特定健診が受けられるようになっております。そういう形で向上率の方を上げていくというような形で取り組んでまいっております。

それで、その情報提供に係る手数料ですが、154ページの役務費のところ特定健診検査記録等作成手数料4万9,000円を計上させていただいておりますが、提供がございましたらこちらの経費の方から各医療機関の情報提供していただいた分について手数料としてお支払いをするように予算計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） わかりましたけど、要するにこの1,200人というのは昨年よりもっと増やすとか、こういうふうな変わった促進策というか、はがきを出されたりいろいろされてるということは知ってるんですけど、健診率を上げて、町民の皆さんが自分の健康に関心を持ってもらおうという取り組みというか、そういう問題は昨年より特に変更はないということなんですかね。なかなか健診率というのが低いというか、岡山県は結構、後期高齢者の私議員もしてるんですけど、かなり長野だとか高いところは50%近くぐらいまで来るとか、結構そういう高いところもあるんですけど、岡山県はかなり低いんですよ、この健診率というのがね。今後どういうふうに健診率を上げることを考えられているのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 受診率を向上ということでございますが、実績を申し上げますと、平成28年度では特定健診の受診率が32.2%、それから平成29年度におきましては35.1%、若干でございますが2.9%の向上率が出てきております。

取り組みにつきましては、29年度では未受診者の方に電話勧奨でお勧めをさせてもらって、まだの方については健診の方をよろしく願いますということで、電話の方で勧奨をさせていただいております。

それから、新しい取り組みというのは特にはございませんが、受けやすいように、先ほど申しましたように、備前の医療機関の方からでも受診ができるように、平成29年度から実施をしましてまいっております。今年度につきましても、同様のことで医療機関等で受診ができるようになっております。

それから、各医療機関とかJAの方にも健診の結果を情報提供してほしいということで、各医療機関等への説明のお願い等も担当の者が参っております、だんだんと受診される方が増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ですから、奇異な話が、もっと対象医療機関を赤磐市まで広げるとか、それぞれいろいろとこれからの方向性というか、その辺もあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、国は医療費抑制ということをどんどん考えて、ジェネリックを使えとかいろいろとやられてるわけなんですけども、本人が自分の健康をよく自覚するというか、それがやっぱり一番大切なことだろうと思います。ぜひとも健診率を上げるというか、それを努力する必要があると思うんですけど、もう一遍、ほかの医療機関で受けた分というのは特にそういう特定健診というか、そういうふうにはならないわけなんです。その辺はどうなんですか。その辺だけ、最後。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） まず、医療機関への拡大というんですか、あれですが、赤磐市の方にも医師会

の方に、受けていただけないかということで昨年度お願いに行ったところですが、まだその時点では取り組みをということにはならなかったので、現在和気医師会、赤磐医師会等で調整をさせていただいておるということで、できる限り赤磐市の医療機関についても受診をしていただけるような体制を整えてまいりたいと思います。それから、もう一点は……。

(8番 西中純一君「ほかの医療機関のデータがもらえるか。それは受診したことになるのか」の声あり)

医療機関から情報提供していただいたら、それは受診したという形の件数にカウントするようにしております。

(8番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第30号平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第31号平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第32号平成30年度和気町介護保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

10番 安東君。

○10番(安東哲矢君) 1点だけ質問したいと思います。

219ページの13の委託料、市民後見人活動支援事務委託料、それから20番の扶助費の成年後見制度利用支援事業、これは関連あるんでしょうけど、本会議のときにははたしかこの市民後見人活動支援事務委託料、これはNPOわけという団体があるんですかね。そこらあたりもう少し詳しく説明をお願いしたいなと思います。

○議長(当瀬万享君) 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長(永宗宣之君) 失礼いたします。

それでは、219ページの任意事業費の中の委託料、市民後見人活動支援事務委託料の146万4,000円についてでございます。

これは、事務所を佐伯の保健センター内に設置をしておりますNPO法人市民後見センターわけ、こちらの事業の運営補助金ということで、電話応対等をしていただく事務員の賃金相当を委託料という形で計上をいたしておるものでございます。

それと、20節扶助費の成年後見制度利用支援事業につきましては、成年後見制度を利用される方の中で低所得の方、こういった方々の後見人制度の申請申し立ての費用、あるいは裁判所の方から後見人が選任された場合に、その後見人に対する報酬、こちらの方を町の方から低所得者の方の分については助成をするという形にしております。予算的には、新規の申請を1件、後見人の報酬分としまして年間24万円掛ける10人分の240万円を計上いたしております。

市民後見センターわけでは、今市民後見人が7名おられます。受任件数は、28年度でございますが、21件というような状況になっております。

○議長(当瀬万享君) 10番 安東君。

○10番(安東哲矢君) この13番委託料のところは、これ市民後見人という名前になってます。それから、

20番の扶助費の成年後見人と、これはどのように違うのでしょうか。

それから、後見人になる条件というんですか、これはどういう条件の方が後見人としてできるのか。またあるいは、後見人をつけたいという場合には家族の方が多いんですかね。家族の方がぜひ後見人をつけてほしいというようなことが多いのかどうか。後見人を受けてる人というのは、やっぱり認知症の方が多いかどうか、そこらあたりお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

予算書の説明欄の名称につきましては、扶助費の方は法的な制度の名称、成年後見人制度というようなことで表記を使っております。委託料の方は、NPO法人の市民後見人センター事業、こちらに対する事業委託ということで、その名称をそのまま使っておるというようなことでございます。

市民後見につきましては、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方々の生活や財産を守るといったようなことを目的に定められて運用されております制度でございます。ご家族の方から後見人制度を利用したいというようなことで、うちの地域包括の方へ相談があることもございますが、そちらの任意後見の方の件数については、それほど実際に定められる方というのは件数的には多くないというふうに承知をしております。具体的な数字は把握はできておりませんが、件数的には比較的少数であると。どちらかという、ご家族等の支援がいただけないような高齢者あるいは消費生活、金融とか財産管理に問題があり得るというようなことで、私ども地域包括の方が情報を得ました方について、町長による申し立て案件の方が恐らく多いだろうというふうに考えております。

町の方は、市民後見人を養成するというようなことで啓発活動をいたしております。後見人になりたいというようなご希望の方がありましたら、県の方が実施する研修会等にご参加をいただいて、その後にNPOの方で後見人としてご活動いただくかどうか、そちらについてはNPO法人の方の審査を経ていただくということでございます。29年度におきましては、新規にお一人の方がこの養成研修を終えられて、新たに活動を開始されております。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。ほんなら、資格というのは要するに講座を受ければ一応基本的にはいいと。あとは、NPOの方で了解しましたという形になれば、後見人として活動できるということによるしいんですか。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 市民後見につきましては、今議員がおっしゃられたような手続で可能ということになっております。

（10番 安東哲矢君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） 細かい質問ですけども、220ページですか、認知症カフェが2団体ということで、これはわかりましたけども、これはいわゆる団体の申請というか、せっかくの機会ですので、少し細かいですけど、カフェの内容。

それから、申請はこれが2団体。例えばこういう制度を皆さんが知つとんかどうか知らんけども、これもう一つ私もそういう団体に申請したらすることは可能なんですか。その辺を簡略で教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

220ページにあります認知症カフェについてです。

町内の医療系の事業所が系列団体で行っておるものが1団体、あと介護サービス事業所の関係職員の方がボランティア団体というような任意団体として活動しておられるのが1団体、この2団体が活動をされておりまして、その2団体に対して運営補助金を交付をいたしております。

認知症カフェの内容といたしましては、認知症の方あるいはそのご家族、地域住民、福祉関係職員、こういった方々が一堂に会して日ごろの情報交換をしたり、癒やしの時間を過ごすといったようなことで、お茶を飲みながらそういうような日ごろの疲れ、日ごろの苦労を互いに話し合ったり、あるいは新しいそういうふうな福祉情報を仕入れたりといったようなことの活動をされております。

○議長（当瀬万享君） 続けて。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼しました。1つお答えが漏れておりました。

誰でもできるかというご質問があったかと思えます。福祉関係、医療関係である程度の設備が整っておって、そういうような実績があれば書類審査でオーケーと、認めるという方向でおります。ただ、ある個人の方が、例えば自分の自宅でこういうような事業をやりたいというようなことになると、どれぐらいのサービスのものでサービス提供ができるか、あるいは運営自体がどういったようなものになるかというのがいま一つ書類審査だけでは明確となりませんので、今私どもとしましては、ある程度の一定期間実際に運営していただいて、その運営状況を見て、適当と認めればこの事業の補助対象としたいというようなことで取り扱いをいたしております。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） 中身はわかりました。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第33号平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第29号から議案第33号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第29号から議案第33号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第29号から議案第33号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 担当者の口がよどんでいたんでちょっと悪いんだけど、聞かせてもらえたらありがたいんですけど、249ページの住宅新築資金等貸付金元利収入41万4,000円。これは何か19件言うたり17件言うたりいろいろ言ようられたんじゃないけど、結局何件が今年の目標なんですか、回収の。それを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） お尋ねの件、249ページです。

現年度分41万4,000円につきましては、新築資金の関係で19件、それから改修資金17件、それから宅地取得資金6件、これのそれぞれ滞納額の1%でございます。

(8番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号から議案第38号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第35号平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番(山本泰正君) 室原の集落排水、ここで公下の方へつなぐ段取りができたというふうに聞いとんですが、後の管理をどうせられるのか、そこらあたりちょっと教えてください。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長(豊福真治君) ご質問ございました件につきましてお答えいたします。

まず、本年度におきまして、公共下水道事業の方の変更認可申請が通る見込みでございます。それによりまして、農業集落排水施設の処理施設、管路等を含めて全て公共下水道の方に移管するという予定になっております。後利用につきましてですが、これは農林水産省の協議を既に終えておりまして、将来的には防災拠点施設として利用できるよう、今後地域の方と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(当瀬万享君) 6番 山本君。

○6番(山本泰正君) 懸案事項でお疲れでございました。ご苦労さまでしたの話なんですが、防災施設というのはちょっと地域的には無理があるかもしれないけど、何かもう後は使い道ねえわな、なかなか。いい方法を検討してください。経費が要らんようによろしくお願いします。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第36号平成30年度和気町駐車場事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

4番 居樹君。

○4番(居樹 豊君) 278ページ、決算そのものは不動産収入で安定した運営かなと思っておりますが、1つ駐車場絡みで。

駅前駐車場、私も何回か一般質問でも言いましたけども、駐車場が皆さんご承知のように、日々大体駅前の方は午前中の時間帯、上の方の信号がある側、駅前ですけども、満タンというのがほとんど、常態的です。これはもう都市建設の方も十分把握しておられて、できればJRの土地の取得といいますか、それを早急に、今段取りされとるということで下話はされとんでしょうけども、できれば一刻でも早くあそこを、駅前の利用というんも含めて、駐車場がああ状態ではなかなか難しいんで、ぜひとも町を挙げて駅前の駐車場の取得、整備について前向きな努力をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長(当瀬万享君) 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

駅前駐車場でございますが、もともと定期は46台としておりましたけれど、一般駐車を100円にしたということで、そちらの方へかなり移っておりますので、今現在定期の枠が34台、一般枠52台で運用をいたしておりますが、まだなおかつ満車状態が続いているということで、ご承知のとおり、駅前駐車場の旧JRの引き込み線を購入いたしまして拡張するというので今進めております。

今回、繰越明許にありましたように、設計業務が少しおこなっておりますが、今の予定ではぜひ30年度中にはもうJRと協議を終えまして、31年度で用地購入、移転補償が済みまして、32年度には工事を行い、供用開始をしたいと。約30台ほどは増えると思いますので、有効な利用につながろうかと思っております。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） わかりました。できるだけ早くお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第37号平成30年度和気町公共下水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第38号平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第35号から議案第38号までの4件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第35号から議案第38号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号から議案第38号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第39号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第40号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第41号から議案第43号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第41号平成30年度和気町地域開発事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 361ページの工事請負費が2億4,900万円ですか。それから、補償金が9,630万円、これは何か広域水道企業団と言われたんですけど、あそこの現場を見てみると残土処理場という形で、広域農道の分ですか、それか美作岡山道路でしたか、3万立米が入るとのことだったと思うんですけど、ああいうふうな形でやっているので、それはもうそのまま、無償ということはないと思いますけど、それを工事の材料として使ってるということなんですかね。残土処理場という表現をされているのでその辺がよくわからないので、お願いしたいと思います。

それから、まだ2件だけ土地の売却者に対しての入金というか、それが終わってないんですかね。何か2件終わってないということをもう一遍お願いします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 西中議員の質問にお答えします。

361ページの工事費ですが、この工事費は水路、貯水池等、それから自転車の迂回の工事費です。現在の土の搬入については、残土処理ということで一切工事費はかかっておりません。

それから、補償費の方につきましては、広域水道企業団の方が、移設をしますので、補償費として組ませていただいております。

それから、土地2件の件ですが、1件につきましては個人の方が相続を自分でされるということで、名義の変わるのを待って支払いするように準備しております。あと一件につきましては、いろいろな関係がありまして、書類で今連絡をしながら契約の段取りをしております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） それじゃあ、基本的にはもう設計がいろいろ難しい面があるとか、進入路がどうかあったということですが、そういう点はもうきちっとクリアして、契約書が2件きちっと契約状態になればその工事を進めていけるということでもありますね。その点だけよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 契約終了ができましたら、申請等の準備をいたしまして、工事の発注に移っていきたいと思っております。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） 同じ今の工業団地の関連ですけども、今の埋め立ては、県の方からやっていますのは承知しとんですが、この造成工事、これは完成時期は今年度いっぱいなのか、多分30年度のあるときでしょうか。

それともう一件、あとそれは、今から多分もう段取りをされとんでしょうけども、いわゆる企業誘致の応募状況、それから働きかけ、それは具体的にどういうふうになされとんか、今現在のわかる範囲でお教えいただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 居樹議員の質問にお答えします。

工期は30年度いっぱいを予定しております。

それから、一緒に販売の方なんですけど、県の大阪事務所等を通じて企業に働きかけをしていただいております。何件かの見学等も来ております。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） いずれにしても、相当企業誘致の方は前倒していきょうらんと、なかなかそんなに一朝一夕にいかないので、これはできたからずっとそのまま造成団地で残ったというようなことがあったんじゃないんで、ぜひその辺は、もう言わずもがなですけども、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第42号平成30年度和気町上水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第43号平成30年度和気町簡易水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 2点だけお願いします。

396ページに、企業債で3,190万円、矢田地内配水管整備工事ということで、それだけ起債をするということが出ておまして、それでその内訳として、423ページに委託料で矢田地内配水管整備工事設計委託470万円、それからその工事請負費で矢田地内の配水管整備工事2,720万円ですか、5行下ですけども、そんなのが出とって、それが3,190万円だと思います。これが県の広域水道、それを直す費用なんですかね。

それからもう一つは、423ページの一番下から2行目になるのかな、県道佐伯長船線の道路改良工事に伴う配水管支障移転工事、これが何十メートルかあるということで出てるんですが、630万円、これはどの部分の――父井原ということですが――工事になるんですか、それをちょっと教えてください。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 西中議員の質問にお答えします。

矢田地内の水道管移設工事は、企業団地の中の田んぼの中を町の水道が通っております。その水道を移設するために、バイパスを組んで利用しやすいようにということで、町の水道の改良工事として行うように予定しております。

それと、423ページの支障移転の件ですが、父井原地内、高下池のちょっと下になりますが、県道の拡幅が予定されております。その拡幅位置へ水道管がちょうど入っておりますので、その水道管を移設してほしいということで支障移転を組んでおります。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第41号から議案第43号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号から議案第43号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号から議案第43号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第44号権利の放棄についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第44号の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第44号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、議案第45号和気町道路線の認定についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第45号の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第45号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（当瀬万享君） 日程第9、請願第1号NPO法人和気サンシュユの会が進める薬木山菜萵の事業推進に関する請願書を議題とします。

これから請願第1号の紹介議員であります万代哲央君から説明を求めます。

5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 請願第1号NPO法人和気サンシュユの会が進める薬木山菜萵の事業推進に関する請願書が平成30年2月15日付で議会議長宛てに提出されました。

私はこの請願趣旨に賛同し、紹介議員をお引き受けいたしましたので、地方自治法第124条の請願を提出した際の紹介議員として本請願書の内容につき説明を加えさせていただきます。

請願書をごらんください。

請願趣旨にありますように、NPO法人和気サンシュユの会は、サンシュユ植栽により耕作放棄地対策——これは裏面の1に書いております——や観光資源化を図る——観光資源化というのはサンシュユの花を楽しみ、めで、花見会等を開催する——そういった内容のものでございます。そういった観光資源化を図るとともに、和気独自の特産品づくり、例えばサンシュユ茶、それからクッキー、そういった特産品づくりを目的に活動している団体で、平成24年8月から数えて結成6年目を迎えております。2月14日には県民局より地域づくり推進賞をいただいております。

サンシュユの会は、活動を通して行政と協働しながら、公益性に資することまた役立つことを目的にして、豊かな地域社会をつくっていききたいと考えていると。その理念のもとで活動しているということでございます。

請願事項といたしまして、NPO法人和気サンシュユの会が進める各種事業、今申しましたような耕作放棄地をできるだけ抑えて植林を推進するというようなこと、あるいは特産品づくりをするということ、そして手始めに花見、春は黄色い小花の春黄金花、秋はグイミのような真紅の実が美しい秋サンゴと呼ばれるサンシュユの花見会が町民の皆様に見てもらえるようにしたいというふうなことで、こういった各種事業に対する助成をお願いしたく請願するというものでございます。

お手数ですけど、裏側の方をお願いいたします。一番最後の行についてお願いしたいと思います。

NPO法人は、主に活動の人的側面を担いということで、約100名の会員がおられます。行政は、当会の事業の活動が公益性を持つものであることをご理解いただきまして、事業への資金援助をお願いしたいと、これが本請願の内容であろうと考えております。

詳しくは、裏面を一読いただきまして、皆様のご理解、賛意表明を切にお願いいたします。まことに簡単でございますけど、説明とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これから請願第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

万代君、ご苦労さまでした。

請願第1号を会議規則第92条第1項の規定により、初日に配付した請願文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、各常任委員会の現地視察を行い、午後からごみ処理施設整備事業特別委員会の現地視察が予定されていますので、ご出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後1時59分 散会

平成30年第1回和気町議会会議録（第13日目）

1. 招集日時 平成30年3月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成30年3月14日 午前9時00分開議 午後1時39分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 3番 山本 稔 | 4番 居 樹 豊 | 5番 万代 哲央 |
| 6番 山本 泰正 | 7番 尾崎 忠信 | 8番 西中 純一 |
| 9番 広瀬 正男 | 10番 安東 哲矢 | 11番 柴田 淑子 |
| 12番 当瀬 万享 | | |
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|--------------------|
| 町 長 大森 直徳 | 副 町 長 稲山 茂 |
| 教 育 長 朝倉 健作 | 会 計 管 理 者 鈴木 健治 |
| 総 務 部 長 竹中 洋一 | 危 機 管 理 室 長 新田 憲一 |
| まち経営課長 立石 浩一 | 地 方 創 生 課 長 野津 浩之 |
| 税 務 課 長 桑野 昌紀 | 民 生 福 祉 部 長 青山 孝明 |
| 生活環境課長 岡本 芳克 | 健 康 福 祉 課 長 則枝 日出樹 |
| 介護保険課長 永宗 宣之 | 産 業 建 設 部 長 南 博史 |
| 産業振興課長 万代 明 | 上 下 水 道 課 長 豊福 真治 |
| 地域審議監 大石 浩一 | 事 業 課 長 岡本 康彦 |
| 教 育 次 長 今田 好泰 | 学 校 教 育 課 長 藤原 文明 |
| 社会教育課長 山崎 信行 | |
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|---|-----|
| 日程第1 | 一般質問 1. 10番 安東哲矢 2. 4番 居樹 豊 3. 5番 万代哲央 4. 8番 西中純一 5. 6番 山本泰正 | |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして10番 安東哲矢君に質問を許可します。

10番 安東君。

○10番(安東哲矢君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2点ございます。1点目は和気町独自のヘルプマークの導入はできないかという1点目と、それから2点目は、大中山地区内にある広域農道で一部の区間で速度規制ができないかと、この2点でございます。

それでは初めに、1点目の和気町独自のヘルプマークの導入はできないかということでございます。

内容につきましては、外観ではわかりにくい難病や内部障害などで支援を必要としている人々がマークを身につけて周囲から配慮を受けやすくするものであると。こういう和気町独自のものができないかという質問でございます。

皆さんのお手元、議員の皆様それから執行部の皆様のお手元にはこのヘルプマークの参考資料というものを配りしております。外見ではわかりづらい障害や病気、病気の中には難病、内部障害、視覚障害あるいは聴覚障害、発達障害、精神障害、それから認知症、また妊娠初期とろんな病気等がございます。こういう方が配慮を求めているということを知らせるこのヘルプマークの導入が岡山県内でも広がっており、昨年の9月末までに県の特に関西を以て7市2町で無料配布が始まっております。普及を図るボランティアグループも誕生しております。どこでも支援が受けられるように、岡山県全域での導入を呼びかけているということでございます。

このヘルプマークをどういふ経緯で導入をしていったのかということについて少しお話をさせていただきます。

これはまず東京都から始まったわけでございます。東京都が標準様式を定めたことを契機に作成する市区町村は、都内のみならず全国に広がっております。そういった中で、政府が昨年の3月にこのカードについたヘルプマークを室内用図記号を規定する国内規格、いわゆるJISに指定をしたと。これが昨年の7月からそういうように決まりました。安倍総理も、国会の答弁でヘルプマークについて大変意義があるということ述べられたということでございます。このヘルプマークの普及に取り組んでいくきっかけとなったのは、2009年の春に街頭演説をしていたある東京都議の方、この方に自閉症の子供がいる方が声をかけたということが始まりです。この方は、私の子供が1人で社会参加できるようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京をつくってほしいと、こういうことが始まりでございます。この思いをその都議の方が受け止めて、その年の9月の都議会の定例会でカードの共通化を提案しました。2011年2月にも、その都

議会で取り上げられましたが、都の対応は前向きではありませんでした。翌月、東日本大震災が発生して、混乱の中、家に帰れない障害者が続出をしました。そこで、この都議らが再三の要請を行い、ついに都が方針を転換して、2012年10月に標準様式を定めて、それを活用してカードを作成する都内の市区町村に対する財政支援を決めたということでございます。その結果、都によると、2017年3月までにヘルプマークカードを作成する自治体は都内52市区町村に拡大、この動きは東京都外でも少なくとも4県と、18都道府県、44市町村へと広がっております。こういう経緯がございます。

先ほど申しましたように、2012年に東京都が考案してほかの自治体あるいは企業にも導入を呼びかけていったと。また、日本の工業規格でありますJISを採用され、京都、大阪、徳島など府県単位の導入が進んでおります。岡山県内では、特に県西部を中心に広がっております。浅口市が昨年1月に無料配布を始め、2月には井原市、その後も新見、総社、里庄、高梁、矢掛、また真庭、笠岡と続いております。岡山市は18年度の配布に向けて準備を進めており、ここ東備管内では瀬戸内市また赤磐市なども早期、あるいは備前市も導入していくということを決めておるとのことでございます。

このマークを受け取った人はまだ多くありません。障害者施設の利用者にまとめて申請を呼びかけた井原市は、9月末までに約100人に配布をしましたが、他市町村は数人から60人弱にとどまっております。各市町とも、配布対象は住民票のある人に限られ、申請書を提出しなければなりません。障害者手帳や母子手帳の提示を求められたり、障害や病気の具体的な状況を尋ねられたりする場合もあり、入手を諦める人もいるということでございます。

先行した東京都では、地下鉄の駅などでマークを持ち帰ることができる。申請書や手帳は必要なく、昨年3月までに約16万5,000枚を配った。府として導入した京都や大阪も、府庁の担当課でなく、市区町村の窓口で常備して、どこに出向いても申し出るだけで受け取れるようにしております。

岡山県内でも、マークを広めようと、昨年7月、障害児の母親らが集まるボランティアグループ、ハートエイドが発足しております。これは宮口治子代表は、現状では購入している市町に住んでいないとマークがもらえない。岡山でも県の施策として配布してほしいと訴えております。県は配布は身近な市町村でお願いしたいとの立場で、障害福祉課の方は、何を示すマークか知ってもらうためポスターやチラシを配っている。障害者への配慮を呼びかける研修会などを通じマークを紹介していきたいというように話しております。このハートエイドの宮口代表は、私の息子も発達障害で意思疎通が難しく、周囲の人にわかってもらえるものがないかと探していて、ヘルプマークを見つけたと。一昨年7月、障害児の母親や看護師ら12人でボランティア団体をつくり、岡山県内や広島県東部の市町村をめぐる導入を呼びかけております。福祉関係のイベントにブースを出したりしております。このマークのよいところは、障害名や病名が特定されないこと、障害者や病名を表に出すのがしんどい人もいます。マークを見て何かあるんだと気づき声をかけて助けてくれればよい、どこに住んでいてもマークをもらえ、誰もが知っているという状況になるように取り組んでいきたいというようにおっしゃっております。

このことから、本町におきましても和気町独自のヘルプマーク、ヘルプカードを使っていたきたいということをお願いを申し上げたいと思います。回答の方をよろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

私の方からは、安東議員の和気町独自のヘルプマークの導入はできないかということで、その答弁をさせていただきたいと思っております。

このマークにつきましては、先ほど議員の方から配付していただきましたものでございまして、経緯につきましては東京都が平成24年に考案して、他の自治体や企業にも導入を呼びかけた経緯ということで議員からも説

明がございました。特に岡山県におきましても、議員が説明されましたが、県西部を初めとする市町の方から導入が進んでいる状況でございます。特にこの東備管内で申しますと、瀬戸内市が昨年、平成29年11月から導入しております。ヘルプマークの作成を250個、ヘルプカード作成1万枚ということでお聞きしております。現在のところヘルプマークの配布の方は25個なされているということで聞いております。

このヘルプマークでございますが、私どもハートエイドの代表とお話をいたしました。先ほどお話がありましたとおり、息子さんが発達障害で意思疎通が非常に難しく、そういったことが周りの方にもぜひわかってもらいたいということでこのヘルプマークを見つけたということで、非常によかったということを知っております。こういったことで、和気町内におきましてもいろんな障害を持った方、それから術後でしんどい方、たくさんおられます。そういった方が自ら提示することによってそれぞれの方々から支援、配慮をいただけるようなことで、このヘルプマークの導入は和気町についても同様に取り組んでいかなければならないかなと思っております。

特に、平成28年4月に施行されました障害者差別解消法では、不当な差別的行為の禁止と合理的配慮の提供を義務づけております。特に合理的配慮とは、障害のある人が役場などで利用されているときに困っていることを伝えて配慮を求められたとき、役場等が負担にならない範囲でその人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うことを求めているものでございます。特に合理的配慮は、民間事業者につきましては努力義務ではありますが、国や自治体、特に役所等では法的義務となっております。このことから、身近な役場がサービス解消の手本を示し、旗振り役となるべきであると考えておりますので、和気町でもヘルプマークに対する理解をこれから進めてまいりたいと思っておりますし、新年度におきましてヘルプマークの早期導入に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

岡山県におきましては、導入に当たっては、先ほどもご説明がございました。配布は身近な市町村にお願いしたいという方針でございますが、岡山県版のヘルプカード、先ほどの資料の方にも提示されておりますが、作成しております。和気町も含めまして各市町村の障害担当窓口の方でヘルプカードの方は配布ができる手続になっておりますが、和気町につきましても、県内西部の市町におくれをとっておりますが、できるだけ早い時期にヘルプマークの導入、そして先ほどもございました求められた障害者の方々からの手続に配慮が足りないようなことも聞いておりますので、どなたでも手軽にこのマークを配布できますように事務的な手続を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力のほどお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

今、議員の皆さんそれから執行部の皆様にお配りしているこのヘルプマークあるいはヘルプカード、今回初めて見られたという方もいらっしゃると思います。そういう意味からいいますと、まだ、これは何の意味があるのかなということ、いわゆる告知がなかなかできてないというのが一番大きな問題ではないかなというように思っております。

そういう意味では、今後やはりまず障害者施設それから町独自の広報、宣伝というんですか、たしか以前庁舎の入り口の壁に一回何か張ったことがあったかなと思うんですけどね。それから、あるいは駅とかスーパー、いろんなところでもっともっと啓もう活動、あるいは今年もフェスタをやるということを知っておりますので、そういうフェスタなんかでもひとつブースを設けて、もっともっと広報、宣伝をしっかりとっていくべきではないかなというような気がいたしますので、その辺についてちょっとお答えしていただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 先ほどのヘルプマークでございます。

議員おっしゃられるとおり、なかなか町民の方々に対して十分まだ理解が進んでないという状況でございます。今提案がございましたように、公共施設あるいは不特定多数の方々を使用されます施設等につきまして、こ

のマークについての理解を求める告知を進めてまいりたいと思いますし、備前市、和気町で行政あるいは民間団体がつくります自立支援の協議会のあたりでもこの話を提案させていただきまして、いろんな施設の方でもこちら目につくような形で進めさせていただいて、まず町民の方々への啓発、理解を求める中で、続いてマークの作成、配布に移りたいと思いますので、早急に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 仮にこのヘルプマーク、ヘルプカードをつくった場合、大体どれぐらいの予算になるんでしょうかね。当然つくる数によって変わってくると思うんですけど。

それとあわせて、このヘルプマークをつけた方がいいというような方がこの和気町にどの程度いらっしゃるかなど。これもわかる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 作成に当たりまして、瀬戸内市の例を参考にさせていただきますと、まず昨年導入に当たりまして250個作成し、経費の方が3万8,000円程度かかっていると聞いております。カードの方につきましては1万枚で約1万円ということですので、そう多額の経費がかかるようなものではないと認識いたしております。

また、このマークが必要とされる方々の人数とかについては、十分把握してないんですが、例えば義足や人工関節を使用していて、見た目ではわからないんですけど、例えば電車の優先席に非常に座りにくいといった例もございますし、例えばがんの治療等で副作用がありまして、通院のためにしんどい思いをしている方も、見た目ではこういった方がどういったことでしんどい目をしているかわからないといった方もございます。それから、特に発達障害のある子供を持たれている保護者につきましては、子供のいろんな特徴について理解してほしいということでマークを求められるケースも聞いておりますので、こういった方々の意見も聞きながら十分に活用できる形で作成を進めてまいりたいと思いますし、配布に当たっては、その方の事情に考慮した形で手続的に簡単なもので配布できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

それでは最後に、町長の方からこの件について一言よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほども担当の方からご答弁申し上げましたけど、町内におきましても、外見からはわからなくても援助が必要な方がおられると思います。特に内部障害のある方々は外見からはわかりにくく、周りから理解されにくいいため、心的なストレスを受けやすい状況にあると思いますので、その一助となるヘルプマークの導入につきましては担当課において早急に手続を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

新しい町長のもとで早急にひとつ対応していただきたいというように思います。

それでは、2点目の質疑に移りたいと思います。

2点目は、大中山の広域道路の速度規制ができないかという質問でございます。

実は、この質問をさせていただいたのは、2月にこの大中山のある方から私の知り合いを通じて要望がございました。この要望の中身をちょっと紹介させていただきます。

平成27年11月に広域農道大中山熊山線が開通して非常に便利になりました。しかし、便利になったがゆえに交通量も増加しております。この大中山熊山線の一部は、民家数十軒の中を通過しております。現在のスピード

制限は時速60キロであります。このままでは危ないため、開通後間もなく和気町を通じて備前署へスピード制限の申し入れをしましたが、受け入れてくれませんでした。また、私も直接備前署を訪れ同様の要請をしましたが、規制の距離が短い等の理由を述べて受け入れてくれませんでした。国道374号線でも時速50キロの最高速度です。なぜ民家の中を通っている広域農道が時速60キロのままスピード規制ができないのか理解に苦しみます。交通事故を未然に防ぐ意味からも、民家のあるところを時速30キロ——この30キロがいいかどうかはわかりませんが——スピード規制をお願いしたいというように、こういう要望書をいただいております。

確かに私自身が考えても、町道の中を通るわけですから、速度制限がないというのも非常におかしな話であります。いろんな規制が恐らくあると思います。先ほど言いましたように、区間が短いというような条件があるということでできないということですが、やはり住民の安全というのが第一でございますので、ぜひこの区間においてスピードの規制をお願いしたいということでご回答をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

安東議員の大中山地区内にある広域農道で一部の区間、速度規制ができないかというご質問にお答えをいたします。

平成27年11月に開通いたしました広域農道は、赤磐市熊山地区から大中山を經由して備前市へつながるルートとして、和気橋周辺の混雑解消にもつながるものと期待をしているところであります。道路の速度規制につきましては、岡山県公安委員会が安全性の確保や生活環境の保全、それから道路構造、沿道の状況、交通特性など、総合的に勘案して決定をしております。

ご質問の赤磐市奥吉原地内から広域農道を通り大中山地内の国道までの間の一部、民家が点在する区域の速度規制につきましては、議員おっしゃられたように、開通後に大中山区長からも法定速度の60キロから30キロに速度規制ができないかとの相談が町の方にもございました。当時、備前警察署と協議を行いましたが、当該区間が約400メートルと距離が短いということなどから、規制をかけることは難しいとの回答でございました。その後、町として実施できる対策といたしまして、区長と調整をさせていただきまして、通行車両に対する注意喚起の看板設置などの対策を講じてきたところでございます。

速度規制につきましては、岡山県公安委員会の所掌でございまして、町としてお答えする立場にはございませんが、このたび大中山区の方から町に対しまして正式に速度規制に対する要望書の提出がございました。町といたしましては、備前警察署に対し正式に要望ということで進めていきたいというふうに考えております。

それと同時に、速度規制の要望とあわせまして、地元の大中山区それから備前警察署ともご相談をさせていただいて、道路管理者であります町として実施できます交通安全対策を並行して行ってまいりたいというふうに考えております。

また、警察に対しまして、当該区間での取り締まりの実施などについても依頼をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 大中山区の方からも要請が直接町の方にもあったということでございます。ここは、先ほど言いましたように、数十軒の母屋、その中には小さい子供を持ったご家庭もございますし、それから数軒の会社もございます。そういう意味では、非常に交通事故等が起りやすいところでもございます。広域農道が27年にできて、実際これ広域農道はどの程度車の通行があるんかという辺についてちょっとお聞かせ願いたいというように思います。上下合わせて結構です。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

済みません。正確な数字というのは把握しておりませんが、ある日の一番多いであろう朝の通勤の時間帯にあそこの信号交差点のあたりに車をとめて、何台ぐらい通過しているのかということを見たことがございまして、一番多いときで、熊山の方から越えて来られる車、信号待ちしていらっしゃるのが3台ぐらいとまっているんです。それぐらいの交通量でございます。ただ、スピードの方は、下り坂ということもございまして、30キロとか40キロというような速度ではなくて、もう少し速いスピードで通行しておりました。逆に、備前市の方から熊山の方へ抜ける車も数台ございました。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 先ほどのお話の中で、400メートル以上はないとなかなか交通制限はできないというような備前署の答えだったと思うんですが、これいわゆる基準ではどの程度、何メートル以上であればそういう規制ができるのかということと、それから注意喚起の対策を今後していきたいということですが、もしスピード制限ができないという場合に、それ以外の手段として注意喚起、そのほかどうということが考えられるのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 速度規制の基準ということですが、詳しい基準というのは持ち合わせておりませんが、周りの道路の形状でございますとか、周辺の環境、それからもちろん距離、道路幅員、そういったものを総合的に判断して速度規制の方は実施されているということでございます。

それから、現在当該区間では既に注意喚起の看板を立てたりするようなことは実施しております。ほかに手段といたしましては、特に通勤の時間帯ですと、大体毎日同じ車が通られるわけで、現地での例えば啓発活動でございますとか、そういったことも警察と協力しながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

ヘルプカードのマークにつきましては、障害者に優しい和気町と、こういうことを目指すという意味でも他市町村におくれをとらないように、新しい町長のもとで早期に導入をお願いしたいというように思います。

それから、2点目の広域農道の和気町道分の速度規制については、いろんな規制が確かにあると思いますが、先ほど言いましたように、住民の安全、これが第一でございます。そういう観点から、例外というんですか、あるいは特例というんですか、こういうものをやはりつくっていただいて適正な速度制限ができますように、警察等も含めて、警察も4月から新しい署長にかわるということでございますので、新しい署長あるいは公安のもとでひとつしっかり検討していただいて、早期にこれも実施をしていただきたいというように思いますので、よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、4番 居樹 豊君に質問を許可します。

4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、今回はまず大きく2項目。1つは、観光イベント等の見直し、検証についてと、それから2つ目が町道等の整備計画についてということの2点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目の方ですけども、これは観光イベントということで、これ皆さんご承知のように、和気町の総合振興計画でも、皆さんこの冊子をご存じでしょうけども、観光の振興ということで大きな町の振興計画にございます。

そういう立場から、まず1つ目に行きたいと思っておりますけれども、皆さんご承知のように、観光振興というのはやはり和気町の魅力度、知名度アップ、PRということで、それからにぎわい感、そういうことを創出するということで、非常に和気町にとってとても大きなことでございます。そういう立場から、和気町の方では年間を通じていろんな観光イベント等をされています。私の感覚では、全ての計画、イベントそのものが多少私も参画してみてもマンネリ化現象ということは否めんと思っております。そういうことから今回ご質問ということになりますけれども。

まず、1つ目、要旨として、まず町主催の観光イベントの現状と課題は何かということで、これは大きく簡潔に答えていただきたいと思います。

それから、各イベントの主催者といわゆる役場の行政の職員の皆さんとの役割分担がどうも曖昧な感じが私の目でもわかります。その辺のことと、それからかなり補助金等を投入しております。その補助金の費用と効果、この検証はどのように行われとんかなということですよ。

それから、今後の観光イベント等の重点施策、これも後再質問で私なりに今度の重点施策を考えておりますけれども、町の方の考え方と私の考え方がありますけれども、私としてはこういうことを重点的にやっていただきたいということを含めて、再質問の中で行いたいと思っております。

それではまず、第1点目の方の考え方をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の観光イベント等の見直し検証についてのご質問にお答えいたします。

まず、町主催の観光イベントの現状と課題は何かというご質問ですが、イベントの現状としまして、大小様々なイベントが町内で実施されており、代表的なものだけでも6つあります。5月、藤まつり、8月、佐伯ふるさと夏祭り、和文字焼きまつり、9月、りんご祭り、10月、タンチョウフェスタ、11月、ふるさとまつり、基本的に実行委員会形式で運営されており、主体は町や商工会などに分かれています。そのほか、近隣市町との連携事業や県交流都市との共同事業があります。

町の直営の藤まつりは、和気町のイベントとして最も集客力があり、近年5カ年平均で6万1,753人と、多くの観光客に和気町へ来ていただくきっかけとして重要なイベントと捉えております。また、近年は外国人旅行者が増加しており、平成29年度から英語ボランティアの方々にも協力をしていただき対応に当たっております。ほかにも、和気閑谷高等学校の生徒や観光ボランティアの方々、町職員のボランティアの協力がなくてはならない状況にあります。

佐伯ふるさと夏祭りでは、実行委員を中心に地域の協力を得て実施しており、食べ物出店物の中からS-1グランプリを決定するなど、趣向を凝らして手づくり感ある祭りとなっておりますが、より広い年代層に参加していただける取り組みが必要となっております。

和文字焼きまつりでは、まき組みや駐車場設営など、事前の準備に労力がかかっておりますが、多くのボランティアの協力により実施されております。

りんご祭りでは、りんごの収穫時期に合わせて開催しているため、日程が早いうちに決定できない点があり、周知期間が多くとれないことなどが上げられます。

タンチョウフェスタでは、広くPRするため、県内関連施設等への連携の打診を行い協力を要請しているところですが、イベント等の活動を行ってない団体もあるので、難しい部分もあります。

ふるさとまつりでは、会場が和気ドームということもあり天候には左右されにくいですが、広さに限りがあるので出店に制限が出ております。

このように、イベントそれぞれに課題等がありますが、全体としてはボランティアの協力で成り立っているところと毎年恒例のイベントが実施されており、変わらない安心感もあるがマンネリ化している部分、また駐車場

など物理的に解決しにくい案件もございます。

次に、主催者と行政の役割分担は明確になっているかのご質問でございますが、イベントの多くが実行委員会形式であるため、役割を決めて委員を中心にそれぞれ対応に当たっています。一例として、和文字焼きまつりであれば商工会青年部が運営、会場設営を役場、警備体制を消防、警察、地域連携を商店会等の地元が行っています。実行委員メンバーも高齢化してきており、後継者の育成に苦慮しています。相互に協力、連携しないと実施しにくくなっている状況があり、行政の果たす役割も増してきていると感じております。

次に、補助金の費用と効果の検証についてお答えしたいと思います。

平成29年度予算で言いますと、イベント補助金として580万円を予算計上しております。内訳としまして、和文字焼きまつり400万円、もみじ祭り10万円、ふるさとまつり50万円、りんご祭り50万円、佐伯花火大会70万円、いずれも補助金により運営がされています。

効果、検証についてですが、実績報告等により用途は報告されており、効果、検証の面では各実行委員会による反省会等を行い、よりよい方向に向け話し合いが行われております。しかしながら、KPI等の指標の設定ができてないのが現状でございます。

次に、今後の観光イベント等の重点施策は考えているかのご質問でございますが、これまで述べたイベントのほかに、和気鵜飼谷温泉、片鉄ロマン街道、三保高原スポーツ&リゾート、和気アルプス、旧大國家住宅やヤクルト工場見学など、観光資源は多くございます。これらをうまく活用したイベントについても検討しております。特に片鉄ロマン街道がしまなみ海道の次の訪問地として注目を得るべくその特徴をPRし、誘客につなげる活動を強化したいと思っております。

また、広域連携として、吉井川流域DMOや東備広域観光推進協議会といった近隣市と協働で観光地域づくりやイベント開発も行っていきたいと思っております。

観光PRについては、継続的かつ広範囲に周知する必要があります。町外での観光PRにおいて、県内でもまだ知られてないと感じるところがあり、その必要性を切実に感じております。

観光客の近年の動向は、団体客から個人客へ変遷し、代表的な観光地以外に足を延ばしており、国内外を問わずその傾向が強くなっております。そのため、ストーリー性や地域の方々との交流などがより重視されております。更には、その地域で行われている生活や風習までもが観光の対象となり得る状況にあります。また一方では、多くの観光客がまだ訪れたことのないローカルな観光地を人よりも先に訪問し、SNS等で発信することがトレンドとなっております。新たな手法といたしまして、SNS等の情報発信を主軸としまして、岡山駅地下街での映像看板や伝送看板を利用したPR、近年増加傾向にある外国人観光客対策として、特に岡山空港の台湾便がこの春から毎日就航となりますので、国外に向けたPR活動と和気町の玄関口であるJR和気駅周辺で看板設置や駅待合室での映像看板による観光PRも行っていきたいと思っております。

観光イベント等に携わる人材の確保、観光客の滞在時間の延長、地域消費の拡大への取り組みが重要であることから、地域団体、商工会、町民の方々と連携し、迎える側としての人材育成や受け入れ態勢を充実させ、おもてなし力のレベルアップを図り、SNSを初め様々なPR活動を行い、町民と一体となり観光地づくりやイベントを実施したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） 一通りお答えいただきましたけども、まず1番目の方ですけども、やはり全体的にもマンネリ化、それから実行委員の方の高齢化と、そういういろんな問題、これからこういうことを継続していくのはかなり難しいことだと思います。

そういう意味で、今もされてますけども、いわゆる商工会、観光協会、これとの連携強化というのが、私も多

少の町内のイベントには参画させていただきますけども、全体的に協力体制がやや弱いかなということ、その辺はこれからも強力に、特に関係団体、やはり商工会、観光協会、これをもっともっと連携を強くしてやっていくということでしますと、イベントそのもののお客さんの数も増えようし、もう同じことの繰り返しではなかなか進歩がないので、やっぱり一年一年積み上げといいますか、そのための検証ですから、当然反省会はされとんですけども、少し掘り下げた検討をしながら、ある程度の大きさというのは、例えばお客さんの人数なんかを目標を設定するとか、そういうことを抽象的じゃなしに、具体的な数値である程度目標をこしらえる。そういうことも反省の中に加えたらどうかと思っております。

それから、2点目の方ですけども、1点目のイベントの中の6大イベントと言われました。私もこういうところが大きなイベントだと思います。

それから、今課長の方から、いろんな各種イベントがありますけども、私がここで言いたいのは、町としてやるというのは、もうあれもこれもやるんじゃなしにもう少しイベントの絞り込み。今言われた6つの6大イベント、これを基本的にはそういうことで、あれもこれもしようとするとやっぱり無理が来るかなと。やっぱり動員の方も厳しいということで、やはり今言われた6大イベント、藤まつりを初めとした、これなら異論はないと思いますし、この辺、人、物、金をもう少しここに、いわゆる選択と集中という言葉がございまして、具体的にイベントにおいてもそういうことを具体的に実践されたらどうかということ私を私考えております。

それから、役割分担の方はもうそれなりということで、具体的にありましたんで。私が思うのは、ややもすると、変な言い方ですけども、産業振興課が窓口になりますけども、結構いろんな場面で産業振興課の方がいろんなイベントの下手間と言うたら変な言い方ですけど、結構作業的なことをされとということ、それからもちろんそのことは大事なことですけども、そういうことでやっぱり役場の職員の方の役割と、それからその辺の実行の主体のそういう意味の役割分担ということで、余り細かくは言えませんが、やっぱり産業振興課の職員の方も真面目に参画しとんじやけども、やはりその辺のことをきちっとこれから実行する場合に当然必要と思いますんで、そういう意味で言わせていただきました。

それから、補助金も、これ今回の骨格予算それから本来の予算でもかなりの観光イベント等には予算を投入されております。そういう意味で、費用と効果というのは、観光なんかは数値ではなかなか難しいことだと承知しております。しかし、やっぱりこれだけのものをかける以上は、検証して、ただただこれはもう和気町に人が大勢来るからいいんだといううんぬんじゃなしに、もう少し掘り下げた形、本来の観光の意味、イベントの意味、そういうこともこれから掘り下げていく必要があるかなというように思っております。

それから、次の4番目の今後の観光のイベントの重点施策ということですけども、その辺は私は6大イベントを中心に今言うたようにやっていただくということですが、それとあわせてもう少し、一般的には言われませんが、和気ドームとか体育館、それからプール、この辺のイベントの誘致といいますか、ご承知のようにこれは観光というよりもイベントになりますけども、観光とイベントということですけども、和気ドームなんかいろんな活用方法、例えば一例を挙げれば、毎年ドッグレースといいますか、ドッグショーなんかをやるとんのは皆さん方はご存じないかもわかりませんが、これ全国の方から、犬のを毎年開催しておりますけども、結構中四国から広く来られます。そういうこともありますんで、ドームの活用とか、それだけじゃございませんけども、やっぱり和気ドームはもっともっとこれは値打ちのある施設だと思います。それから、体育館も最近では、立地がいいもんで、いろんな県とかの大きな大会が和気の体育館でされております。といいますのは、団体スポーツですので、例えばバスで来るのであれば和気インターからバスで来て運べる。それから、子供、それぞれの方は、和気駅から歩いてすぐということで、やっぱりもう少し体育館のPRといいますか、この辺のことも、イベント誘致に向けてもう少し大々的にPRされたらどうかというように思っております。その中には民間イベントもありましょう。それから、県とか近隣市町、やっぱりいい財産、施設を持ってんだから、これをもう少し

近隣の市町にも和気で行おうということをしてPRしてもらっていいと思います。これは自治体同士でできることで、すから、お金もかからんと思います。そういう近隣との意思疎通、県との意思疎通、もっともっとそういう施設もPRということで考えていただければというように思っております。

それから、今問題として私が考えとんのは、前後しますけども、今本庁舎と佐伯庁舎でいろいろやられてますけども、何か旧佐伯の場合は佐伯庁舎ということだけで、もう少しこの今の6大イベント、こういうものを、もう佐伯とか和気とかそういう障壁は取って、全体として取り組む、そういう体制のものでぼちぼちやっていただいて、やはりもっともっと大きなイベントにするというのが、私、例えばタンチョウなんかに行っても、県がやるとるけども、どうも事業とかは毎年行ってみてももう現状そんなに大きくなってない、もう毎年同じことをやるとると。やっぱりこれを少しずつレベルアップというんか、そういうボリュームアップするためには、そりゃあ一つにはお客さんにPRなんかを県との関係でもう少し、あそこをやるとる県の事業団がありますけども、あそこなんかのもうちょっと事前の打ち合わせとかそういうことをして、特にタンチョウなんかというのはこれ希少な割と趣味の世界で多少一般的なレアとは違いますが、これは貴重な施設です。これをやっぱり生かさず手はないんじゃないけども、どうも、私も毎年行っていますけども、そういう取り組みの体制がやや弱いんかなという気がしております。それも具体的にアクションをとればということで、あそこは県の施設ですから、アプローチしていただくと。これはそんなお金もかかりません。ぜひそういうことを、佐伯庁舎だけということじゃなしに、町全体として取り組むということ。

それから、佐伯で言えば、もう一つは、これから注力するというので、三保高原のスポーツ&リゾートとかがありますけども、これについても、これは意外と皆さん地元の方はそんなに興味持ってもらえんかもわからんけど、今現在、いろいろ聞いてみますと、県内外からのお客さんが結構おられて、例えばテニスサークルが岡大には4つ5つあるらしいですけども、1サークル来たところでも、あそこ6面ありますけども、宿泊されて、テニスとか、それからグラウンドゴルフとか、サッカーとかいろんなことでやられておるのが、意外と私らも今回いろいろ教えてもらって初めて知ったんですけども、あの貴重な財産、これをもう少し注目せないけんというところで。

まず、ロマンツェ。あそこの場合、ロマンツェは指定管理で別ですね。それから、ロマンツェ一連の指定管理の部分とりんご祭りがありますけども、その辺をなぜ一体化しないのかなというので、これは指定管理の方と一緒にするという、その辺のコラボレーションといいますか、その辺もずっとこれからの課題としてはそういうことをぜひやって、要はお客さんにどんどん来ていただくというようなことを入れる必要があるかなというように思っております。

それから、もう一つは藤まつりです。これも本会議でちょっと言いましたけども、藤まつりも約2週間の藤まつりだけというのは余りにももったいないというようなことのいろんな町民の方からの意見がございます。あそこも、聞きますと、一部藤まつりのところの山沿いを少し切って広くするというをお聞きしておりますけども、立派な芳嵐園もございます。あの芳嵐園を例えばきちっと整備して、私が小さいころはあそこに遠足に行きようだったけども、キャンプ地なんかにあそこを活用したらいいかなという人もおられます。いろんな人の考え方があって、もちろん美しい森がありますけども、あそこはああいういいロケーションですから、そういうことでもう少し、私もこれといった提案はできませんけども、藤まつりのあの公園、あそこは行ったらいいとこです。もう少しみんなで知恵を出し合って、何かこういうことをやろうからいうても、みんなでブレイクストーミングじゃないけども、お互いに言い合っている方に持っていくような形でこれから今後進めたらどうかなというように思っておるところでございます。

それから、これは既存のもんですけども、1つ、この際ですのでこれからの提案ということですけども、毎年10月、11月の駅前を中心としたものづくり、これを今協働プランでやっていますけども、もうご承知のよう

に、去年、おととしとかなりのイベントになっております。そういう面では、個別には産業振興課長なんかにもお話をしたことありますけども、何とか町として、もう協働提案では3年ということで期限がございすけども、もうかなりのもんで大きくなっております。そういう面では、ちょっと後ろからてこ入れをということで、少しイベントというのは何もかんも同じことをもう、やっぱりイベントそのものをスクラップ・アンド・ビルドという言葉があるように、ある程度陳腐化したものはこの際やめると言うたらおかしいですけども、新しいものを取り入れると、そういうことで時代の変化に応じた観光イベントも見直していかんといかんということをお願いしたいわけです。その辺で考え方がありますれば、多少雑駁になりましたけども、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

何点かありましたが、まず商工会、観光協会等ともっと連携をして協力体制をとって事業を進めるべきではというご意見でございましたと思いますが、ぜひより一層連携強化を図って事業を進めていきたいと思っております。

また、そういったイベント等の指標を作成してはということでございます。こちらにつきましても、客観的に見える数値化できるものをぜひ作成して今後につなげていきたいと思っております。

それから、町としてイベントの絞り込みをするべきではないかというご意見がございました。こちらにつきましても、今6つの大きなイベントがあります。それ以外についてもスクラップ・アンド・ビルドということで、先ほどの指標とあわせ持ってまた検討していきたいと思っております。

それから、藤まつりの関係で、2週間程度ということで、それ以外に何か活用できないのかというご意見でございます。周辺整備、来年度予算で藤公園の東側の山際、そちらの木を、ちょっと藤が日陰になりますので、伐採させてほしい旨予算を計上しております。それとあわせまして、その土地の所有者と話がうまくいけば広げていきたいという構想もございます。

また、議員が言われたように、芳嵐園はさくらの名所でございます。それからまた、もみじ山といった周辺には観光イベントなるもの、観光施設なるものがございすんで、そちらについても引き続き整備をしていきたいと思っております。

それから、ものづくりフェスタのことですが、町の玄関口である駅前商店、旅館、更には空き店舗を有効活用して今現在ものづくりフェスタが開催されております。このものづくりフェスタは、ワークショップなどもある、来られた方自体も参加する全ての方が魅力あるイベントとなるべくと思っておりますが、こちらについては商工会とより一層連携を図っていただいて、もっとレベルアップといったらあれなんです、引き続き魅力あるイベントを実施していただきたいと思っております。今すぐに町が実施するイベントとは今現在は考えてございません。

あと、和気ドーム、体育館、プール等を活用してはというご意見でございますが、こちらについてもまた検討していきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） 今それぞれご答弁をいただきました。いずれにしても和気町にとって重要な観光振興でございます。ぜひ中身のある議論をしていただいて、大変でしょうけども、大きな観光イベントに、和気町の観光ということをもっともっと前面に出していただきたいということでお願いしたいと思います。

それじゃあ次に、2点目に入りたいと思います。

これは、町道等の整備計画ということですが、まず中身的には多少具体的な項目になりますけども、1つは町道日室7号線改良工事ということで、平成25年から第1期ということでやっていただきましたけども、あそこ

の場所を町の担当者の方はわかりますけども、5メートルの立派な道路にさせていただいております。約4,000万円弱の結構大きな金をかけてやっておりますが、言ってみれば、メートル数で言っても234メートル。しかしながら、これ両方ともちょん切れとんです。そういう意味で、せつかくの道路が、4,000万円近い金が言ってみれば死に金と言うたら変な話ですけども、やっぱりもったいない。もったいないというか、こういうのはいかんで、道はつないで何ぼということですので、ぜひこの観点から提議させていただいております。これの延伸について、考え方を、1期は終わりましたんで、あと2期をどういような形でやるのか、時期も含めてその辺の考え方です。

それで、ご承知のように、あそこの日室から日室台、稲坪にかけての、それから最終的にはルート374ということでいくわけですけども、交通量も結構多いところがございます。参考までに、あの辺の交通量が把握できとれば教えていただきたいと思っております。今は、区内の狭い道を結構日室の方はそれこそ昔の道ですので、これは早期にお金が少々かかっても何とか全線開通というのを、これはもう主導命題でやっていただければと。そうすれば、藤野の方から橋を渡って、山陽線の下は狭いですけども、あれから374にショートカットできるといことで、かなり私の目では交通量は相当毎朝備前の方へ仕事に行かれる人多いと思います。そういう意味で、交通量の把握もあれば、かなりこれはもう間違いなく交通量も多いです。そういう意味で、これ日室地区というか、あの辺一帯の長年の懸案でございます。ぜひそういう面では、お金がかかるのはわかっとなじやけど、もうやっぱり全線開通せんとお金が半減してしまうんで——値打ちが——だからそういう意味でぜひ考えていただきたいというのがこの趣旨でございます。これは余りあれこれ言う必要はありません。これは、もう町の方の決断と実行ということしかありません。

それから次に、県道和気熊山線の拡張ということですけど、これはご承知のように、金剛川を渡ったら本荘第2排水ポンプがあるあそこの熊山へ抜けるJRと吉井川のあの狭い道ですけど、あそこも昔、これも相当数十年前からあったと思います。ただ、あそこは拡張というのもなかなか、技術的にはできんこともないんかもわからんけど、ああいう形状の中で。ですから、私、ここで拡幅というのは、一部待避所、町の方も今まで多分県の方へ要請しながらされとると思います。私もよく、たまたま近くですので、あそこを通るんですけども、今6カ所たしか待避所みたいなのがあったと思います。けど、割合と通ってみてそんなにがっちんこになるということはありません。しかしながら、もう少しこの待避所、これを今の技術で言えば、待避所ぐらいは、町の方からの働きかけいかんでは県の方にやっていただけんかなというようなことで思っております。

それで、ご承知のように、今あそこを朝、金剛川の土手を通って、374に行く人と新しい踏切、あそこを渡る人と熊山へ抜ける人と、あれからずっと熊山から万富、それでまして、ご承知のように、熊山からはあの土手がずっとできましたわね、万富までストレートにあんな立派な道ができました。だから、そういう意味で、皆さんやっぱりよくなれた人はあそこが近道というのをよう知つとるんで、そういう意味で今回私も一部拡幅ということの要請をしたわけでございます。それについての町の方の現状認識と県への要望状況、その辺を答えていただければと思っております。

それから、3点目は、道路等の行政区、毎年11月ごろには行政区の方からいろんな要望事項が出ますけども、私全部見たわけじゃありませんけども、総じて道路関係の要望が農道を含めて多いと思います。そういう意味で、町の方は順番として優先順位ということでやるんでしょうけども、特に道路インフラというのは一番生活にとって大事なことですので、その辺は、この道路だけ優先ということはございませんけども、その辺を十分配慮していただいとると思っておりますけども、再度こういう場をお願いしたいということでございます。

それじゃあ、時間もありませんので、この辺について町の方の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） それでは、失礼いたします。

居樹議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の町道日室7号線の延伸についてどのように考えているかということでございますが、日室7号線といいますのは、日室のJRのガードから日室台の方へ行く町道でございますが、その町道沿いに日室のコミュニティハウスがございます。日室のコミュニティハウスのすぐ東側にある地区内の生活道路でございます。この道路の拡幅につきましては、地元日室台区より、狭い上に通行しにくいということで拡幅の要望が出されておりました。それに伴いまして、町は現地を調査し検討した結果、要望箇所だけではなく、先ほど議員の方がおっしゃいましたけれども、投資的効果や将来の交通対策を考え、路線を延長し、日室台方面へ抜けるバイパス的な道路整備として計画を策定いたしました。総延長は494メートル、幅員は5メートルで、工事区間を1期と2期に分けて、まず地元が要望されておりました約234メートルを平成25年度から4年間かけ、約3,700万円を用いまして工事を完成させております。次に、2期工事部分でございますが、日室台付近までの残り260メートルにつきましては、整備に多額の予算を要し、また全額町費であることから、財政状況を十分検討し、事業の実施年度を決定したいと考えております。

また、日室区から追加で要望がなされております。完成しました町道、金剛川の堤防付近でございますが、それからJRのガード下までということで約200メートル、こちらについても整備の要望がございました。ということで、総延長が694メートル、これを第3期分として計画をしたいと考えております。この3期分につきましては、家屋や用水路に影響があることから、地権者や関係者のご協力が得られ次第、まず日室台方面への2期工事部分よりは先にこちら側から事業を進めてまいりたいと思っておりますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、全額単独町費ということで多額の費用も要することから、地元と十分協議の上着工時期については今後十分検討してまいりたいと思います。

それから、2点目でございます。

県道和気熊山線の待避所ということでございます。

こちらは、先ほどご紹介がございましたように、金剛橋から和気駅前を通りまして熊山方面へ抜ける吉井川沿いの非常に狭小な県道でございます。拡幅につきましては、山陽本線と河川の間ということで非常に制約がございまして、拡幅は困難となっております。なお、先ほどご紹介がございましたように、数カ所整備をされてはおりますが、岡山県とも何年も交渉しておるんですけど、県といたしましてはあの状態で一応完了したという認識を持っております。しかしながら、住民の安全な通行のために、町といたしましてもまだまだ待避所の新設は必要だと感じておりますので、今後も粘り強く県に対しまして要望を重ねてまいりたいと思っております。

それから、3点目でございます。道路関連の行政区要望に対する対応は十分図られているのかということでございますが、毎年秋に区から要望をいただいております。この要望書に基づきまして、都市建設課、事業課の方で全ての箇所の確認に回っております。そうした中で、現地の通行の状況や投資効果、傷みぐあいなどを確認いたしまして、予算措置の方をいたしております。なお、和気町では、29年3月末現在で931路線、総延長約341キロメートルの町道を管理しております。その多くがかなり舗装の傷みが生じていることから、特に舗装修繕の要望が多く寄せられております。そうした中で、町の財政事情からも、予算にも制限があるということから、全ての要望を実施することは非常に困難となっております。町民の方々にご不便をおかけするかもしれませんが、この限られた予算を有効に使い、道路整備を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） 考え方はわかりました。

最後に、1番と2番の観光の分と、それから今の2問目、道路関係を含めて、トータルで総括的に、副町長、

重要事項ですのでぜひ全体的な考え方をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 第1問目の観光イベントにつきましては、先ほども担当課長の方から申し上げたとおり、6大イベントだと言っておりますけど、これは見直しは時期が来たということも考えておりますので、予算査定のときに担当課長ともよく話をしまして、今後そういうことを検討する時期に入ったよということも申し上げておりますので、そういう方向が出てくるんだと思っております。

それから、2点目の道路整備については、地元要望等のことには、これからの道路の整備というのは、新しいものをつくる時代から維持管理をしていく時代に入ったなという感じがしておりますので、ただ必要性のある道路整備については、地元要望を踏まえて、投資効果も踏まえながら進めてまいりたいと思いますが、これからの道路整備は管理をする時代だという認識をいたしております。

○議長（当瀬万享君） 4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） それじゃあ、時間が参りましたので、今総括答弁をいただきまして、ぜひ観光の方も、それから道路の方も。ただ、こだわるようですけども、たしか道路の方は、日室7号線についてはこれはもう途中今一部やっておりますので、230メートル、ですからこれを全線通すような形で、これは維持管理の延長ということでぜひお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番 万代哲央君に質問を許可します。

5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

防災都市公園整備事業につきまして、12月定例会に引き続き一般質問をいたします。

私の主張したいことは、2点あります。

1つは、今の和気町に野球場の新設は本当に必要なのか。必要ないのではないかと私は考えております。

2点目は、この事業の決定に至る過程が余りにも一方的、独断的過ぎて、基本計画さえ示さずに拙速過ぎる点、この2点を念頭に置いて、じゃあどうすればよいかということを考えていきたいと思っております。

通告に従いまして、まずは当事業に関する概要を知るため質問いたします。

1つ目に、事業概要と目的、つまりどんな事業かということです。

2つ目に、事業の要件は何々かということ。

3つ目に、防災といっても、自然災害、水害とか地震を想定してのことか。あるいはまた、政治的な核ミサイル等、人為的災害を想定してのことか。その防災の範囲はどこまでかということをお尋ねします。

それから、4つ目に、選定場所を益原地内に決めたその決め手は何かということです。

5つ目に、これは12月議会でもお尋ねいたしましたけども、当事業を取り組むに至ったきっかけ、これは何かということです。

それから、6つ目、最後に、6月議会で決まった基本設計委託料、この中身について答弁をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、防災都市公園整備事業に関する概要についてというご質問にお答えをいたします。

まず、要旨の第1番目です。当該事業の概要説明と事業目的は何かというご質問ですが、現在和気町益原地内には、温泉客でにぎわう和気鶴飼谷温泉を中心に、テニスコート、屋内ゲートボール場、屋内温水プールなどの体育施設や和気ドームや遊具を利用できる益原多目的公園が整備されており、今後も和気鶴飼谷温泉を中心とした観光及び交流拠点施設として、更なる集客力の向上、交流人口の増加、地域住民の触れ合いの場を創出したいと考えております。

和気町では、これまでまち・ひと・しごと創生総合戦略により、社会動態がプラスに転じるなど一定の成果があらわれつつあります。今後、この流れをより推進するため、住み続けたい、住んでみたいといった町の魅力を向上させるとともに、現在の居住者が住んでよかった、これからも住み続けたいと思える地域住民の望む施設の整備が必要と考えられます。

南海トラフ地震等で想定される大規模災害に対応できる安全・安心な町和気町の実現のため、全庁的な防災体制を確立し、避難、救援物資の集積等の拠点となる防災施設を併設した防災都市公園整備事業を計画するものでございます。

次、2点目の要旨、当該事業計画の要件でございますが、地域防災拠点としての機能を有する都市公園として、主として救援、救護活動の前線基地となり、また広域防災拠点や他地域からの救護物資輸送の中継基地となる防災拠点としての役割を果たすため、配置については都市の規模または交通、物流の観点から、妥当と考えられる配置が求められています。

また、配置指針として、広域防災拠点からの支援物資、救援及び救助隊等を受け入れ、各被災地へ迅速かつ効率よく配給、配備するために、災害が発生した場合においても通行が可能な幅員の広い主要幹線道路等と容易にアクセスできる場所に配置することや、都市特性、自然特性、他の防災関連施設との連携といった諸条件を踏まえるとともに、広域避難地及び一時避難地の機能を有する都市公園との連携を考慮して配置することが求められています。計画面積は、既存施設を含めておおむね10ヘクタール以上が目安となっております。

次、3点目、当該事業の防災の範囲というご質問でございます。

新たに防災都市公園として整備する6ヘクと隣接する既存の益原多目的公園2.8ヘクタール及び鶴飼谷温泉を中心とした5.8ヘクタールの公共用地及び施設を含めた合計14.6ヘクタールが当該事業の地域防災拠点としての機能を有する防災の範囲となります。防災とは、災害を防ぐと書くように、災害を未然にあるいは直接防ぐ様々な行為、取り組みを言います。災害対策基本法における災害の定義は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波などの異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発などにより生ずる被害を言います。先ほど事業目的においてお答えいたしました、和気町において想定される災害は、静岡県駿河湾から九州の日向灘にかけての海底で発生すると想定されております南海トラフ巨大地震です。最悪の場合、津波と建物の倒壊、火災などで、7年前の東日本大震災の被害を大きく上回り、全国でおよそ32万3,000人が死亡し、238万棟余りの建物が全壊や焼失するおそれがあるという被害想定を国が公表しております。

政府の地震調査委員会は、先月これまで70%程度としてきた今後30年以内の発生確率を、70%から80%に見直しをしております。当該事業は、これらの災害が発生した場合の被災者の対応に当たる拠点エリアとして位置づけております。

4つ目のご質問です。

当該事業の選定場所、その判断の決め手のご質問ですが、当該事業の計画地選定に当たり、町内6カ所程度の候補地をプロジェクトチーム内で検討してまいりました。合併後の町の中心に位置する益原地区の選定エリアは、温泉客、宿泊客でにぎわう和気鶴飼谷温泉を中心に、テニス、ゲートボール、水泳などのスポーツ愛好家が利用する社会体育施設や、親子連れや和気ドームの利用者が集う益原多目的公園などが集中しています。このことから、観光拠点エリアとの相乗効果が生まれ、今後更なる集客力の向上、交流人口の増加、地域住民レクリエ

ーションや触れ合いの場を創出することができる都市計画の用途地域に隣接するこのエリアが最適であると判断いたしました。

本防災公園は、国道374号線の第1次緊急輸送道路及び県道岡山赤穂線の第2次緊急輸送道路に近接しており、第1次防災拠点である和気町役場から約2.5キロと比較的近いため、連携して救援活動等の対応が可能です。また、既存の施設は、ふだんから多くの町民に利用されており、防災意識を啓発する拠点としての役割を担うことも期待できます。こうした本防災公園への円滑なアクセス性、市街地との近接性及び公園内の既存関連施設等を踏まえた役割設定が可能なことから、選定の理由となっております。

5つ目の当該事業に取り組むに至ったきっかけでございますが、当該事業に取り組むきっかけは、環太平洋大学へ無償貸与した総合グラウンドの代替施設について、跡地利用検討委員会の課題でもあったことから、検討を重ねてまいりました。昨年12月議会定例会において、議員からのご質問に対し答弁もいたしましたが、総合グラウンドの代替施設の整備に当たっては、財源確保の面から、グラウンド単体としての整備ではなく、社会資本総合整備交付金を活用できる防災都市公園整備事業で整備する計画が妥当と判断したことになります。

最後、基本設計委託料の業務内容と成果物は何かというご質問でございますが、本業務は、公園整備に関する他の施策、計画などの動向も踏まえつつ、和気町地域防災計画、和気町都市計画区域マスタープラン、岡山県地震・津波被害想定調査、岡山県地域防災計画などを参考に、平常時には町民の憩いやレクリエーションの場として潤いと安らぎを与える一方、非常時には町民の安心・安全につながる防災公園として整備するための基本計画の策定を目的とするものです。

業務の内容としましては、基本計画を策定するに当たり、必要な地形測量業務及び設計業務としての基本計画の作成があります。基本計画の作成は、計画区域及び周辺施設等の現況把握を行った上、データの分析、計画地域の特性をまとめ、整備計画についての問題点等の把握を行います。また、あたえられた条件の整理、計画方針の設定、ゾーニング等、施設の配置計画を作成し、計画区域において設定した機能及び施設の配置等を平面図として取りまとめます。基本計画図に基づき、概算の工事費を算出し、基本計画説明図書として施設計画検討資料やPPP、PFIの導入検討資料、費用便益の算出資料作成及び基本計画に基づいた鳥瞰図の作成などがあります。本業務の成果品といたしましては、報告書2部、電子データ2部で、本年3月31日の完成予定となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 私は、最初に言いましたように、この野球場は必要ないと言いながら、こうやって町が進めようとしている防災都市公園事業について、あらましを聞くのが礼儀じゃないかと思ってお聞きしたわけですけども、今答弁をいただいたことの中できっかけとかいろいろ言われたんですけど、私は必要ないという立場から、過去をちょっと振り返ってお話をさせてもらいたいと思います。

今お答えいただいたように、去年の全員協議会でこういう話があったというのをいろいろ12月にも話されました。私も、全員協議会の記録を全部読み返しました。これだけあります、去年の。

去年の1月19日にまずこういう話があるんですよ。議員の中から、総合グラウンドやテニスコートを手渡すことになれば、そこを利用していた者の利用ができなくなるので、まず利用状況を調べて、利用者が佐伯グラウンドやほかのテニスコートでよいのかを調べないといけないと、こういう質問をしとんですよ。まず、なくなれば利用者が困るから、じゃあ佐伯のグラウンドでいいのか、テニスコートでいいのか、利用者聞いてみないといけないねと言ってるんですよ。そしたら、それに答えて、町内に野球場がないと申しわけない。担当でよそのグラウンドを視察している。代替施設が必要ということの中で今後検討を加えると、こういう答えなんですよ。つまり1月19日の全員協議会でもうこんなことを言ってるんですよ。もう違う新しいグラウンドをつくらにやいかんという

ようなことが頭にもあるわけです、去年の1月19日です。

ほんで、今度は5月15日、この日の5月16日の全員協議会で、多分5月15日だったと思いますけど、跡地の検討委員会があったわけです。総合グラウンドをIPUが使うようになるなら、佐伯グラウンドの照明を整備して、当面はそこを活用いただいて、近い将来はもっともっと立派な施設を和気町に求めていく。有利な財源を確保して、町民が利用し、また県など行事にも和気町の施設を使用する、そういった内容を執行部に跡地委員会として昨日申し入れたと書いてるんですよ、5月16日ですよ。そしたら、議員が、じゃあ町長はどういう対応をと言うたんです。そしたら、町長は跡地委員じゃないと答えた。そしたら、町長が自らまだ答申はない、どうこう言えないと、こう答えてるんです。つまり5月16日の時点で、全員協議会するとき、近い将来はもっともっと立派な施設をつくって——つくるようにというのは私が入れたんですが——立派な施設を和気町に求めていく。有利な財源を確保して、町民が利用、また県など大きな行事にも和気町のつくった施設を使用していくんだと。つまり、これはよく言われる、私ほかの雑誌でも見ましたが、和気町の、これを画期的事業とでも言ったらいいのでしょうか。どっちかという、今平和で変化のない和気町に、夢が持てるようなとでもいいですか、そんな考え方、そういうなんが生まれてきたんじゃないかなとさえ思ったわけです。

そして、6月5日に全員協議会をやってるんですよ。この日は5月29日の跡地委員会の報告です。IPUが仮事業者に決定した報告があったときです、6月5日の全員協議会。ある方がこれ語っとんでしょね、総合グラウンドを占有させるなら、後の総合グラウンドの計画を早急に出すべきという意見が跡地委員会で出たと言ってる。この意見を踏まえて、我々検討委員会は11人で検討してと書いてん。検討委員会は28人多分おったと思います。そのうちの11人で検討して、その結論を出して、それをまとめたものを町長へ答申する。次の言葉が、もう答申したかと。そしたら、いや、まだですよ。6月5日ですよ。答申書は私も持ってますけど、これ5月31日付で出ているんですよ。そのときに、その全員協議会のそれから後だと思えますけど、町長が話された。町長の話は、教育のまち和気という話をされて、教育のまちの中に大学がある。小学校跡地と総合グラウンドをあわせてIPUの進出があるという趣旨の発言をされたその後で、地域の皆さんのスポーツは子供から高齢者まで健康管理の中で必要である。町には佐伯地域にグラウンドがあるが、いろいろ地域性もあり、今後の構想としてぜひ皆さんが使えるグラウンドを和気地域で、皆さんの理解が得られれば1つ和気地域でもつくっていくと。中学校、高校生が使えるグラウンドをつくっていくという方向で跡地の検討も進めていただいております。私の記憶違いかもしれませんが、6月5日以降に検討委員会は開かれてもないと思う。理解が得られるなら、そういう発言があるわけですが、理解が得られるようなどんな働きをされたというんですか。今現在、町民の皆様の理解が得られているとでも思っているんですか。そう私は聞きたいと思う。どうして全員協議会を開いて問われなかったんですか。皆さんの理解が得られればと言っておきながら、どうしてこう一方的、独断的にこの事業を進めていったのですか。

10月13日の全員協議会、その時点ではもう既に国との約束です。つまり交付金を5年間交付してもらって野球場を完成させるという、そういう約束を取りつけていたのではありませんか。そういう既成事実をつくっておいて10月13日に説明したって、これは許せるものじゃないです。10月13日以降、用地買収だ、国へ申請だとスケジュールを考えれば、10月13日のタイミングで全員協議会で質問して、たった3枚の紙切れを出して、維持管理費、運営費さえ出ていない。これは協議でないですよ、報告です。報告イコール了解と、以前からそんな雰囲気全員協議会です。予算案を上程する前に説明を施す、そういう全員協議会です。10月13日も全く同様です。これを唐突と言わずして何と言うんですか。いや、私は本当にあきれております。私にとってはそんな感覚なんです。

いいですか。答申書に書いてあると言いますが、先ほどもそういうような答弁もございましたけども、答申書を私も読みましたというか、全員協議会でもらいました。表紙を入れて4枚あったと思う。これです、これも

らったやつ。その一番最後の行にこう書いてあるんです。今後については、利用者と協議を重ね、佐伯グラウンドの利用を促進しながら、代替施設も検討したいと、一番最後にそう書いてあるん。利用者と協議を重ねて、利用者とどのような協議をしたんですか。最後に13文字、代替施設も検討したいとあるんです。私も跡地の委員なんです。委員だったんかもしれないんですけど。今最後に言ったようなこのような意見が主流で、検討委員会の議題の本流であったと、そんな記憶は全くありません。ひょっとしたら、誰かがこういう発言をされたんかしらんけど、そういったぐらいの感覚です、私が委員として出席しておって。だから、答申書にも書いてあるから、代替施設検討やむなしとか、検討委員会から代替施設の話がスタートしているとか、とても理解できないんですよ。これは理解せよという方がよっぽど唐突ですよ。

質問の最初に申しましたこの事業の決定に至る過程が余りにも一方的、独断的で、基本計画さえ示さずに拙速過ぎるということに関して今ちょっと申し上げたわけでございます。

先ほど答弁の中にありましたように、南海トラフ地震の想定それから防災公園化、避難場所としての輸送経路等々のお話があったと思うんですけど、今後詰めていく課題はたくさんあるんだなという感じがしました。このようなことは今後も検討をしていかなければいけないと思いますけど、昨年だって検討する時間はたっぷりあったと、多くあったと思いますよ。議会にも相談すべきではなかったかと、そう思います。もう残念です。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 時間がありませんので、通告の質問の答弁をいただかないと、せっかく用意していただいておりますので、質問をさせていただきますが、今年の1月に国土交通省に対して交付金交付の申請書を提出したのだと思うんです。その内容として、総事業費それから平成30年度の事業費、平成30年度の業務計画、これを答弁してください。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 続きまして、2番目のご質問です。

1月に国土交通省に対し交付金交付の申請を提出したかという、その内容の説明と総事業費及び30年度の事業費、業務計画についてのご質問でございます。

公園の整備目的及び主要施設の整備計画として、先ほども申しました南海トラフ地震等で想定される大規模災害に対応するため、和気町地域防災計画で急務としております避難、救援物資集積等の拠点となる防災都市公園を整備するものでございます。本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、本事業により備蓄倉庫、救援物資の集積拠点、ヘリポートを兼ね備えた野球場、そして避難、被災者救援スペースとなる施設周辺の公園、駐車場の整備を行うことで大規模災害に強いまちづくりを推進するとともに、平常時における住民のスポーツ振興、憩いの場を創出しますということで、総事業費は19億9,000万円、うち国費が9億3,300万円でございます。平成30年度事業費は2億7,500万円、うち国費が1億500万円の内容でございます。本年1月9日に、国土交通大臣宛てに社会資本整備総合交付金の申請を行っております。

今後の整備予定は、平成30年度に用地取得、実施設計、平成31年度に残りの用地取得、造成工事を行いまして、平成32年度以降に本体工事に着手し、平成34年度事業完了を目指し、平成35年度に防災都市公園の供用を開始する計画でございます。5カ年の計画となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 答弁いただきました。答弁の中で言われなかったんですけども、来年度以降、申請時には総事業費というのは今年申請した事業費と変わってもいいんだというようなこともお聞きしております。

費用対効果のこと、もっと真剣な協議が必要だと思います。さらっと流すようなことではないと思っております。

私は、2月28日と3月1日に上京しました。町と国土交通省の間で防災都市公園整備事業で今後5年間社会資本整備総合交付金が出される約束ができていのかどうか確認するために上京しました。12月の定例会で私は質問しました。最後に質問したんですけど、町長にしました。社会資本整備総合交付金は、今後この事業に充てることがもう国と約束ができていのかどうか。それに対しまして、町長がこう答えられた。国土交通省の方から認められた、期間が5年ぐらいいはかかりますよということは言われております。そういった中で、国の許可は得ておりますと、こういう答弁をされたから、私直接確認に参りました。私が入を介して聞いた国土交通省の答えも、そういう形で進んでいる、その予定であると確認いたしました。私はもう本当に落胆して帰りました。大きな政治力が働いているのか、それも推察いたしました。

きのうもテレビで政治評論家が言ってましたけども、官僚の机の上に、政治の「政」それに丸してマル政という案件があると。マル政の案件というのは政治絡みの案件あるいは政治案件、この2つに分類して机の上にあるというふうな話がありました。私は、そういう政治力を働かせることができるんなら、和気町の町民の皆さんの多くが喜んで賛成してもらえらるような、そういうことに働かせればいいのになと勝手に想像しました。

今、町民の間では、この野球場建設のことで、それはいいねという人を私自身は余り聞きません。みんながそんな大金を使って何で野球場が要るんだと、利用者もそんなにおらんだろうと、ほかにすることがあるだろうと、そんなことばかりです。先日もある団体の声を聞きました。似たようなものです。つまり町内には、町政に対するもやもや感、私にも言わせて感、文句言いたい感、そういうのを合わせて閉塞感というんでしょうか、そんな空気が充満していると思います。40億円の貯金があっても基金取り崩しがもう発生しかねない。地方交付税は5年で5億円減額すると。毎年の公債費は約8億円ですよ。それで今、20億円ともそれ以上とも言われている投資を野球場につくるような状況に財政的に考えてそんな状況下にあるんですか。将来世代へツケを回す、そういった痛みを感じないわけにはいかないと思うんですよ。

しかし、現実もしっかり見ていかなければいけないと。今や、既成事実として、国と5年での約束、交付金の支給、これが約束できているという現実がある。私の考えることと相反する現実、この2つをどう埋めていくか。今答弁をいただきましたけど、30年度の事業費とかの動き、今後しっかりと基本計画を立てて、どこまでの範囲に縮小するかというふうなこと、あるいは財政の見える化ということを図っていくということ、で協議するというようなこと。そうやって、妥協点はあるかもしれません。総事業費もできるだけ抑える。本当に言葉だけではなくて、無駄な施設にしない知恵とか方法を考え出すことが必要でしょう。そういう妥協点があるかどうか。必ずしもあるとは言わない。今後のことだと思います。

時間が5分ぐらいになりましたんで、3つ目の通告をしておるんですけども、途中で終わってしまうようなこととなりますので、この質問はまた今後質問する機会を得て、協議といいますか、答弁をいただきたいと思ます。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 最後に、もう一つ言わせていただきます。

和気町議会の議決すべき事件を定める条例というのがあります。これは平成26年6月23日に交付、施行だと存じます。第2条の1号には、総合振興計画基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）と、又は廃止に関する事と規定されております。私は、この振興計画の第5章に、快適で安全・安心なまちづくりというのがありますけど、その中に主な事業の取り組みの表というのがあります。防災都市公園整備の内容というのをやるのであれば入れるべきだと考えます。つまり変更該当すると考えます。計画に定めて後に、つまり変更の議決を経て、その手続をしてから国への申請をするべきであると考えます。だから、この条例にこの事業は抵触するんじゃないかなと思います。どうでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで、万代哲央君の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで暫時休憩とします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番 西中純一君に質問を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 私は、まず1番目に、今ソーラー発電、とりわけメガソーラーの発電に対していろいろと問題が出てくるということで、このソーラー発電に対して条例をつくるべきではないかということについて質問をまずさせていただきたいと思います。

今、本当にどんどん増えていっているということでございます。町内でも、藤公園の北側、それから益原地区にも大きいソーラーがあり、そして和気町の所有している土地でも、田原上の町有地にイシンホームのソーラー発電、これは土地の賃貸借契約でやってもらっているというところもあるわけでありまして。

それから、これは大変気になったものでございましたけど、昨年の初め、平成29年の初めぐらいからやられたと思うんですけど、清水地区、これが3万4,000平米ぐらいのかなり広い土地でございまして、その急斜面になっているところ、これは本当に大丈夫かというふうな、かなり斜面の木を切っていると非常に気にしているところではございますが、そういうところにもできている。今後は、クリスタルリンクスのゴルフ場、これが3年間でやってるんですけど、あと一年ぐらいでしょうか、どれぐらいでしょうか。これもかなり土地を広げているというか、前のゴルフ場についてかなり重機も使ってやっております。

それから、今後和気町では、備前ゴルフが昨年12月で営業停止しておりますので、ここもやっていく。備前ゴルフについては若干聞いております。地区の方から、用水路というんですか、それがかなり傷んでいるので、ゴルフの方でやっていただいていたんですけども、これをこの新しい会社でも改修についてきちんとやってほしいとか、ある程度のそういう協議というか、それが行われて、どうも進んでいるようでございます。

それから、旧佐伯の方では、和気ゴルフというんですか、そこについてもかなり広い地域になると思うんですけど、これも計画があるというふうなことであります。

それで、そういう動きに対して、例えば県内ではいろいろな対策がそろそろでき上がる、あるいは住民運動ができた。例えば錦海塩田のメガソーラー、これがまた物すごい大きい、本当に全国何番目という分だと思っておりますが、これが市が業者を募集してプロポーザルでその会社に決まっているようでございますが、この工事はもう終わったようでございまして、今年の7月か8月にはもう開始するというところでございます。これについては条例はできていませんが、瀬戸内市ではその会社と協定をつくって、堤防の補強工事とかポンプの増設、それから毎年4億円程度積み立てをすると。つまり廃止したときに、解体とかそういう面の積み立てもしてもらっていると、そういうふうなきちとした約束というか、それができているようでありまして、そういう環境に大きな悪影響を及ぼさないような努力が行われている。

あるいは、真庭市では、市の方で、これは2年前だそうですが、平成27年ですか、真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例というものをつくって説明会を義務づけたり、環境を守るように努めるように規制をしているということでもあります。

それから、最近新聞に出ました。岡山市では、この2月から3月にわたっても議会しているようでございますが、この議会に一定規模以上の開発行為を行う事業者に対して、環境アセスメントを義務づける条例案を提出していると。県内で初めてメガソーラーを環境影響評価、環境アセスメントを義務づけるという方針にしたということでもあります。これ不思議だと思われるかもしれませんが、岡山県は実は2012年に環境影響評価等に

関する条例施行規則というのをつくってございまして、その中で実はメガソーラーは環境影響評価、環境アセスの対象から除外すると、そういうふうなものをつくっているわけでありまして。それはどうしてかという、そういうメガソーラーを誘致しようという考え方でそれをやっている。ただ、これは後になって問題が出てきているんじゃないかなというふうに思うわけで、これについては今後考えていく必要があると思っているんですけども。

それで、質問でございますが、そういう中である程度環境を守るという点で、今赤磐市なんかでも池の上にソーラーをつくると、これについての反対運動、請願等が行われたり、あるいは岡山市でも先ほど条例をつくるということではあります。足守地区にかなり森林を開発して大規模なものをやるというふうな動きがあったりするので、いろいろ心配が出てきて、陳情とかそういう動きがいろいろと出てきているということでもあります。

まず、町内でのメガソーラー、その立地状況というものがどういうふうになっているのか、その数とか、あるいは面積だとか、あるいは段取りというんですか、いろいろな開発許可とかに対する状況はどうか。その点について教えていただければありがたいと思います。

そういうことで、その点、いろいろと環境について、池につくるとかというふうなことは和気町ではまだないんですけど、いろいろと問題が起こってくる可能性があるということで、条例をつくって何らかの規制をするべきではないかということで、その点についてお考えをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。それでは、お答えをしたいと思います。

まず、町内でのソーラー発電立地の状況でございます。

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定買い取り制度が開始されたのを契機に、その導入が大きく進んでおり、導入された再生可能エネルギーの9割以上が太陽光発電となっております。太陽光発電の急速な普及は地球温暖化対策の観点から望ましいことではあります。大規模な太陽光発電施設においては、地域の自然環境、生活環境、景観への影響について懸念されるケースも見受けられ、全国的には地域の良好な環境の保全との両立について問題となっている自治体もあると聞いております。

町内のソーラー発電所の設置状況についてでございますが、和気町で把握しておりますソーラー発電所は、平成29年12月15日現在223カ所ございます。そのうち節電コストが高額になり手続きが煩雑になる50キロワット以上のソーラー発電所は7カ所ございます。事業者は、コスト面や手続きの煩雑さを考慮し、50キロワット未満のソーラー発電所を設置しており、50キロワット未満のソーラー発電所は今後も伸びていく可能性が高く、各メーカーや施工、販売会社も新しい商品、保証、サービスを打ち出しておるように聞いております。

次に、条例をつくって何らかの規制をするべきではないかのご質問でございます。

現在、和気町では、和気町開発事業の調整に関する条例に基づき、土地の形状変更及び地質変更を伴うものに対し開発事業許可申請書の提出を求めています。固定価格買取制度が始まった前年の平成23年度から今年度までの開発事業許可件数は43件で、うちソーラー発電事業は7件になってございます。

近隣自治体の条例等の状況でございますが、先ほどご紹介がございました、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を定めている自治体は、真庭市等が定めておられます。

それで、和気町では、現在景観や豊かな自然環境を守り、安全・安心な生活環境を保全、形成するため、急速に普及が進む再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、条例による規制及び抑止に向けた検討を行っております。一定規模の発電事業に係る町への届け出の義務化、抑止地域の指定等を目指しております。条例の制定時期につきましては、申請者の正当な開発行為の規制をかけること、地権者の私的財産権の保護等を考慮しながら慎重に決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

いわゆる1,000キロワット以上のメガソーラーの状況でございますが、今現在は備前ゴルフ場の跡地を利用したものが今動いております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） じゃあ、今言う50キロワット以上のものは7カ所ぐらいあるということですかね。

それから、開発事業の許可、それも全部43件のうち7件がソーラーだというふうに言われたんで、それに該当してるんじゃないかなと思うんですけど、今のところトラブルっていうか、そういうものは全然ないんでしょうか。

それと、県の許可も得てやってるっていうことで、清水地区のメガソーラーについても、調整池ですか、そういうものもできているとか、そういうことがあるわけでございますが、それにしてもかなり急峻な場所で、洪水だとか、今後非常な集中豪雨というものが起こるといふようなことで、非常にその点が心配なわけでございます。

そういう点も勘案して、今言われた規制地域をつくるということと、そういうことを含めたある程度の説明会をするとか、あるいは変更するときにはどういうことをするとか、そういうふうなものを勘案するんですかね。アバウトにどういうふうな内容なのか。あるいは、今後開発についてもかなり行われているわけなので、手を招いていたらすぐ先に実施の方が行われてしまうということで、何年先ぐらいをめどに条例制定というか、そういうふうなことを考えられているのかお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

ソーラー発電でございますが、開発条例で規制しておるものは、土の切り盛りが50センチ以上工事をする場合に規制がございまして、開発条例というのは和気町では1,000平米以上というのが対象でございますが、1,000平米以上土地がございまして、そういった切り土、盛り土がない場合は開発条例が来ませんので、なかなか把握が難しいというようなこともございます。

それから、清水地内のご紹介がありましたが、和気町の開発条例、大規模なものでございますが、必ず地域の同意というものを求めております。開発地域の隣接者の承諾印、また区長、水利委員等の承諾印をとることを義務づけておりますので、今許可しておるものにつきましては、全てにおいて地元の同意がとれておるということで許可しておるものでございます。

それから、条例のところでも少し申し上げました抑制区域の指定ということなんです。町内にたくさんあるんでございますが、土砂災害の警戒区域とか急傾斜地の崩壊、危険区域とか、そういった災害が起きそうな箇所については、これも抑制していかななくてはならないのかなと。今現在はそういったものもございませんので、条例をするのであればそういったものを指定したいとは思っております。

条例の制定の時期でございますが、基本的にはやっぱり個人の資産でございまして、私的財産権というのがあります。平たく言うと、他人に迷惑をかけない限りは自分の土地は自由につけるといったこともございますので、今後弁護士とも相談しながら、30年度において検討をしていきたいなと、こういうふう考えております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） わかりました。30年度ぐらいに検討をしていきたいということで、かなり急いでやられると。あるいは、地元の同意というんですか、その辺を強化されると。それから、規制地域を設けるといふようなことが主な今のところ考えられていることだろうと思います。

それから、じゃあちょっと具体的なあれで失礼なんです。もしわかっておればあれですけど、備前ゴルフについては今そういう覚書をつくらうとか、具体的な地域との話というのが目下いろいろ進んでいるんです。

か。へえで、これは何年ごろから営業しようとか、そういうふうなことは今どういうふうになっているのか教えてください。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

備前ゴルフ場跡地のソーラー発電につきましては、地元関係区と協定、覚書を結んでおるように聞いております。

今現在、町の開発条例を通過いたしまして、県の許可でございますので、県に対しての業務を行っております。許可が通れば工事に着手ということで、ちょっと今手元に資料がございませんので申し上げられませんが、数年かかるように聞いております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） じゃあ、ちょっと細かいあれで申しわけないんですけど、イシンホームとは別にそういう町との契約というか、その点、環境だとかに影響、何かあったんですかね。その辺を教えてください。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） イシンホームの土地につきましては、賃貸契約をしてやっとなというのはさっき議員の方がおっしゃいましたけど、このことについては地元田原上区とイシンホームがいろいろなお約束事、区に対しての区費の割当だとか、そういう協議をなさって今現在進んでおりますので、いろんな諸問題が起きたということについてはお聞きしていません。うまくいってるんだというふうに思ってます。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） じゃあ、次へ行こうと思います。

30年度には、この条例について検討をしていこうというふうなことで前向きな答弁があったと思います。

それから、イシンホームとは契約書があって、契約あれは20年でしたか、10年だったか、ちょっと覚えてないんですけど、あれじゃから片づけはきちっとしてくれるとか当然あれだったと思うんですけど。それから、地元との覚書があるということで。それから備前ゴルフについてもそういう覚書ができてるとということで、ある程度の協議が行われているということで、特別心配なあれはないということで、今後とも環境を配慮しながらぜひよろしくお願ひしたいということで、次の質問に移らせていただきます。

次は国保のことでございます。

岡山県国保へ国保が統合されると、4月から移行していくということで、これからは町の方から県の方へ納付金を納入しなければならなくなるということでございます。いろいろと心配されることというのは、例えば一般会計からの繰り入れが、和気町は法定繰り入れ以外はしていませんが、非常に赤字が多いところはそういうものをやっているとかがあって、それができなくなるのではないかとか、あるいは基金が自由に使えるんかとか、あるいは大阪あたりでは保険料を統合するという動きもあるということで、そういうふうな動きはないのかとか、いろいろ心配事もあるわけでございますが、その国保の統合でどういうふうになるのか、その点が心配だということで、以前と変わらないのか、その点心配なところがあるわけです。

そして、今回は、国保税は幸いにも引き上げはしないということをお聞きしております。若干基金が5,000万円程度でしたか、あったと思ったんですけど、それを使ってそういうふうになされるというふうなことで、3年間は大丈夫じゃというふうなこともちょっと聞いてるんですけども、国保の今後の運営、それがどうなのかということについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） それでは、先ほどの西中議員のご質問について回答をさせていただきます。

まず、ご質問の岡山県国保に移管後はどうなるかについてでございます。

質問の要旨といたしまして、まず来年度から国保統合されて岡山県国保になるが、何が変わるのかについてでございます。

ご承知のとおり、平成30年4月からの国保制度改正によりまして、今までは市町村が個別に運営をしていた国民健康保険は、県の方が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。具体的には、県は国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進するとともに、県内市町村の医療費給付、後期高齢者支援金、介護納付金等を市町村にかわって支払うこととなります。その財源といたしまして、国や県の公費のほか、市町村毎の納付金を充てることとなっており、その納付金額を県が算出することとなっております。また、財政安定化基金を設置し、市町村国保の予期せぬ給付増や保険税の収納不足に対し、貸し付け及び交付を行うことで国保財政を安定化させることとなっております。

市町村においては、県に国保事業納付金を納付することとなります。その他、国保税の賦課徴収を初め、資格管理や保険給付、保険事業の実施等につきましては今までどおりの事務でございまして、何も変わりはありません。

続きまして、国保税の引き上げをしなくてよかったが、今後の国保の運営をどのようにしていくかでございますが、国民健康保険の運営につきましては、医療費の増加、少子・高齢化等の影響で年々厳しいものとなっております。本来であればこのタイミングで国保税の見直しを検討するべきではありますが、制度改正による精算金の影響を考慮し、また納付金の不足分についても、繰越金や財政調整基金の取り崩し等で、当面は今の税率で運営ができると見込まれることから、据え置きといたしております。制度改正後も引き続き厳しい運営状況が想定されることから、今後は制度改正による影響がなくなる平成32年度を目途に、国保運営協議会と協議しながら、税率等について検討してまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大体わかりました。いわゆる納付金を各市町村の国保から県の方へ納付して、それで今言う高齢者支援金等もそこから出していくというふうなことであります。

それで、引き上げについては、当面、30、31はしないということですかね。まあ3年間はしないということで、今後については税率の改定についても検討というか、それをしていくということだと思んですけど、余りあれですけど、本来国保の問題というのは、国の運営費の補助が8割程度従来はあったと。これが、もう30年ぐらい前になるんですが、今は40%台にたしか下がっていると。そういう国の補助率が下がっているということだと思んですけど、こういうことについてはぜひ国から地方の国保の運営についてもうちよつと援助してほしいというふうなことをもう地方団体として言われているのではないかなと思うんですけど、その点について、もし町長、地方団体の方からそういうふうなあれはしてないんですか。その辺がやはり、介護保険もそうですけど、国の補助率が非常に低くなっているという点が問題だと私は思っているんですけど、その点についても、もし町長がわかりましたらお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 国の方は、今回の一本化に向けた中で、平成27年に1,700億円を各都道府県の方へ交付していったと。そしてまた、来年度に向けての試算をする中で、また1,700億円の支援をしてきたと。そういう中で、できるだけこれが県へ移管したことによって変動が生じないようにということで支援策をしてきたわけなんですけど、岡山県下あたりの町村を見ますと非常にアンバランスになっております、高いところと低いところになっておるんですが。そういった中で岡山県とすれば一本化をいつするのかというのが、高いところの町村が一本化にいつするのかということについていつも知事との懇談会で言われております。ですから、全国的な流れとすれば、岡山県は今のところ当分の間は一本化しないという知事の方針でございます。ただ、22都道府

県が一本化を検討しているというような全国的な状況でございます。ですから、岡山県の状況が一本化しないですから、今までのような算定方法、それから国の支援が入ってくる、それによって町村独自の基金とか繰越金を充当する中で裁量ができていけるという、そういった中で和気町は基金と繰り越して約2億円ほどの財源を持っているわけなので、ですからあと3年間ぐらいは、今県が算定する価格でそれに充当しながらここ10年ほどやってきました据え置きを続けてやれるという見通しは立っておりますが、これからの少子・高齢化で人口が減ってくる、国保対象者も減ってきますので、そこら辺の社会的ないろんな状況が変わってくることによって今後の見通しというのは非常に厳しい状況でございます。そこらも含めて、ぜひいい形で、健診あたりの充実をしながら国保の費用を軽減していくという、そういった健診率を上げていくといったようなことが、町村が今後国保を安定的にやっていくためには必要なんで、ぜひそこら辺の啓もう啓発、そして保健師あたりが巡回をしながらいろんな健康の相談をしていくという形で、国保の経費節減につなげていく。それで、今後の国保税を安定化していくという方向に向けていきたいというように考えております。ぜひこれも、人口が減るといのが大きなウエートなので、ぜひその辺は、このところ転入転出では増になっておりますが、出生と死亡では本当にもう太刀打ちできない今の和気町の状況でございます。ぜひ人口減に対応でき、そしてこれからの国保安定化については健康管理をやっていくという、これが大きな課題だというように思っておりますので、そういった方向で進めてまいりたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） わかりました。3年間はそういうことで頑張っって値上げしないように、ぜひともお願いしたいと思いますので、よろしく国保の運営についてお願いしたいと思います。

3番目、時間もございません、学童保育の課題が改善されたのかということで質問させていただきたいと思ます。

佐伯地域の学童保育の支援員が退職するとかいろいろな悪い状況があったわけですが、その点が今どういうふうになっているのか教えていただきたいということと、今後の学童保育に対する町の対応。これは昔は直営で、佐伯地域は平成22年ごろから独自の運営協議会になったんですか。それから、和気町も以前、平成14、5年ごろまでは多分やってたと思うんですけど、直営で、最近国補助も枠を設けたためによくなっていったんだというふう思うんですけども、やはり町の位置づけとか、国の基準よりも上乗せしてある程度援助していくと。それで、安定的な運営をしていくべきだろうと思うんですけども、最近保護者と懇談されたというふうなことも聞いているんですけど、その点も含めてどうだったのか、よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、学童保育の課題改善についてお答えをいたします。

まず、佐伯地域の学童保育の状況でございますが、佐伯児童クラブの運営に関しまして、昨年支援員の退職により新たな支援員の確保が困難な状況となり、運営自体が危ぶまれた時期もございましたが、現状では、平日は6から8人の利用がありまして、支援常勤1名ほか4名が交代で支援に当たっております。現在、佐伯庁舎分館2階を利用して活動しておりますけれども、児童が戸外で活動しやすい環境にしたいとの要望もありまして、昨年4月、幼稚園統合によりまして廃園となりました旧佐伯幼稚園の園舎利用について検討をいたしております。

それから、今後の学童保育に対する町の対応でございますが、先ほど議員からもお話がありましたが、先月2月28日に児童クラブの会長会を開催いたしまして、各クラブの状況や問題点などについても話し合う中で、昨年の12月の議会定例会におきましても一般質問がありました児童クラブの充実について、4つの児童クラブを一緒にした事務局の設置について検討することを説明をいたしました。

今後の対応につきましては、各児童クラブの会長、支援員、会計担当及び教育委員会で組織する、仮称でございますが、児童クラブ新体制準備委員会を立ち上げ、平成30年度中に具体的な体制づくりを検討しまして、平

成31年度から新体制でスタートすることについて確認をいたしました。第1回準備委員会を30年5月中旬に開催しまして、児童クラブの保護者負担の軽減が図れるよう話し合いを重ね、12月中には運営方針を取り決めまして、平成31年度の各クラブ総会において了承を得た上決定したいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 時間がありません。

そういうことで新しい体制の検討を、今後事務局をつくるだとかというふうなことで、30年度に保護者とも協議しながらそういう新しいことをやっていかれるということで、前向きな動きだと思います。ぜひとも学童保育に対して、町の方からの援助についてある程度もうちょっと国の補助基準よりも上乗せしてやるべきだと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで13時まで暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 山本泰正君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は、防災都市公園事業について、現在の和気町にとって最重要課題であるとの認識で、12月議会に引き続き再度質問をさせていただきます。

なお、同僚議員の質問もありまして重複する箇所が多々あるかと思いますが、ご了承いただきたいと思ひます。

まず、現在の和気町の財政状況でございますが、平成30年度一般会計予算から見ても骨格予算とのことで、例年の和気町予算の約20%減の73億5,000万円。にもかかわらず、今回財政調整基金2億円の繰り入れを予定いたしており、現実的に非常に厳しい予算であり、財政状況でもあります。また、合併特例の特別交付金も減額されつつあり、非常に厳しいという認識でありますし、町長の方からもそういう話がたびたび出ております。

一方、創志学園、IPUの無償貸し付けしているグラウンドに先般委員会の方で視察にも行きましたが、非常にすばらしい。町民にも体験させてやりたいなというようなすばらしいグラウンドに生まれ変わっております。和気町の大きなスポーツイベントは、地主でありますこの和気町に使用権もあろうかと思ひます。ぜひこれらを借用し、平常時には昨年整備した佐伯グラウンドで十分町民の利用にゆえられていると、前回の一般質問で社会教育課長の答弁もあったところでございます。

また、国土交通省の防災公園整備の補助要件等を見ると、実際は未計画の部分を追加すれば25億円とも30億円とも言えるような一大プロジェクトであります。前回も申し上げましたが、一歩立ちどまり、町民の理解と議会の協議を得た上で実施すべき案件でございます。

また、昨年12月議会で防災公園早期実現を求める請願を6対4で不採択とした経緯もござひます。にもかかわらず、国に対して補助申請をしたとのことでござひますが、町長の任期もあとわずかでございます。骨格予算を組んでいるにもかかわらず、なぜ、どのような理由で補助申請をしたのかお尋ねしたいと思ひます。

なお、防災公園の必要性については、同僚議員の質問と重複いたしますので、簡単に回答願ひたいと思ひます。また、再質問の際、対応をしていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

(6番 山本泰正君「議長、経緯じゃなしに、町長にどうしてしたんかという
んだけ聞きてえんじゃけどな。長々と経緯を聞く必要はありません。通告も
町長にしとる」の声あり)

まあとりあえず指名したんじゃけえ、ここへ出て来て。

○教育次長(今田好泰君) 山本議員のご質問でございますが、私の方から、経緯はよろしいということでございましたが、簡単に1番、2番の要旨についてお答えの方をさせていただきます。

南海トラフ地震のことを先ほどからご説明をさせていただいておりますが、和気町において想定される震度は5強から5弱で、1週間後における避難生活者数が476人との想定が出ております。町内の指定箇所は町内に8地区に17カ所ありますけれども、公民館や小学校、役場、庁舎等で長期的避難生活の場としては機能は難しい状況と考えております、未曾有の災害は対岸の火事でなく、いつどこで起こるかわかりません。今回計画しております防災公園整備は、先ほどもご説明申し上げましたのは温泉を中心とした観光及び交流拠点施設としての活用からの将来を見据えて必要であると考えております。

以上、簡単ですけど、経緯とさせていただきます。

2番目の要旨の地域防災計画と補助申請のことが要旨として上がっておりますが、補助申請につきましては、先ほど万代議員からのご質問に対しお答えしたとおりでございます。地域防災計画につきましては、本年1月に防災会議に諮りまして、都市防災対策の推進の中の防災空間の確保において次のような追記を行っております。

追記の内容について、もう簡単に。内容の1点目としまして、防災拠点や避難所として利用できる防災公園等の整備を推進するとともに、これらの公園において防災機能の一層の充実を図っていくということを書いております。町は、和気町益原地内にある和気町益原多目的公園や和気鶴飼谷温泉などの施設を活用し、災害時の防災拠点となるよう、周辺一帯を防災公園として整備に努めるということを追記しております。2点目としまして、町の備蓄については、役場の本庁舎のほか、佐伯庁舎等、複数の公共施設に分散し、保管、管理を行っている状況でございます。しかし、被害想定に対応し得る備蓄の整備、保管できるだけのスペースを有していないという課題がございます。このようなことから、今後町の備蓄の適正管理と充実を図るため、備蓄倉庫の整備に努めるといった内容について、1月の防災会議において追記を行っていることをご報告させていただきます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長(当瀬万享君) 町長 大森君。

○町長(大森直徳君) 山本議員の質問に答えさせていただきます。

まず、防災公園の事業についてということで、山本議員の方から質問があったわけなんです、先ほど万代議員のところでもいろいろと町のあり方、町のこれまで進めてきた状況については説明しております。そういった中で、今回の公共施設等総合管理計画の中では、公共施設等の全体の状況を把握しながら、更新や統廃合をして長寿命化などを計画的に行うことで、地方財政の負担の軽減そして標準化等を図っていくということを総合計画の中でやっているわけなんです、施設を新設する場合、既存施設の活用等を検討し、建設、維持管理が将来にわたって最小限となるような配慮をした上で、必要性や規模等を慎重に検討するところであります。

この防災都市公園の新設は、現在の和気町に必要とされていて、他の必要も兼ね備えている事業であるため、基本計画の策定に向けて現在取り組んでいるところであります。

今後、基本計画策定には、公共施設等総合管理計画の中で、施設のあり方等も含めて、新体制の中で詳細な部分を検討していかなければならないと考えております。そういう基本的なものを考えながら、なぜ今回の整備事業が必要かということなんです、十分な理解が得られないまま30年1月の本要望は納得がいけないというご指摘でございます。今整備する必要があるのか、和気町の優先順位として本計画が必要なのかということでございます。そして、町の振興計画や総合計画に沿った計画かというような面もあろうかと思っております。町の中にスポ

一ツ施設は必要と考えており、現行対策、施策と並行して進めております和気町振興計画や総合戦略に沿った計画ではないが、地域おこしの計画的な事業として位置づけているわけでございまして、青少年の健全育成を図る町の使命と考えております。

そして、何で益原なのかということもあろうかと思いますが、町内のいろいろな場所を検討してまいりました。しかし、今回の財政的な面やいろいろな面から、国の補助金を受けていくためには、社会資本整備の総合の事業を採択していかなければ財政的にもやっていけないということから、それにはやはり周辺施設が整備されているというのが大きな条件でございます。それですから、そういったことも十分加味しながら、いろいろスーパーバッグのあたりとか、それからその他のところも、本荘それから大田原のところ、中学校の東、いろいろ検討をいたしました。しかし、既存施設を含む10ヘクタール以上の規模を有する社会資本総合整備の交付金、防災・安全交付金に対する考え方からすると、現在検討をいたしております益原の地域だというように位置づけをしているわけでございます。

今さら何故野球場が佐伯のグラウンドがあるのになぜ必要かということなんですが、今検討している総事業費等も含めながら、野球場はある方がいいだろうということから、野球場新設の賛否を問えば反対が多いと認識しているが、公共性とか公益性が低いとか、佐伯のグラウンドの整備だけでは不十分じゃないかと。それから、石生のグラウンドを環太平洋大学と共同利用してはどうかというような案もあろうかと思っております。しかし、佐伯球場の整備にしてもそれだけでは十分ではなく、佐伯、石生のグラウンドの代替施設は跡地検討委員会で検討課題である。野球場は利用がない場合、人工芝の公園として一般開放する予定でありますので、その辺で使えるときもあるわけなんです、十分それぞれが利用計画の中でやっていくとすると非常に厳しい状況だということでございます。

なぜ防災公園かというのがあられるわけなんで、南海トラフとか、これから大規模な災害が発生するという避難機能を有した備蓄機能、そして救援部隊等の受け入れ機能ができる防災公園という形で検討をいたしたわけでございます。各区において、一時指定とか避難の機能等として、大規模災害発生後の一時避難はもとより、仮設の住宅そして建設用地として計画している規模は、岡山県の地震・津波被害想定調査報告書に想定されております和気町全域の避難所の生活は476人を設定をしているわけで、公園内には避難者が利用できるような耐水性の貯水槽、防災トイレ等を整備を計画いたしておりますが、備蓄機能としては、岡山県地域防災計画で定められている最低3日間、そして推奨できる1週間分の食料、飲料水等、トイレトーパー等の生活必需品、ブルーシート等、土のう等も水防資材として備蓄するという、和気庁舎、佐伯庁舎、そして佐伯のコンポストの跡地等へも備蓄倉庫を持っておりますが、これだけでは十分ではないということで、備蓄品の防災公園への避難者及び物資の中継基地として町内全域に避難者が利用可能とするような計画の中で、救援部隊の受け入れ機能そして多目的な広場も拠点場所として計画している。主に自衛隊、消防、警察、災害発生時の救援活動及び災害発生時の1週間後の復旧等についても、これから大規模災害で大量に発生する産業廃棄物の一時保管等としても、クリーンセンターとあわせて対応していくということから、今回この場所への計画も進めてきたわけでございます。

決定されないままの地権者との接触というのはおかしいじゃないかというようなこともあろうかと思っております。いろいろとご指摘をされておりますので、時間の都合がありますので後は省略をさせていただきますが、今後議員の十分なるご理解をいただいて、今計画をしていることはまだまだチェックをしながら整備を縮小したり、そして除外していくことができるように、それは双方で十分協議をしながら、本当に適切、必要な施設にしていくということは今後も十分協議をさせていただきたいというように考えておりますので、いろいろな面で執行部の考え方、そしてこの進め方についての異論はあろうかと思っておりますけれども、ぜひこの事業として現在計画を進めているところでありますので、十分ご検討もいただきながら、今後の進めができるような形での協議ができますようによろしくお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 理由は簡単でいいということを使うんですけど、同じことを聞かされましたが、

検討してください、検討してくださいとは言えるものの、資料提供もなしにどんどん進んで、我々補助申請をしているのを、勉強不足のともあったんかもわかりませんが、全く知りませんでした。811万円の予算で益原地内へ業者委託で位置決定した理由、これ先ほどの町長の説明にもありましたが、温泉、ドームなどを含めて10ヘクタール以上の土地が必要というのは理解ができます。町長も地元だから十分認識されるところなんですけど、あの地が防災公園に本当に適地だという認識を持つとられるんですか。というのが、私もあつこをよく通りますが、鵜飼谷川、これ天井川です。吉田組の合材所の上20メートルか25メートル程度の辺へ井堰のようなものがありまして、そこらあたりからは計画地よりも河床の方が高い地域でございます。それから、田原井堰の左岸を高くした。これも、益原側へ水が流れ込んではいけないということもあったかと思えます。鵜飼谷川へ流入をしない西側地域、この排水も吉井川の水位が上がればゲートを閉めるわけです、逆流を防ぐためにそのゲートが当然できているわけでございます。これは地元の方のお話です。あそこは遊水池だったんだという声も聞いております。なるほど吉井川の堤防あるいは鵜飼谷川の堤防の高さ、これを見ると当然遊水池になる地域だというのは、誰が見てもわかる地域でございます。ということは、防災公園にはふさわしくない地域であることは明白でございます。

以前、父井原の工業団地、あんだけの埋め立ての要るところはだめじゃないかということも申し上げましたが、あつこが適地だということで進められました。で、途中で実現できなかった。今回も同様の思いでございます。

町民の安全・安心の施設であれば、和気町において南海トラフのような地震を想定するよりも、現在集中豪雨あるいはゲリラ豪雨等と言われる中で、消火栓等の氾濫等は多々あるかと思えます。旧小学校区ごとに防災拠点を整備すべきではないかというふうに思っております。

また、本当に皆さん見とられるんかどうかわからないんですけど、国土交通省の公園と緑、これに出るとる防災公園の整備という要綱です。ここらを見ると、かなりの経費がまだまだかかるんじゃないかというふうに私は見ます。

それから、この地域防災計画に位置づけられる都市公園というのが採択の要件になつてきます。その地域防災計画、和気町の中には定められてない。そのような現状の中でどんどんどんどん進められる。議会にも協議はしない。で、補助申請もする。どういう方向へ進んどんかなという感じがしております。町長は、前回の私の一般質問に対しても、議会とも十分なコンセンサスを得ながら進めたいというような答弁もございました。全く無視されているような状況でございます。日本は民主国家でございます。和気町も同様だと私は信じております。

現在、国会においても森友問題で大揺れしておりますが、こういう状況の中で進めると、和気町においても同様の事態になりかねないのではないかとこのように私は思っております。先ほど質問した中、地元からの請願、6対4で不採択になった件、この回答もございませんが、町長も副町長も議会事務局長を長くされた方でございます。十分そのあたりは認識されているというふうに私は思っておりますが、また町長は町民の信頼を受けて3期12年を迎えようとしております。この計画地内に町長の土地もあり、よからぬうわさも出ておりますというようなこともありますし、議会軽視にもつながりかねないこの計画、進め方は町長の名誉にもかかわる問題ではないかなというぐらいに私は思っております。今回、さらりと流そうかと思っていたんですが、同僚議員の回答等を聞いてみると、非常に私は腹立たしさを感じております。

この問題が和気町にとって最優先課題だというような議会での報告がありましたが、私は日笠小学校、山田小学校の跡地問題、これらを置き去りにしてこの事業を最優先課題だという執行部の考え方は考え直していただきたいと強く思っております。再度町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） あな場所が遊水池だというご指摘をされました。それは、鵜飼谷がショートカットする以前の問題でございまして、それからできて初めてドームもでき、交通公園もできてきたと。それはいわゆるショートカットをしたからあの土地が有効に使えるようになったということから、ああいうふうなドームそれから交通公園もできてきた。そして、あの周辺のいろいろな農地も、以前は本当に非常に悪い土地だというように言われておりましたが、今はもう完全な本当に優良農地になっておりますし、そういうことからして今回の計画は鵜飼谷川が完成後の今の状況での計画でございまして。以前、ショートカットができてなかった場合には、本当に益原地域というのは浸水の地域であって、今の状況からすると一変しているわけなんです、そういった一つのいろいろな鵜飼谷川の改修をし、そしてそれぞれの設備をしてきた中でのあの土地でございまして。そういったことも含めて、今回ここでやる社会資本整備事業というのは周辺整備ができてなければ補助金の対象事業にはならないというのが大きなハードルでございまして。周辺整備というのはどこまでが周辺整備かということ、また国土交通省といいますか、国の方は、今の状況ではこれで周辺整備ができたところへこれから防災公園をつくっていくことはなかなか厳しいということでもございまして。しかし、それをクリアしてきて今進めをさせていただいているところなんです、そういった状況も含めて、いろいろと以前の状況そして今の現状とはだんだんと状況が変わってきておるといことも一点あると思います。

それから、私が無理やりにこの事業をこうやって進めてきておるとい判断を、議員の皆さん、今回の防災公園で請願が否決されたということは、町長の不信任だといぐらいに思っておられると思います。それはそれなりに私も謙虚に受け止めておるところでございましてけれども、やはり我々も何も無計画で計画を進めているわけじゃなしに、いろいろと学校跡地という問題から今日こういうふうに至ったまでの経緯については、本当に各場所、それぞれのところで説明もしながら進めてまいりました。そういったことが十分議員の皆さんに届いてないというご指摘でございましてけれども、我々も全員協議会、そういった場でもいろいろと説明もさせていただいて今日を迎えているわけでもございまして。何も相談しないでこの事業ができていくと、行政のルールとしてそんなことができるわけでもございませぬので、いろいろと協議をしてきた中で、ご理解をいただいた中で進めてきているわけなんで、そんなときに全員協議会ですから賛否はとらないということが原則だろうと思っておりますけれども、大筋で合意という中での全員協議会等を進めてきています。

それから、当初計画の昨年の6月議会で予算を組んだ計画経費についても、予算は通っているわけでもございまして、それは計画を進めていくということでの計画案をつくるということでの予算でございまして。そういったことも含めて、もう全然相談もなしに、町長が単独でやってきたんだという解釈でございましてけれども、我々はそれぞれのところで協議もし、そして今日を迎えたと考えております。

その中で、今後の進めなんです、当然まだまだ反対だと、請願が通らないんだから事業執行は停止すべきだといご意見でございまして。請願が通らなかつたら、これから事業執行できないというように判断するならば、それは謙虚に受け止めて、その辺のご理解が得られるまで待つということしかないのかなとは思いますが、そういうことで請願1つが不採択になれば後は事業はもう停止だということになる。それが法的根拠になるならば、それはもう前へ進まないというように考えますけれども、それはやはりそれぞれ住民からの要望が出てきた、それは不採択であったという解釈になるのかと思います。その辺も踏まえて、我々も謙虚にこの事業の取り組みについては提案もし、そして説明もしながら今日を迎えているわけでもございまして。その辺のご理解はいただきたいというように思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 計画をしているとか、計画どおりとかというふうな話ですが、無計画そのものじゃないですか、この事業は。なぜ和気町の地域防災計画へも載ってない、地域振興計画、まち・ひと・しごと、こちらあたりにも何も載ってませぬよ。それを順次やってきたと今になって居直ったような言い方をされる、私はもう

町長と議論するのも最後だと思っておりましたから穏やかにお願いだけしてと思っておりましたが、そちらが正当性を言うのなら、ちょっと私も言わざるを得ないというふうに思います。私も、請願が採択になったからやらなくてはならない事業、不採択になったからやってはいけない事業、そんな認識はありません。その程度のことは私もわかっております。しかし、これも議会の声だという認識は執行部はしてくださらないと、参考にはしてもらわにやいけんというふうに私は思っております。これじゃあ、6人の不採択に賛成した人が、予算が出てきたときに果たして賛成できますか。それは、人間として、議員として、町民の代表として出てきた人間としてはできない。そんなくや損得で動くことは我々議員はできません。余りにも議会軽視に近い流れになっているということ。

それと、鶴飼谷川をショートカットしたから、和気地域はよくなっています。それは私も認めます。しかし、今のドームのあるあたり、建設部長、どの程度の差か見たことはありますか。どこから天井川になっているか。吉井川と益原地域の河床との差、見たことありますか。ちょうど中段ぐらいが吉井川と益原地域の計画地との水平ラインだと思います。

それから、鶴飼谷川は完全に吉田組の合材所があった上付近でレベルの状態、そこから上は鶴飼谷川の方が高くなっています。ゲリラ豪雨等で防災公園がつかったんじやてえというような話になったら、とんでもない話じゃないですか。私は現状を見て、吉井川の堤防の方からも見渡しました。両方から見て、適地だとは考えられません。そこらあたりも十分調査してほしいし、それからこれあそこは遊水池になると、今でも排水が十分じゃないんだという声は地元の意見ですから、町長、地元の方の。土地のある人は全員賛成だそうです。けど、ない人の中には反対が益原地域にもかなりあるというふうに聞きました。ちょうど町長にも会いましたが、地元でじかに私は歩きました。

そういうことなんで、今までの流れ、議会に対して正しい流れで来たとは私は当然思えません。議論もしながら、いい、悪い、町民の声を聞きながら進めていただきたい。何があっても佐伯のグラウンドよりはいいグラウンドが和気にも欲しいという気持ちは町民の多くが持っているかもしれません。しかし、今の財政状況を考えたときに、30億円もかけて、25億円で済むかもわかりません、それから17億円と言ってたのが今日は既に19億何千万円というような数字に変わっています。我々はその報告も何も受けてません。十分全員協議会等で協議をしているというふうに町長は言われますが、実際は何も我々は受けてませんので。一部の人とは話をされとんかもわかりませんが、正式にそういう話があったんであれば議事録を持ってきてください。同僚議員かなり厳しく調べた結果を言いましたが、私はこの問題一歩立ち止まって考えるべきだというふうに思っております。

時間もなくなりました。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 非常に私も、町長の答弁、経過等につきましては怒りも感じました。本当に和気町の財政状況、野球場の必要性、防災公園の必要性、計画地が適地かどうか、そして補助申請を計画的にやっただけと言われるんですが、全く計画的にはやっておりません。計画性のなさ、本当に問題が多い事業でございます。町長の任期前にこういう大きな事業をぶち上げてやるということは、非常に私は責任ある行動とは思えませんし、再度執行部の町民に対しての良心に期待して、一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。

あす3月15日は休会とし、3月16日の午後1時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願ひします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後1時39分 散会

平成30年第1回和気町議会会議録（第15日目）

1. 招集日時 平成30年3月16日 午後1時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成30年3月16日 午後1時00分開議 午後4時24分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
3番 山本 稔 4番 居 樹 豊 5番 万代 哲 央
6番 山本 泰 正 7番 尾 崎 忠 信 8番 西 中 純 一
9番 広 瀬 正 男 10番 安 東 哲 矢 11番 柴 田 淑 子
12番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
遅参 11番 柴 田 淑 子
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|-------|---|------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 和気町過疎地域自立促進市町村計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の変更について | 原案可決 |
| | 議案第 2 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について | 原案可決 |
| | 議案第 3 号 平成 2 9 年度和気町一般会計補正予算（第 9 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 4 号 平成 2 9 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 5 号 平成 2 9 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 6 号 平成 2 9 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 7 号 平成 2 9 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 8 号 平成 2 9 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 9 号 平成 2 9 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |
| | 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について | 原案可決 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|------|
| | 議案第18号 和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について | 原案可決 |
| | 議案第19号 和気町公民館条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第20号 和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第21号 和気町立体育館条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第22号 和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第23号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第24号 和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の 制定について | 原案可決 |
| | 議案第25号 和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第26号 和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第27号 和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の制定について | 原案可決 |
| | 議案第28号 平成30年度和気町一般会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第29号 平成30年度和気町国民健康保険特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第30号 平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第31号 平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第32号 平成30年度和気町介護保険特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第33号 平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第34号 平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第35号 平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について | 原案可決 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|------|
| | 議案第36号 平成30年度和気町駐車場事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第37号 平成30年度和気町公共下水道事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第38号 平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第39号 平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第40号 平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第41号 平成30年度和気町地域開発事業特別会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第42号 平成30年度和気町上水道事業会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第43号 平成30年度和気町簡易水道事業会計予算について | 原案可決 |
| | 議案第44号 権利の放棄について | 原案可決 |
| | 議案第45号 和気町道路線の認定について | 原案可決 |
| | 請願第1号 NPO法人和気サンシュユの会が進める薬木山菜英の事業推進に関する請願書 | 採択 |
| 日程第2 | 議案第46号 工事請負変更契約の締結について | 原案可決 |
| 日程第3 | 発議第1号 和気町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について | 否決 |
| 日程第4 | 選挙第2号 和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙について | 選挙 |
| 日程第5 | 議会閉会中の調査研究の申出書について | 承認 |

午後1時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、9名です。遅参申し出1名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、議会事務局職員に写真撮影の許可をいたしておりますので、ご了承を願います。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

ここで、3月14日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) ご苦労さまでございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る3月14日午後1時55分から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員全員、各特別委員長、執行部からは町長、副町長、担当部・課長出席のもと、各委員会での付託案件の審査結果、追加議案等の取り扱いについて協議をいたしました。その結果を報告いたします。

各常任委員長、各特別委員長から付託案件の審査結果の報告を受けました。この後、各委員長から報告がございます。

また、今期定例会に提出された議案について、反対討論の申し出が3件ございます。協議の結果、反対討論を行うことといたしております。

次に、執行部から追加議案の提出があり、協議の結果、本日の日程に加えております。

次に、発議第1号については、万代議員から条例改正の提出がございます。協議の結果、本日の日程に加えることといたしております。

次に、選挙第2号については、現在欠員になっております和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙を行うものでございます。これも日程に加えることといたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第1号から議案第45号までの45件及び請願1件を一括議題とし、総務文教及び厚生産業の各常任委員長、ごみ処理施設整備事業、和気鶴飼谷温泉事業、和気町学校・園再編成整備事業の各特別委員長に審査の結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆様、ご苦労さまでございます。

総務文教常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成30年第1回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案8件につきまして、去る3月12日月曜日午後1時から和気町役場3階第1会議室におきまして、委員6名全員出席、執行部より町長、副

町長、教育長、各担当部長、課長出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果と経過をご報告いたします。

議案第1号和気町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

次に、議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）については、全会一致で原案は可決されました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。総務費国庫補助金のうち、地方創生推進交付金が1,850万円余り減額になっているが、主な減額は何かという質疑に対し、減額の主なものは都市計画総務費の中で調査委託料1,000万円の2分の1の500万円、立地適正化計画策定事業の委託がなされなかったこと、住宅費、住宅管理費のうち調査委託料300万円の2分の1の150万円、これは公営住宅の適地調査委託等ということであったが、その事業まで至らなかった。また、総務費、自治振興費のうち、公共交通実証実験運行委託料300万円の2分の1の150万円、これらが減額となった主なものであると答弁がありました。

続きまして、議案第18号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

次に、議案第19号和気町公民館条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

次に、議案第20号和気町公民館使用条例の一部を改正する条例についても、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

次に、議案第21号和気町立体育館条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

次に、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算については、全会一致で原案は可決されました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。平成30年度当初予算、骨格予算であるにもかかわらず、繰入金、財政調整基金繰入金を2億円計上している。5年先、10年先の財政計画見通しを検討してのことかという質疑に対しまして、平成29年度当初予算では財政調整基金を4億5,000万円繰り入れた。平成30年度では2億円計上しているが、国からの地方交付税も合併算定替えて平成30年度から5割に、平成33年度まで残りあと3年で完全に算定替えもなくなり、厳しい状況になってくる。一方で、公債費のうち下水道債等の償還が減額になってくる。下水道会計等の繰り出しも減ってくる。しかし、厳しいことになり変わらず、今後5年間の中期財政計画を立て、財政運営の指針としたい。資料も、提出できるものは議会に示せるように考えていくと答弁がありました。

また、別の委員より、総務管理費の委託料のうちハザードマップ修正委託料140万円について質疑がありました。ハザードマップの修正というのはどの部分かという質疑に対しまして、現在岡山県では土砂災害の特別警戒区域の見直しを小学校区単位で行っている。これまでに本荘地区と山田地区の見直しが行われ修正があったので、本荘地区と山田地区の住民の方に修正分を配布するその委託料である。なお、平成32年度までかけて順次小学校区単位で見直しを行っていくので、見直しが済めば全て修正済みのハザードマップを町内全戸に配布する予定であると答弁がありました。

次に、別の委員より、教育費、保健体育総務費の総合型地域スポーツクラブ補助金40万円に関しての質疑がありました。現在は補助金が40万円という厳しい状況の中での運営である。なかなか臨時職員が雇えない状況なので、電話の対応にも事欠く状況にある。そこで、電話の対応や事務的なことに体育館に勤務する方の協力が不可欠と考えるが、どのような見解かという質疑に対しまして、今体育館には2名の臨時職員がいる。そのうち1名は8時からの受付対応の仕事も協力して行っている。また、4月以降もできるだけことは対応、協力していきたいと答弁がありました。

また、同じ委員より、保健体育費のうち海洋センター管理費について次のような質疑がありました。124万3,000円の支出のうち1万1,000円の使用料収入しかない中での運営と見受けられるが、実態を教えてほしいという質疑に対し、利用者の大半は各小学校の児童であり、約200人が利用しているのが実態であり、活動として、カヌー体験に加えて、平成29年度は町を含め3団体が連携して乗馬体験に取り組んだ。平成30年度でも引き続き行うか検討中である。有益な活動ができるよう取り組んでいきたいと答弁がありました。

また、別の委員より、保健体育費の学校給食共同調理場費のうち運搬委託料184万2,000円に関し、次のような質疑がありました。学校給食の運搬で年間この値段で全部運搬できるのかという質疑に対し、平成29年度までは運転手を町で臨時職員として雇用していたが、30年度からは給食の運転の方をシルバー人材センターへ委託する。1人当たり1,020円の時給である。保険等も掛ける必要がない。費用に人件費のみ時間給で、委託金の方が安いと答弁がありました。

次に、別の委員より、平成30年度当初予算の財政調整基金のことに関し、次のような質疑がありました。骨格予算にもかかわらず2億円の財政調整基金の繰り入れだが、歳出で普通建設事業費の単独事業費として3億3,027万円余りが計上されている。これの財源として2億円の財政調整基金繰り入れと理解してもよいかという質疑に対し、骨格予算に伴い普通建設事業が落ちてきている。その中で単独事業への充当額としての影響は大きいと答弁がありました。

また、その他の審査の中で、次のような質疑がありました。日笠小学校跡地で消防が練習している。管理は町が行い、照明の使用、グラウンドの使用はこれまでどおりでよいかという質疑に対し、3月16日、学校の校庭開放に関する会議がある。日笠小学校跡地、日笠幼稚園跡地については、平成30年度以降も使用賃貸借等が発生するまでは今までと変わりなく行っていく考えを持っている。幼稚園、小学校跡地は現在普通財産ということで町の財産であり、今後公募等で新たな利用が決まるまでは町の財産として管理していくと答弁がありました。

続きまして、議案第34号平成30年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

以上で総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいま柴田議員が出席されましたので、出席議員数は10名になりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第1号、議案第18号から議案第21号及び議案第34号の6件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第1号、議案第18号から議案第21号及び議案第34号の6件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第1号和気町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、議案第18号和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号和気町公民館条例の一部を改正する条例について、議案第20号和気町公民館使用条例の一部を改正する条例について、議案第21号和気町立体育館条例の一部を改正する条例について、議案第34号平成30年度和気町住宅新築資金

等貸付事業特別会計予算について、以上6件に対する委員長の報告は、可決であります。6件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号、議案第18号から議案第21号及び議案第34号の6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 山本君。

○厚生産業常任委員長（山本 稔君） それでは、厚生産業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月13日午後1時から和気町役場の3階第1会議室において、厚生産業常任委員会委員全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託された議案34件、請願1件について慎重に審査いたしました。

まず、議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。老人措置費の減額理由についての質疑に対し、当初62名であったものが53名に減ったことによるものと答弁がありました。

また、人・農地プラン交付金の減額理由はとの質疑に対し、当初予定から辞退者1名と、離農者1組があったことによるものとの答弁がありました。

住宅管理費の工事請負費の減額内容についての質疑に対し、宮田住宅の4棟分が住み替え施策による引っ越し先の修繕等のおくれにより、解体工事費2棟分を減額したとの回答がありました。

次に、議案第4号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。これについては、特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第5号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。これも特に意見もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第6号平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第7号平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。これも特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

続きまして、議案第8号平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第9号平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。室原浄化センター廃止後の利用についての質疑に対し、防災倉庫としての利用を検討しているとの答弁がありました。

次に、議案第10号平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第11号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第12号平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。これも特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第15号平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。公有財産購入費の減額理由についての質疑に対し、矢田工業団地の用地購入の執行残であるとの答弁がありました。

次に、議案第16号平成29年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第17号平成29年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第22号和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。他県の住所地特例対象施設へ転出した被保険者の資格の取り扱いについての質疑に対し、今後は住所地特例者として引き続き岡山県の後期高齢者医療の被保険者とするとの答弁がありました。

次に、議案第23号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。賛成多数で原案どおり可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担割合についての質疑に対し、40歳から64歳の第2号被保険者数とのバランスの変化により、負担割合が増加してきているとの答弁がありました。

次に、議案第24号和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第25号和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。条例に定める基準は国に準じているのか、町独自で設定しているのか等の質疑に対しまして、基本的に国に準じているが、文書の保存年限のみ長く設定しているとの答弁がありました。

また、サービス事業所の充足状況についての質疑に対し、特養等の入所系サービスは充足しているが、在宅サービスについては拡充すべきものがあると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第26号和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。特に意見もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第27号和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。これも全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。条例に定める基準の対象についての質疑に対し、地域包括支援センターの運営等に関する基準であるとの答弁がありました。

次に、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。土木費、橋梁点検委託料860万円は何かとの質疑に対し、平成26年度から国の指導により5年に1度、橋長2メートル以上の橋梁を点検しているが、平成30年度は和気地区、石生地区の点検を行うものとの答弁がありました。

次に、住宅管理費の工事請負費1,350万円は何かとの質疑に対し、宮田団地2棟と朝日団地1棟の合計3棟分を取り壊すため予算計上したものの答弁がありました。

次に、生産物売払収入について、現在の特産品に加え、りんごを加工してりんご酢など、新たなものを開発してはどうかとの質疑に対し、特産品づくりについては商工会等とも連携をとり、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、道路維持費の工事請負費3,200万円の内容はとの質疑に対し、町道の維持工事費で主に舗装の修繕で路肩の補修なども対応するとの答弁がありました。

次に、和気町の障害者の就労支援の施設について、施設数や運営状況に関する質疑に対し、A型1施設、B型2施設があり、経営状態が特に厳しいという情報は無いとの答弁がありました。

次に、和気町の高齢者の健康増進や生きがいづくりに老人クラブとの連携が有効ではないかとの意見に対し、医療費等の抑制も期待できることから、連携に向けた取り組みを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第29号平成30年度和気町国民健康保険特別会計予算についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。保険料の滞納処分に係る差し押さえについての質疑に対し、納税相談を通して滞納者の実情を把握した上で、国税徴収法にのっとり適正に行っているとの答弁がありました。

また、特定健診の受診率向上に向けた対策についての質疑に対し、電話勧奨や受診期間の拡大等で受診率の向上が見られることから、今後も積極的に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第30号平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。医療機器の借り上げについての質疑に対し、心電計や超音波診断装置を医師の要望で導入し、より詳しい診断ができるようになったとの答弁がありました。

次に、議案第31号平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。保険料率の見直しについての質疑に対し、保険料の見直しにより保険料が下がったが、要因としては余剰金を充当しているとの答弁がありました。

次に、議案第32号平成30年度和気町介護保険特別会計予算についてであります。これは賛成多数で原案どおり可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。介護給付費についての質疑に対し、施設サービスや地域密着型サービスの給付費については、それぞれ実績に基づき予算計上していることや、高額介護サービス費の自己負担限度額は、それぞれの所得段階に応じて定められているとの答弁がありました。

次に、議案第33号平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第35号平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。これも全会一致で原案可決であります。

次に、議案第36号平成30年度和気町駐車場事業特別会計予算についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。駅前の駐車場は常に満車に近い状態であるため、定期駐車と一般駐車とのバランスをとっていつはどうかとの質疑に対し、平成29年度に定期駐車を46台から34台に減らした。平成30年度も状況を見て対応を検討するとの答弁がありました。

次に、駅南駐車場の違法駐車車両についての質疑に対し、執行部から、現在違法駐車車両3台について対応中であり、引き続き対応していくとの答弁がありました。

次に、議案第37号平成30年度和気町公共下水道事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第38号平成30年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第41号平成30年度和気町地域開発事業特別会計予算についてであります。これも特に意見もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第42号平成30年度和気町上水道事業会計予算についてであります。これも特に意見もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第43号平成30年度和気町簡易水道事業会計予算についてであります。これも特に意見もなく、全会一致で可決であります。

次に、議案第44号権利の放棄についてであります。これも全会一致で原案可決であります。

次に、議案第45号和気町道路線の認定についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。町道の認定基準についてどのようなものがあるかとの質疑に対し、集落間を結ぶ路線や開発により造成された道路、3戸以上の住宅が隣接している道路など、7項目の要件があるとの答弁がありました。

次に、請願第1号NPO法人和気サンシュユの会が進める薬木山菜萵の事業推進に関する請願書ですが、全会一致で採択といたしました。

なお、審査の過程で、次のような意見がありました。耕作放棄地対策としてはすばらしい取り組みではあるが、平成25年度から3年間の協働提案事業で取り組んでおり、協働事業は3年経過すれば後は独自運営で行うというのが本来の姿である。なかなか運営が厳しいので補助金をという内容のようであるが、執行部の方で検討いただいて判断していただきたいとの意見がありました。

以上、厚生産業常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第4号から議案第12号、議案第15号から議案第17号及び議案第22号の13件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第4号から議案第12号、議案第15号から議案第17号及び議案第22号の13件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第4号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第5号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、議案第6号平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第8号平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、

議案第9号平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第10号平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第11号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第12号平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第15号平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第16号平成29年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第17号平成29年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第22号和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、以上13件に対する委員長の報告は、可決であります。13件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号から議案第12号、議案第15号から議案第17号及び議案第22号の13件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第23号和気町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対でございますので、討論をさせていただきます。

今回のこの介護保険料の料率の改定は、3年に1度の定期改定で、基準保険料が現在5,000円であります。これが4月1日から5,900円に、率で18%もの引上げであります。前回の11.9%に比べると大変大きな引上げで、1号被保険者であります65歳以上の高齢者、主に年金暮らしの方にとっては、これは来年の消費税の引上げ、これも相まって生活を困難にする、破壊される大変な事態になると思います。そういうことで、反対であります。

また、介護保険は平成12年から始まってもう18年になると思うんですが、制度はある程度意義があったわけでございますが、今回のこの介護報酬の改定も今年は医療報酬の改定と同時で、ヘルパーさんの利用抑制が行われたりするというところもあるわけでありまして。そういう意味で、介護の質も悪くなり、二重の意味で今回介護の質が切り下げの方向になってきているということで、これでは困る。

そういう意味もあって、以上のような理由により、この条例改正案には反対であります。よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第23号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号から議案第27号、議案第29号から議案第31号までの7件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

議案第24号和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について、議案第25号和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、

議案第26号和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第27号和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第29号平成30年度和気町国民健康保険特別会計予算について、議案第30号平成30年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について、議案第31号平成30年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件に対する委員長の報告は、可決であります。7件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第24号から議案第27号、議案第29号から議案第31号までの7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成30年度和気町介護保険特別会計予算についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第32号平成30年度和気町介護保険特別会計について、この引上げで、先ほど申しました平均5,000円を5,900円に上げると。この保険料引上げによって5,200万円ほど会計収入が増えるということですが、被保険者の生活というものはたまったものではないというふうに思います。介護保険法の改正によるヘルパーさんの利用抑制等でサービスがよくなるということにはなりません。保険があっても親切な介護と言えることにならないのではないのでしょうか。経営されている介護事業所の方の経営も大変なようでございます。これでは、本当にこれから団塊の世代が介護を受けるようになる、このようなことでありますが、大変でございます。

以上のようなことから、この介護保険特別会計予算には反対であります。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号平成30年度和気町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、議案第35号から議案第38号、議案第41号から議案第45号までの10件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第33号、議案第35号から議案第38号、議案第41号から議案第45号までの10件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第33号平成30年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第35号平成30年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第36号平成30年度和気町駐車場事業特別会計予算について、議案第37号平成30年度和気町公共下水道事業特別会計予算について、議案第38号平成30年度

和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第41号平成30年度和気町地域開発事業特別会計予算について、議案第42号平成30年度和気町上水道事業会計予算について、議案第43号平成30年度和気町簡易水道事業会計予算について、議案第44号権利の放棄について、議案第45号和気町道路線の認定について、以上10件に対する委員長の報告は、可決であります。10件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号、議案第35号から議案第38号、議案第41号から議案第45号までの10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、これから採決します。

請願第1号NPO法人和気サンシュユの会が進める薬木山菜萵の事業推進に関する請願書について、請願第1号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、ごみ処理施設整備事業特別委員長に報告を求めます。

ごみ処理施設整備事業特別委員長 居樹君。

○ごみ処理施設整備事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、ごみ処理施設整備事業特別委員会におけます審査経過をご報告させていただきます。

去る3月9日午前9時から和気町役場3階第1会議室におきまして、委員10名、町長、副町長、総務部長、地域審議監並びに関係部・課長のもと、当委員会に付託されました議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）について、議案第14号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算について、議案第40号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についての4件につきまして、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）についてですけれども、特に質疑もなく、原案のとおり全会一致で可決しました。

次に、議案第14号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第2号）については、これも原案のとおり、特に質疑もなく、全会一致で可決しました。

次に、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算については、原案のとおり全会一致で可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がございました。来年度稼働する焼却施設の燃料及び物品等の購入について、長期包括的運営事業者が納入業者を選定するのかという問いに対し、長期包括的運営事業者では燃料などの納入業者選定については運営事業者が行うが、納入業者については町内業者を優先するとの運営事業者提案があり、毎年度計画及び実績の確認を行うものであるとの回答がありまして、あわせて長期包括的運営事業のモニタリング項目についても説明がありました。

次に、議案第40号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算については、原案のとおり全会一致で可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がございました。平成30年度の決算をもって解体基金の残金を和気、赤磐及び備前で案分して返金するのかという問いに対し、適正閉鎖時まで本特別会計で、管理を行うとの回答がありました。

以上、ごみ処理施設整備事業特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

議案第14号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、これから採決します。

議案第14号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第14号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成30年度和気町一般会計予算についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第28号平成30年度和気町一般会計予算について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

和気町公式のホームページのリニューアルや地域交通網の実施検証業務委託料、そして成年後見制度の支援や全国瞬時警報システムの更新事業、そして老人福祉費や障害者福祉費、スクールバスの置き場の整備等、住民に大変役立つ大切なことをなすために各種施策について意義あることと思います。そういうところは評価するわけですが、残念ながら和気町は岡山県内で特異でございまして、依然として隣保館管理費1,500万円以上、人権啓発推進費約1,100万円、集会所管理費約300万円等を含めて、約3,000万円を人権事業として計上。特に運動団体の補助金300万円、その研修等の旅費が約200万円については、事業が終わって内容が初めてわかるというふうな、そういう地域任せというか、そういうことで大変不透明であり、もうこの県内でも廃止している自治体がこれはほとんどである、そういう事業であります。

平成28年、部落差別解消推進法が制定されましたが、その差別は解消に向かっているという現実、それに逆行するような動きで、大変この法律制定については懸念があるというふうに私は思っております。和気町では以前の特別措置法が終わった段階で人権条例を別途つくって独自にいろいろ事業をやっているわけですが、かなり社会的には解消に向かっているにもかかわらず差別を残す作用がある、そういう事業、これはやめてしまって、本当に真っすぐに解消に向かう和気町にするべきだと思います。そう思いますので、この一般会計には反対であります。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第28号平成30年度和気町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号に対する各委員長の報告は、可決であります。議案第28号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第28号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号については、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、これから採決します。

議案第40号平成30年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について、議案第40号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第40号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月9日午前9時45分より役場3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、慎重に審査をいたしました。

本委員会の付託案件は、2件でございます。

初めに、議案第13号平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がございました。歳入が1,400万円程度減っているが、もっと集客に力を入れるべきとの問いに、IPUの野球部の監督を通じてPRをさせていただいている。また、多目的ホールも使っていただくよう、ダンス部の方にも声かけをしているとの答弁がございました。

また、食料料と利用料が1,740万円程度減額しているが、どのような分析をされているのか。また、薬膳料理はどうなっているのかとの問いに、宿泊がビジネス系の形が多くなっており、50%を超えるような状況になってきている。また、温泉の利用率が減っているため、売店またレストランの売り上げが少し落ちている。薬膳料理については今後料理長と検討したいとの答弁がございました。

また、29年度は約1,000万円の赤字が見込まれているということだが、許容範囲はどれくらいかとの問いに、今の交流人口をぜひ増やしていきたいという観点から、許容範囲は持っていないとの答弁がございました。

また、責任者を専任体制にできないかとの問いに、その分営業利益を上げないといけない。現在、専任は考えていないとの答弁がございました。

次に、議案第39号平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算については、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がございました。修繕料の600万円を計上しているが、和室等の改造を考えているのかとの問いに、集客に向けての部屋の改修も今後検討していきたいとの答弁がございました。

また、この特別委員会に支配人の代理を出してほしい。

また、ポンプの故障があったため29年度は収入が減っているが、今年度は頑張してほしいとの要望がございました。

以上、簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第13号及び議案第39号の2件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。
お諮りします。

議案第13号及び議案第39号の2件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第13号平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第39号平成30年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について、以上2件に対する委員長の報告は、可決であります。2件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号及び議案第39号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 万代君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（万代哲央君） 和気町学校・園再編成整備事業特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月9日金曜日午前10時40分から和気町役場3階第1会議室におきまして、委員全員出席、執行部から町長、副町長、教育長及び関係部・課長出席のもと、当特別委員会に付託されました議案第2号、議案第3号について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第2号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更については、全会一致で原案は可決されました。

委員から、児童の安全面からスクールバス車庫の周囲にフェンスは計画しないのかとの質疑に対しまして、校庭の周囲にフェンスが設置されており、隣接する駐車場のフェンスまでは予定していないとの答弁がありました。

これに対し、同じ委員から、洗車用の水道設置も考えられる。また、休日の管理面からも施錠などの対策について検討してほしいという質疑があり、これに対して、洗車用の水道設置については、洗剤を使用した場合は農業用水に流れ込むため下水へ流す必要があることから、今後検討すると答弁がありました。

また、別の委員より、低水圧改善工事について、統合により児童数が増えたことが要因なのか、概要を教えてくださいという質疑があり、人数が増えたことも要因の一つである。加えて、昭和55年建築であるため、35年余り経過しているため配管が劣化しており、平成29年度においても管の詰まりが発生し、その都度詰まり抜き作業を行っているのが現状である。改善については、高架水槽の位置をできるだけ高くし、水圧が下がらないよう階層を分けて配管する計画であるが、改善方法については設計委託業者と再検討の上実施すると答弁がありました。

同じ委員より、建築年数が経過すれば配管も劣化するが、ほかの学校は問題ないのかとただしたのに対し、佐伯小学校で下水管が詰まり、切断してみると汚物が固形化した状態で発見されたことから、管の取り替えと同時に、あわせてトイレを洋式にする経費を修繕費で計上している。平成30年度、長寿命化計画を策定し、各学校のトイレの洋式化を検討して、計画的に改修を行っていきたいと答弁がありました。

また、別の委員より、和気小学校の新たな駐車場について、校門前の駐車場は隣が畑で段差もある。西側駐車場もコンクリート張りのみで、バックする際危険である。また、和気小学校体育館のくすんだ外壁の改修はいつ改修するのかという質疑があり、校門前の駐車場については車止めを早急に設置する。西側駐車場についても検

討する。また、体育館の外壁の改修については、補正予算または来年度当初予算要求で対応を考えると答弁がありました。

次に、議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）については、特に質疑もなく、全会一致で原案は可決されました。

その他で、委員より発言があり、公共交通としてスクールバスを運用する考えはあるのかとただしたのに対して、スクールバスについては地域公共交通会議の中でも検討項目として上がっているが、登下校便以外に臨時便の運行も増えていることから、現状では公共交通としての利用は難しいと考えていると答弁がありました。

また、同じ委員より、土日の休みに祭り事、イベント等に利用することは契約上可能なのかとただしたのに対し、振り替えによる土日運行もあり、可能と考えている。現在、年に数回は大型免許所有の職員でイベント対応の運行を行っているとの答弁がありました。

以上、簡単でございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

議案第2号及び議案第3号の2件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第2号及び議案第3号の2件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第2号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について、議案第3号平成29年度和気町一般会計補正予算（第9号）について、以上2件に対する各委員長の報告は、可決であります。2件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号及び議案第3号の2件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

ここで2時30分まで暫時休憩といたします。

午後2時14分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第46号工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、追加議案にしております議案第46号の工事請負変更契約の締結についてであります。平成28年度農業用施設災害復旧事業、万能池災害復旧工事の施工に伴い、堤体の基礎処理の追加、築堤土のセメント改良工及び土捨て場の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明いたしました。詳細につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審査、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第46号の細部説明を求めます。

産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第46号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第46号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号を会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第46号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第46号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、発議第1号和気町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

5番 万代君。

○5番（万代哲央君） それでは、説明をさせていただきます。

お手元に1ページ、2ページ、3ページとございます。

1ページ、発議第1号和気町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてということでございます。

上記の議案を地方自治法第112条及び和気町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。平成30年3月16日。和気町議会議長当瀬万享様。提出者、和気町議会議員万代哲央。賛成者、和気町議会議員山本泰正。

2ページをお開きください。

この条例につきましては、平成26年6月23日に、条例第11号で公布されております。

3ページの方を見ていただきたいと思います。

3ページに新旧対照表をつけておりますが、こちらをごらんいただきまして説明をさせていただきます。

表の左側、現行では第2条に議決すべき事件といたしまして、第1号、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止に関するこ

と、第2号といたしまして、町立学校・園統廃合整備基本計画の策定、変更又は廃止に関することでもあります。

今回提出いたしました案では、表の右側に改正後の案としてつけております第1号、第2号に追加いたしまして、第3号といたしまして、防災都市公園整備基本計画の策定、変更又は廃止に関することでございます。この規定を追加するものでございます。

現在、町が計画している防災都市公園整備は、町にとっても、町民にとっても重要な公の施設に位置づけられると考えます。したがって、整備基本計画、財政計画は議会の議決に付するに相当する事件と考え、この条例に追加することが妥当と判断し、提案するものでございます。

以上が提案理由でありますけど、できれば少し丁寧に提案理由を聞きたいという方もおられますので、少し追加して提案理由を述べさせていただきます。

一昨日の一般質問におきましても、この事業に関しまして私と同僚議員が質問しましたが、私は一層質問によりましてこの事業の問題点が浮き彫りにされたと感じたところでもあります。これにつきましては、詳しくは今述べませんが、町の一般会計予算規模の2割以上にもなるかとするこの事業、たとえ進めるにしても基本計画、財政計画が見える化していくというのが、この事業の出発点になるのではないかと考えます。そして、町民の皆様はその基本計画、財政計画を示していくと、そういうところが出発点であると考えます。町民の多数が賛成するのを見きわめることが大切だと考えます。また、費用対効果がつり合うのか、また維持管理費のこと等々、これから議論、検討を深めていくことが何より大切と考えます。条例化した上で、今後議員全員が議論、検討を最終的には基本計画の賛否を問うという形で議会としてチェック機能を果たすということが我々議員の役割と私は考えます。

以上、提案理由といたします。

○議長（当瀬万享君） ここで暫時休憩といたします。

午後2時43分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、発議第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 私は、どちらかといいますと、この防災都市公園整備計画については賛成できない、反対の立場なんです。それで、以前の学校統合についても基本的には反対だったんです。このもとの議案ができるときに、私はこういう議案ができると町立学校うんぬんと、こういう条例をつくと前へ進めることになる。現実には、ああいう形で、町民の声をほとんど聞かないで学校統合は進められていった、それが現実だと思うんです。だから、ここへまたこれをやったところで、それが一向に計画に対する反対論のくさびにも何にもならないんじゃないかなという気がするんですけど。要するに条件変更、条件闘争するだけだというふうに思います。それよりは、私はもうむしろ住民投票条例をすとかそういうのがあると、それから現に政治戦、町長選挙があります。ないと思われている人が多いですけど、恐らくその方が町民にこの争点について聞くという姿勢で選挙をやられるようですので、それを含めて後で推進する方があれば、これをどんどん条例をもつとすとかというふうにしてもいいわけなので、どうも私はこれは焦って拙速に止めなさいいけないからということでこれを出してきたと、そういう感じです。私はもちろん賛成ではないんですけど、反対の立場なんですけれども、これをやると一歩前に進めることになるというふうな気がするんですけど、どうも賛成できないんですけども、その辺をもう一度、コメントがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 西中議員の質問というよりは、考え方をお聞かせいただきました。

私が西中議員に申し上げたいのは、西中議員は今学校・園統廃合、これを議会の議決すべき事件として、これは町側が提案してきたことです。それで、西中議員の考えとは違ったかもしれないけど、今のような統廃合ができています。しかし、この私が提案させていただいた防災公園につきましては、議員発議でやらせてもらったんですよ。今の西中議員の発言にもございましたけども、これから賛成とか反対とかということを最終的に意思を表明するのは各議員じゃないですか、1人ずつじゃないですか。それは、今までの1号、2号とはまた違って、議員が積極的にこれを発議してこの条例に加えようと、そして自分たちの意見、考えをやろうと、そういう場をつくろうと、町の執行部と議員との間で基本計画、財政計画を一つのたたき台といいますか、土壌に置いてそこから始めようと言っとるわけです。

だから、西中議員の今の発言の中には、2号で自分は反対したけども、進めるその要因にこの2号が加担しているようなご意見かと思えますけども、私は3号におきましてはそういうんでなくて、議員の発議でやるわけですから、その辺のところのご理解をいただきたいと思えます。

○議長（当瀬万享君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 残念ながら、条例は条例だというふうには私は思います。それが条文としてできたら、それはそのまま自然にそういう方向にというか、執行者がどういう姿勢であるかによるわけですけど、そういうふうに進められるように思いますので、私はちょっとここでは待った方がいいんじゃないかなというふうに思います。それは見解の相違だとおっしゃると思えますけれど。まあ何かあれば。

○議長（当瀬万享君） 万代君、答弁あります。

5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 今、西中議員はそういうふうに言われましたが、私はその考えと全く逆です。条例は、町側が出せますけど、議員が発議して出せるんですよ、今までやってないだけで。大きな権利じゃないですか。そういう面を議員としてやるべきじゃないんですか。つくって、これが一つ基本計画を進めていく、前進してるというんじゃないんで、そうじゃないんですよ。そこから始めようというんです、出発点として。そうじゃないと土壌がないじゃないですか、話をする。条例化したら、それは町の思うようになるとか、そういう発想じゃあちょっと違うんじゃないかなと思います。条例は、地方自治法に書いてあるとおり、議員の発議、これは大きな意味があるんじゃないですか。

（8番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

3番 山本君。

○3番（山本 稔君） 万代議員にちょっとお伺いしたいんですけど、この提出は今議会でないといけないというふうに思われて出されたと思うんですが、そこら辺のことをちょっと聞かせてください。先ほども言われたように、新しい町長が決まってからこういうのを出されても僕は遅くはないと思うんですが、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 言葉をお返すするわけにもまいりませんが、今回こういう条例を出したことが、表現は悪いかもかもしれませんが、決して早過ぎるとは思いません。実際に国土交通省の方へもう補助申請を1月にやっとなつてから。そういう現実が今あって、先ほどもこういう条例を出すんだったら時期があるような話がありましたけど、時期はもう既にいつやっても遅いぐらいじゃないんですかと私は考えてます。賛成とか反対とかというよりも、今の現実を直視すれば、実際にこうやってもう動いて内示まで来るような状況になっておる中で、何も町民は知らされてないわけですよ。で、財政計画が19億円幾らと言われましても、その中身さえわか

らんわけですよ。防災公園のその規模さえもわからない。どういう機能を持ったものかも。そういう中で、誰が町長であっても、それから少なくとも、理屈かもしれませんが、こういうことは平成29年度からもう既に始まっているわけですから、それは行政は継続であればそれこそ一日でも早くこのことについて町と議会の間あるいは町民の間で話し合うべきであると思います。したがって、時期とかというのは、私もさっき聞いてたらよくわからない、意味が。そら現実を見れば、今でこそというか、今が一番早い時期、大切なとき、適正な時期だと思います。

(3番 山本 稔君「わかりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) 賛成者が提出者に質問するんですか。質問するんじゃない。

6番 山本君。

○6番(山本泰正君) 一昨日ですか、一般質問でもいろいろお話がありましたが、ぜひこれは必要だという判断で出されたものですが、ここで仮に出さなかったとしても、もしそれができるのであれば補助申請をやめてもらうとかというようなことをしてもらわない限り、議会には全く補助申請をするという話はないままに補助申請もしとる、それから請願に対しても6対4という議会の——これは議決ではありませんが、拘束力はありませんが——そういう結果がある。その中で、補助申請をするというのは非常に執行部の独断で、走ったことと言わざるを得ない。その中で、執行部の暴走をセーブするためにもこの条例は必要であるという考えで私は賛成いたしておりますので、質問とは違いますかもしれませんが、私の考えを述べさせていただきました。

○議長(当瀬万享君) 万代君の答弁要ります。いい。

(6番 山本泰正君「よろしい」の声あり)

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) 第2条というのがありまして、2条の3号のところ到现在の出るわけですが、第2条の1というのをに入れて、柱だけを入れまして、議員発議という括弧の中に入れといて、そして今このままでは第3号になっておりますが、その第2条の1の後に防災都市公園整備基本計画の策定又は廃止に関することというのを入れたら、この条例としては議員発議というのが出てきてわかりやすくなるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長(当瀬万享君) 5番 万代君。

○5番(万代哲央君) 今、柴田議員が言われたのは、総合振興計画と関係があるからその後というふうな意見かなと思いますけど、第2条の1号と2号は定まったものですから3号以外に入れるところはないと私は思います。また、条例ですから、別に議員発議とかなんとか書くものでもないんじゃないかなと。よく私も詳しくはわかりませんが、そう思います。

○議長(当瀬万享君) 柴田さん、いいですか、もう。

(11番 柴田淑子君「あのう……」の声あり)

あのうじゃなくて……

(11番 柴田淑子君「いいんですか」の声あり)

いやいや……

(11番 柴田淑子君「条例のつくり方として……」の声あり)

席順とお名前を言って発言してください。

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) 済みません。第2条の1というのをに入れて、括弧の中に柱書きを入れますと、3項の分を全部取ってしもうて議員発議というのを柱に入れといて、そのまま続けていくことができると思いますが、そうしたらどうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） ちょっとよく理解できんともありますけど、効力としては一緒じゃないんでしょうか、効果としては、条例の。そういう意味じゃないん。どういう意味でしょうか。

（11番 柴田淑子君「条例のつくり方……」の声あり）

○議長（当瀬万享君） 柴田さん、待ってください。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 法律の文章のつくり方というのを見ますと、第2条の1号、2号がありますが、その後第2条の1というのを入れることができます。3条も次々あると思うんですが、第2条「の」というのは平仮名で1としとして、そこにこの3号の文章をそのまま入れていくんです。第2条の1の後に柱書きを入れるものが、例えば第2条の前に議決すべき事件というのがありますが、そういうふうな形で議員発議というのを入れていきますと、文章として整った文章になるんじゃないかなと思います。

○議長（当瀬万享君） 5番 万代君。

○5番（万代哲央君） 私そこら辺のつくり方はちょっとよくわかりませんが、普通は第2条の1とか2とかがありますが、それは2条に関係したことをまた書くのが普通じゃないかなと思うんですが。今私が提案させてもらっております（3）といいますが、第3号という形でも効力是一緒じゃないかなと思いますけど。あとちょっと詳しいことはよくわかりませんが。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、発議第1号の質疑を終わります。

万代君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第1号を会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第1号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 反対討論をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 異議がありますので、これから発議第1号に対する討論を行います。

原案に反対者の発言を許可します。

10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 発議第1号和気町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

この条例は、先ほど町長からもお話がございましたように、平成23年5月に地方自治法の一部改正により、基本構想を定めるための議決の義務づけは廃止されましたが、総合振興計画の基本構想は従来からの町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務はなくなっても策定すべきであり、まちづくりのビジョンである基本構想は町民の代表である町議会の議決を経ることで、町全体の総意により策定、変更または廃止すべき事項であるため規定されました。

また、町内の教育環境の整備指針である町立学校・園統廃合整備基本計画についても、町民の代表である町議会の議決を経ることで、町全体の総意により策定すべきであると考えため、議決すべき事件として規定をされました。

今回提出しております防災都市公園の整備基本計画の策定、変更または廃止に関することについては、和気町の最上位計画であります第1次和気町総合振興計画の枝葉の部分である基本計画に掲載すべき事項であります。したがって、議決事項の対象外であり、執行権の侵害のおそれもあるのではないかと考えられます。

また、来月には町長選挙も執行される予定でありますので、新しいリーダーが決まってから議論すべきであり、時期尚早であると考えます。

以上の理由により、発議第1号に反対であります。議員の皆様の賢明なご判断をお願いいたします。

以上で反対討論といたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本泰正君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今までの経緯、学校統合からひっかきまして、跡地利用の件、ここからスタートした案件のようになっておりますが、私も一般質問を12月、今定例会と2回させていただきました。状況というのは、環太平洋大学が本当にすばらしい球場もつくっていただいております。和気町は地主であります。年に5回や6回、大きい大会をあそこでやらせてもらうのは十分できること。佐伯のグラウンドも整備した。野球チーム、ソフトボールチーム等も少なくなつて、利用者からの不平不満はないという現状の中で、一步立ち止まって球場等はやってもいいんじゃないんかという話の中で、防災都市公園で2分の1の補助があるからということで急きょ出てきた話であり、和気町の財政状況、今年度の当初予算においても、骨格予算とはいえ2億円の基金の繰り入れをする。そして、佐伯町との合併の特別交付税は3年で0になります。このような状況を考えたときに、本当に和気町に球場が必要なのかと私は思っております。

それから、防災面は、いつ、どこで災害が起こるか分からない。亜熱帯に近い気候になってきて、ゲリラ豪雨等で大変なことになる可能性もある。それは十分認識しますし、防災対策であれば、各地域でしっかりしたものをつくってほしい。前回の一般質問でも申し上げましたが、現計画地域は非常に適地ではないという判断を私もいたしております。といいますのも、鶴飼谷川は、最下流を除いてはほぼ天井川に近い状態で、吉井川の水位が上がればゲートを閉める、遊水池になりかねない状況だということも申し上げたいと思います。

それより何よりも、請願を6対4で不採択になったこの現状を踏まえて、議会には何も報告も相談もなしに1月に補助申請をした。こんなことが議会で許されるのでしょうか。私は非常に立腹しております。執行権の濫用としか言いようがない。議会軽視としか言いようがない状況でございます。町長にもうここまで言いますが、任期がまだあれば不信任あるいはリコールに匹敵する問題だというぐらいに私は思っております。これを許していけば、どういう状態に今後なるかわかりません。議会の面目を保ち、そして執行部の暴走を止めるためにも、この条例は必要であるという認識で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ほかに討論はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 私も、万代議員と同じように、この防災都市公園については反対で、万代議員はただ条件闘争を今考えられとんのかなという感じがしてきましたけれども、それでうまく学校統合も切り抜けたらよかったのかもしれないけれども、私についてはちょっとそういうふうには理解できなかった。

今回も、残念ながら、執行部はもう補助金申請までして、もうどうも箇所づけまでされてるんじゃないかなという状況でございます。ただ、地権者はまだ理解されてない方もいる。そういう現状であります。その中でどう

すればいいかと。それから、町長選挙がある。それも考えますと、ここで拙速に、その条例にそこを付加して文章を変えるということをしたからといって歯止めにも何もならないし——歯止めという言葉がおかしいですけども——私自身は、町民にきちっと聞いて、それを判断をしていくと。恐らく町民の方は、19億円うんぬんというものは必ずしも理解されないんじゃないかなというふうに思っております。そういう点ではある程度意見が一致したわけなんですけど、前の請願の件では。ただ、今回のこの条例制定については、これが条例として防災都市計画、そういうものがそこに盛られるということになると一歩進めるというふうに私には思えるので、私は賛成いたしかねます。ぜひそのように賢明に議員諸氏もご判断をいただいた方がいいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに討論はありませんか。

4番 居樹君。

○4番（居樹 豊君） それでは、反対討論が複数出られたんで、私も賛成といいますか、考え方を。

皆さん方、先ほど別室で言うたけども、私総括的に言うたつもりだけでも、今回の条例というのは、今答えを先読みしてやる、やらんとかということとチャンポンで考えるとおかしいことになる。西中議員も言われたけど、これをやるから推進とか推進せんとかということとは、これよく読んだら、あくまでも条例で深く議論しましょうということをするので、だから、議員たる者、これに基本的に反対はないというのが普通です。熟慮しようと、議会と執行部で十分、それも小さいちんけなことはいいけども、大きな問題はやっぱりもうちょっとということで、先ほど言うたばあじゃけども、その辺は私の説得力がないんですけども、やはりこれは条例ですから、執行部と大きな問題はやりましょうということで、そのことの意味をしないと、皆さんの結論ありきみたいな、する、せんとかということとちょっと切り離して、まだそういう段階でもないし。ただ、確かに今回手順といますか、1月中旬に出されたというようなことを漏れ聞きましたけども、だからそれができたということは、基本計画たるものは形として、正式な提示を私らも見えてないんですけども、概略は規模とかありましたけども、だから今段階でもそら確かに時期は、本当はこういうのが昨年の9月段階からこれたしか発したと思うんです。その辺でから、あるいは委員会でも、たしかに時期的にはちょっと時期を逸してるけども、もうここでこうすることで条例が可決されれば、改めて基本計画を皆さんに再度周知されたらいいんじゃないんですか。別に何も問題あらへんと。恐れることはないです。きちっとやっぱり町として自信と確信を持って詳しく説明する。ただ、今中身が消化不良じゃからこういうことになってる。そこんところが皆さんいろんな考え方で、10人おれば考え方は違うけども、やはりこれ先ほど言いましたが、少し立ち止まって考えないと、基本計画というのはもうこれはここまで来たらできとんじゃろうけども、前後するけども、改めて知っていただくと。

それから、次の手順として、例えば国の予算がついたとします。それはもう時期的に現体制ではできないですよ。新しい執行体制の中でやるしかない。これは当たり前のことです。それと、今回の議員発議の先延ばしというんとはちょっと違うんです。それはまだ決まってねえものを今言うてもできんのじゃから、今できることは、十分議論しましょうということとはもう、これは議会にとってそんな問題があることとは思えません。先読みしてというのが、さっきの学校問題ではトラウマかもわかりませんが、それはそれぞれ考えがありますけども、これはその場その場できちっとした議論をして、正々堂々と物を言うというのが我々議員の役割じゃから、そういうふうにぎくしゃくした形じゃなしに、もうちょっとそれこそ冷静にこの議論というのは議会でもう少ししっかり話し合おうと、単純に言えばそういうことですね。余り複雑に考えるよりも、きちっとそういうことで、条例という形で多少枠組みをつかった方がよりいいんじゃないかなということで、別に町に対する不信感でつくったわけじゃない。そういう大きなことはやっぱり、先ほど言いましたが、まだ町民どころか、区長さん方も十分詳しいことは、我々より少し落ちるけども、まだそういう段階ですので、余り先々先々言ようとあれなんで、やからちょっと混同しとると感じるじゃないでもないんですけども。だから、もうちょっとシンプルに、議会と十

分話をしようということで、反対しようりゃあ別じゃけども、一言で言やあそういうことで、この条例の改正は十分に熟慮して、議会ともうちょっとタイムリーに。確かに今この時期というのは、今回時期がおくれとるから出たんかもわからんけども、やっぱりそれはもう一回やりましようよということで、基本的に反対しとる人はいないと思うん。ということで、言いたいことはまだありますけども、この辺で終わりたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 以上で討論を終わります。

これから発議第1号の採決を行います。

この採決は、起立によって採決します。

発議第1号和気町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立少数です。

したがって発議第1号は、否決されました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、選挙第2号和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙について、選挙を行います。

ここで事務局長に簡単に説明させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 選挙第2号説明した。

○議長（当瀬万享君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

選挙第2号和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙について、和気老人ホーム組合議会議員に広瀬正男君を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました広瀬正男君を和気老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました広瀬正男君が和気老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広瀬正男君に、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました広瀬君に当選の承諾及び挨拶を自席からお願いいたします。

9番 広瀬君。

○9番（広瀬正男君） このたび議長の推薦また議員の皆様のご賛同をいただき、ありがとうございました。和気老人ホーム組合議会議員として、老人ホームの健全育成、それから利用者の安心・安全のためにしっかり全力で頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ありがとうございました。

以上で選挙第2号和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙についてを終わります。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

平成30年第1回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回提案いたしました諮問2件、計画変更2件、補正予算15件、条例制定及び改正10件、当初予算16件、権利放棄1件、道路認定1件、そして本日追加提案をいたしました工事請負変更契約1件につきまして慎重にご審査をいただき、ご議決を賜り、まことにありがとうございました。

今議会におきましていろいろとご議論とご指摘をいただきました当面の課題であります今後の行政運営等につきましては、これまでの成果等の検証を行い、評価結果を十分に踏まえながら、行政運営並びに諸事業の検討、効率化に努めてまいります。

本町の平成29年度、本年3月1日現在の人口動態ですが、転入者から転出者を引いた社会動態はプラス81となり、今年度としては16年ぶりの転入超過という傾向になっております。その一方、出生から死亡を引いた自然動態はマイナス158と、減少の一途をたどっております。結果的に見れば、人口減少に歯止めがかかりつつあるものの、町全体の人口は依然として減少が続いておるという状況でございます。

こうした状況を踏まえて、引き続き教育や子育て環境の充実などによる、移住・定住促進施策並びに地元で働く場の確保等、本町で安定した生活環境が出生率を向上、ひいては自然動態の超過にも結びつくというように、関連施策を強力に進めることで人口の減少問題の克服につながるものと確信いたしております。

次に、平成28年度から県からの派遣により、本町の地方創生の推進に陣頭指揮をとっていただきました野津地方創生課長が3月末をもって県の方へ復帰します。野津課長には2年間、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる政策につきまして、行動力とリーダーシップをもって取り組んでいただき、厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご活躍をお祈りいたします。そして、この後、野津地方創生課長の退任の挨拶の場を、議長のご配慮をい

たたくますようよろしくお願ひ申し上げます。

そして、最後になりましたが、3期12年、議員の皆さん、町民の皆さんには大変お世話になりました。今後も、地方創生の取り組みが本町への新しい人の流れとなりますよう、ますますの町の活性化につながることを期待いたしております。

議員の皆様におかれましては、健康に留意されまして、ますます町政発展のためにご活躍されますようお祈りいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当に、3期12年間ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ここで野津地方創生課長から挨拶の申し出がありますので、許可します。

地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 議長からお許しをいただきましたので、最後のご挨拶ということでさせていただきますと思います。

本年度最後の議会の場でご挨拶の機会を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

平成28年4月より人事異動で岡山県庁から和気町地方創生課課長を拝命いたしまして、人口減少対策という地方自治体における喫緊とも言える課題に当たらせていただきました。私の中では、特に公営塾の開校やオンライン英会話の開設、佐伯地域におけるコンビニエンスストアの出店、更には移住者に向けたお試し住宅の整備など、和気町の魅力及び利便性を町外の方に知っていただき、町内への移住・定住に結びつけるための事業が非常に印象深く感じられております。

この2年間を振り返りますと、1年目は、先に本町から国に復職されました小西総合政策監を中心に、役場のスタッフの皆様と一丸となりまして、それこそがむしろに戦略等を進めてまいりました。2年目は、いささか役不足ではありますが、私なりに政策監退任後のこれまでの取り組みをどのように全町に浸透し継続させていけるかということに主眼を置きながら職務に当たってまいりました。こうした取り組みによりまして、町の人口動態、とりわけ社会動態は、先ほどの町長のご挨拶にもございましたが、転入超過に転じることができました。これは、これまで取り組んできた施策に一定の結果が出たものと感じております。それもこれも、町議会議員の皆様方並びに執行部の先輩諸氏のご指導によるものとただただ痛感しておる次第でございます。転入超過とはいえ自然動態による減少はまだ激しく、人口増加という最終目標にはまだ道半ばであります。

また、地方創生課の取り組みだけで社会動態が転入超過になったわけではないとも考えております。こうした取り組みを更に前に進めていくことこそが、人口減少に歯止めをかける大きな要因の一つであるということも事実でございます。和気町が全国に先駆けました地方創生の成功例と言われるよう、県庁に帰りましても一生懸命応援してまいります。

2年間という短い期間ではありましたが、ここで培いました皆様とのご縁を大切に、県政に邁進したいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審査を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

ただいま大森町長から、閉会のご挨拶とあわせまして、本議場では最後にあるとの思いの中から、議員皆様にお別れのご挨拶がございましたので、議長といたしまして一言申し述べさせていただきますと思います。

3期12年という長い間、和気町の発展のために頑張ってくださいましたことを、議会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。平成18年3月、旧佐伯町と旧和気町の合併により新和気町が誕生し、新たな町のかじ取りを任されたわけでございます。その間、和気駅周辺整備事業、光ファイバーによる情報通信網の整備、株式会社岡山和気ヤクルト工場誘致、小学校・幼稚園・保育園の統廃合、公営塾を初めとする教育の取り組み等、多

くのご功績、ご努力に深く敬意と感謝の意を表すものでございます。町長、十分余力を残しながら惜しまれての勇退でございます。残された任期中はもちろんのこと、ご勇退後におきましても更なる和気町の発展のために大所高所からご指導いただきますことを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

また、先ほど挨拶がありました野津地方創生課長におかれましては、2年間という短い間ではございましたが、和気町の地方創生の取り組みにご尽力いただきまして大変ありがとうございました。新任地におかれましても、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げます。

議員各位におかれましては、常に住民の目線に立った議会活動に邁進していただき、町政発展のために皆様方の一層のご協力とご努力をお願いいたします。これから春めいてまいります、お体にはご自愛していただくとともに、健康にご留意され、議員活動にご精進していただきますようお願い申し上げます、まことに簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして平成30年第1回和気町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでした。

午後4時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月16日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 安 東 哲 矢

和気町議会議員 山 本 稔